

令和 7 年度

# 包括外部監査の結果報告書

(学校教育に係る財務事務の執行について)

八尾市包括外部監査人

公認会計士 常峰 和子



# 目次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類	1
【2】選定した特定の事件	1
【3】特定の事件を選定した理由	1
【4】監査対象部署	1
【5】包括外部監査の方法	2
【6】包括外部監査人補助者	3
【7】包括外部監査実施期間	3
【8】利害関係	3
【9】略称等	3
第2 監査対象の概要	4
【1】八尾市教育委員会の概要	4
【2】市立学校の概要	11
【3】教育費の状況	15
【4】第2期八尾市教育大綱の概要	17
【5】八尾市教育振興基本計画の概要	19
【6】八尾市第6次総合計画の概要	23
【7】事務事業評価の概要	25
【8】監査対象事業	28
第3 監査の結果及び意見	30
【1】監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	30
【2】監査の結果及び意見の全体像	31
【3】監査の総括意見	34
第4 個別の事業と紐づかない監査の結果及び意見	39
【1】複数部署にまたがるもの等	39
【2】現地調査に係るもの	42
第5 個別の事業執行に係る監査の結果及び意見	51
【1】学力向上推進事業	51
【2】英語教育推進事業	56
【3】小中一貫教育推進事業	61
【4】子どもが輝く学校づくり総合支援事業	65
【5】学校図書館活用推進事業	70
【6】教育振興基本計画推進事業	76
【7】小学校給食管理運営業務	82
【8】中学校給食管理運営業務	88
【9】児童生徒等及び教職員の保健管理、環境衛生業務	92
【10】特別支援教育推進事業	96
【11】教育相談事業	101
【12】スクールソーシャルワーカー活用事業	106
【13】就学援助事業	112
【14】奨学金事業	117
【15】学校管理下における事故の災害共済給付制度に係る事務	122
【16】学校ICT活用事業	127
【17】小規模特認校における特色ある教育推進事業	131

【18】学校適正規模等推進事業 .....	143
【19】小学校給食施設整備事業 .....	155
【20】学校施設計画推進事業 .....	159
【21】人事管理業務 .....	164
【22】通学路の安全確保事業 .....	169

## 第1 包括外部監査の概要

### 【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

### 【2】選定した特定の事件

#### 1. 包括外部監査の対象

学校教育に係る財務事務の執行について

#### 2. 包括外部監査対象期間

原則として、令和6年度を監査対象期間とし、必要に応じて監査作業実施時点における令和7年度の状況及び令和5年度以前も含めた。

### 【3】特定の事件を選定した理由

市では、学校教育と社会教育の連携を深め、教育に関する施策を総合的・計画的に進めていくことを目的として、令和3年3月に「八尾市生涯学習・スポーツ振興計画」と「八尾市図書館サービス計画」の趣旨を包含する「八尾市教育振興基本計画（令和3年度～令和10年度）」を策定し、計画の基本理念である「認め合いともに生き 未来を切り拓く八尾の教育」を実現すべく、学校、家庭、地域、各種団体など多様な主体と行政が連携・協力しながら各種施策に取り組んでいる。

一方、教育をとりまく環境が変化する中、個別最適な学びと協働的な学び、教員の指導力向上・働き方改革といった観点からICT環境のさらなる整備が求められている。また、就学環境の整備という観点から、学校規模の適正化・学校施設設備の老朽化対策といった課題も認識されているところである。

財政面でも、令和6年度の一般会計における教育費予算は84億円であり、歳出総額に占める割合は7.1%と重要性が高くなっている。

教育振興基本計画や関連する計画を踏まえ、学校教育に関する現状把握に基づき、正確な課題認識を行い、その対応について財務事務の執行状況、経済性・効率性・有効性の観点から監査を行うことは有効であると考え、監査テーマとして選定した。

### 【4】監査対象部署

教育委員会事務局等

## 【5】包括外部監査の方法

### 1. 監査の視点

- ①対象とした事務事業は関連諸法令・諸規程に基づき適切に行われているか。
- ②対象とした事務事業は効果的かつ効率的に行われているか。
- ③対象とした事務事業は経済性に配慮して行われているか。
- ④対象事務の内部統制は適切に整備・運用されているか。
- ⑤事務事業について適切な評価が行われ、適時に見直しが行われているか。
- ⑥業務や施策に関する情報が市民にわかりやすく提供されているか。

### 2. 監査の方法

- ①監査対象の事業に関する事務の執行に関する法令、条例、規則等を確認した。
- ②八尾市教育振興基本計画のうち、令和6年度に実施された取り組みに関する事務が適切に行われ、効果測定及び必要な連携が行われていることを確認するため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプル確認を実施した（サンプルは関連資料から無作為に抽出）。
- ③桂小学校、亀井小学校、曙川南中学校、高安小中学校を訪問し、概要ヒアリングを実施した。また、事務の執行が適切に行われているか確認するため、関連証憑の閲覧及び資料のサンプル確認を実施するとともに、備品等の現物確認を実施した（サンプルは関連資料から無作為に抽出）。
- ④その他監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

## 【6】包括外部監査人補助者

倉本 正樹 (公認会計士)  
武市 歩 (公認会計士)  
松田 章汰 (公認会計士)  
木南 沙枝 (公認会計士)  
柿平 宏明 (弁護士)  
大畠 祐樹 (公認会計士試験合格者)  
松崎 聖子 (特定社会保険労務士)

## 【7】包括外部監査実施期間

令和7年7月1日から令和8年1月26日

## 【8】利害関係

市と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により定める利害関係はない。

## 【9】略称等

### 1. 報告書中の元号の表記

報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S50年=昭和50年
H	平成	H30年=平成30年
R	令和	R5年=令和5年

### 2. 報告書中の数値・金額

報告書中の数値・金額は、市から監査人に提示のあった資料、ホームページ掲載の資料等をもとに記載したものであり、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

### 3. 端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

### 4. 「実施事業の概要」に記載している予算額

当初予算額を記載しているため、決算額が予算額を上回っている事業がある。

## 第2 監査対象の概要

### 【1】八尾市教育委員会の概要

#### 1. 教育委員会制度の概要

教育委員会は、地方自治法第180条の5の定めにより、都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開するものである。

##### (1) 教育委員会の意義

###### ① 政治的中立性の確保

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要。

このため、教育行政の執行にあたっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

###### ② 繙続性、安定性の確保

教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要。

###### ③ 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

(出典：文部科学省ホームページ)

##### (2) 教育委員会制度の特性

###### ① 首長からの独立性

行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保。

###### ② 合議制

多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

### ③ 住民による意思決定（レイマンコントロール）

住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現。

#### （3）教育委員会制度の仕組み

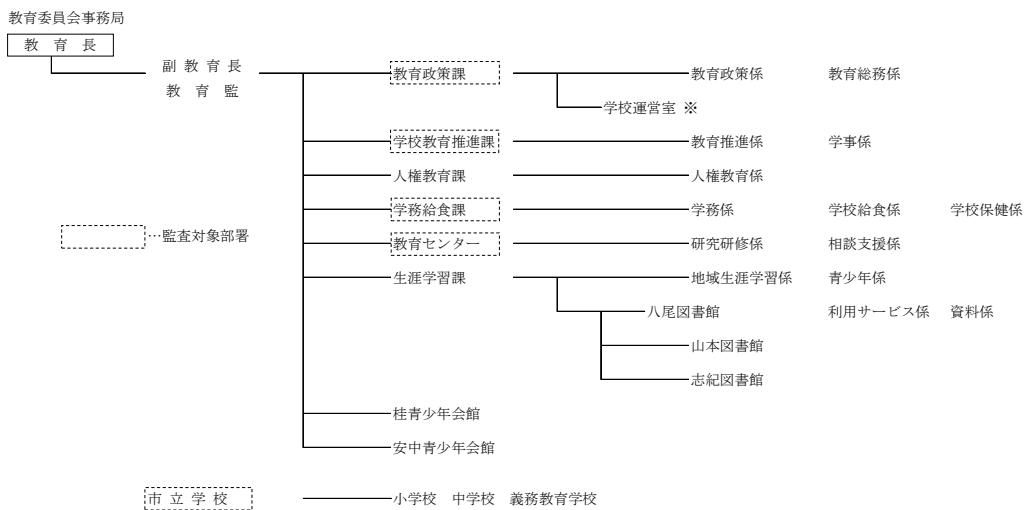
- ・教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置。
- ・首長から独立した行政委員会としての位置付け。
- ・教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的な事務を執行。
- ・月1～2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。
- ・教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は教育長は3年、教育委員は4年で、再任可。

（出典：文部科学省ホームページ）

## 2. 八尾市教育委員会の概要

### （1）行政組織図

今回の監査対象とした主な部署は以下のとおりである。



※監査対象年度と合わせ、令和6年度の行政組織図を掲載している。

※教育政策課 学校運営室は、令和7年度組織機構改革により、公共建築課 教育施設営繕室と機能統合し、教育施設課として再編。

（出典：市提供資料より監査人が作成）

## (2) 職員配置状況

令和6年4月1日時点の職員の配置状況は【図表1-1】のとおりである。

【図表1-1】職員の配置状況

(単位：人)

区分	管理職	一般職	会計年度 任用職員	合計
教育政策課（学校運営室を除く）	5	9	4	18
教育政策課 学校運営室（現 教育施設課の一部）	2	4	1	7
学校教育推進課	3	10	6	19
人権教育課	3	2	3	8
学務給食課	2	12	13	27
教育センター	5	18	17	40
生涯学習課	8	11	76	95
桂青少年会館	2	5	9	16
安中青少年会館	2	4	10	16
小・中学校・義務教育学校	—	31	169	200
合計	32	106	308	446

※ 教育長、副教育長、教育監、次長の4人を除く。

※ 小・中学校・義務教育学校 の職員数は市費職員のみ記載。

(出典：市提供資料より監査人が作成)

## (3) 事務分掌

監査対象とした教育委員会事務局の令和6年度における事務分掌は【図表1-2】のとおりである。

【図表1-2】事務分掌

課名等	事務分掌
教育政策課	<p><b>教育政策係</b></p> <p>(1)教育振興基本計画に係る企画、立案及び進行管理に関すること。</p> <p>(2)教育行政に係る重要施策の総合調整に関すること。</p> <p>(3)事務局の組織管理及び事務分掌に関すること。</p> <p>(4)通学区域の改正、学校の設置及び廃止の検討に関すること。</p>

	<p>(5) 八尾市立小・中学校及び義務教育学校適正規模等審議会に関すること。</p> <p>(6) 八尾市立小・中学校及び義務教育学校通学区改正審議会に関すること。</p> <p>(7) 事務局の所管に係る政策、施策に基づく事務事業の企画及び調整並びに優先順位の設定に関すること。</p> <p>(8) 事務局の行政改革に係る調整及び進行管理に関すること。</p> <p>(9) 事務局の予算編成及び配当予算の執行に係る調整に関すること。</p> <p>(10) 総合教育会議に関する事務に係る市長事務部局との連絡調整に関すること。</p> <p><b>教育総務係</b></p> <p>(1) 教育委員会の会議に関すること。</p> <p>(2) 教育長及び教育委員の秘書に関すること。</p> <p>(3) 教育委員会表彰の式典に関すること。</p> <p>(4) 議会及びその他の執行機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 文書の收受、配布、発送その他文書事務に関すること。</p> <p>(6) 公印管守に関すること。</p> <p>(7) 教育委員会規則及び規程の制定、改廃の総括及び公布に関すること。</p> <p>(8) 教育行政の相談に関すること。</p> <p>(9) 地方教育費調査に関すること。</p> <p>(10) 事務局の庶務の総括に関すること。</p> <p>(11) 事務局内の他課の所管に属しないこと。</p> <p>(12) 渉外及び広報に関すること。</p> <p>(13) 職員（府給料表適用職員を除く。以下同じ。）及び教職員の任免、職階、分限、懲戒その他身分に関すること。</p> <p>(14) 職員及び教職員の配置に関すること。</p> <p>(15) 職員及び教職員の服務及び勤務時間、休日、休暇その他勤務条件並びに職員、市費教員及び教職員の給与並びに旅費に関すること。</p> <p>(16) 職員及び教職員の公務災害補償に関すること。</p> <p>(17) 職員の勤務成績に関すること。</p> <p>(18) 職員及び市費教員の所得税の源泉徴収並びに府県民税及び市町村民税の特別徴収に関すること。</p> <p>(19) 職員の組織する職員団体及び労働組合に関すること。</p> <p>(20) 職員研修の企画及び実施に関すること。</p>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(21)職員の福利厚生に関すること。</li> <li>(22)職員の健康管理に関すること。</li> <li>(23)教職員の免許、認定及び講習に関すること。</li> <li>(24)教職員の表彰に関すること。</li> <li>(25)教職員の勤務成績の評定に関すること。</li> <li>(26)学校管理職組合及び教職員組合に関すること。</li> <li>(27)教職員の福利厚生及び公立学校共済組合に関すること。</li> <li>(28)教職員の給与等の調査に関すること。</li> </ul> <p><b>学校運営室</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)学校施設の整備方針及び整備計画に関すること。</li> <li>(2)情報教育に係る環境整備のための総合調整に関すること。</li> <li>(3)学校施設等に係る補助金に関すること。</li> <li>(4)学校の施設台帳の整備に関すること。</li> <li>(5)学校の設置及び廃止に伴う手続きに関すること。</li> <li>(6)学校施設の維持管理に関すること。</li> <li>(7)学校の警備に関すること。</li> <li>(8)学校施設及び付帯する通学路等の財産管理に関すること。</li> <li>(9)教育施設の火災保険に関すること。</li> <li>(10)教育委員会所掌に係る物品の購入及び検収に関すること。</li> <li>(11)教育委員会所掌に係る印刷の発注に関すること。</li> <li>(12)教育委員会所掌に係る不用品の廃棄決定に関すること。</li> <li>(13)学校の運営に係る予算の執行及び決算に関すること。</li> <li>(14)学校の備品台帳の管理に関すること。</li> <li>(15)学校の電話に関すること。</li> </ul>
学校教育推進課	<p><b>教育推進係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)学校教育に係る施策の企画、立案及び調整に関すること。</li> <li>(2)教育課程に関すること。</li> <li>(3)教科用図書採択及び教材教具に関すること。</li> <li>(4)学習の評価に関すること。</li> <li>(5)生徒指導及び進路指導に関すること。</li> <li>(6)学校行事に関すること。</li> <li>(7)安全指導に関すること。</li> <li>(8)校長会等に関すること。</li> <li>(9)その他学校教育の指導事務に関すること。</li> </ul> <p><b>学事係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)児童及び生徒の入退学に関すること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2)適正就学に関すること。</li> <li>(3)学校基本調査及び学級編制に関すること。</li> <li>(4)教科用図書の無償給与に関すること。</li> <li>(5)児童及び生徒のほう償に関すること。</li> <li>(6)通学路の指定、整備及び安全確保に関すること。</li> <li>(7)私立幼稚園への補助に関すること。</li> </ul>
学務給食課	<p><b>学務係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)児童及び生徒の就学補助に関すること。</li> <li>(2)奨学金に関すること。</li> <li>(3)奨学基金に関すること。</li> <li>(4)医療補助事業に関すること。</li> </ul> <p><b>学校給食係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)学校給食の運営管理、計画、統計に関すること。</li> <li>(2)学校給食物資の購入及び検収に関すること。</li> <li>(3)学校給食施設、設備の管理及び整備に関すること。</li> <li>(4)学校給食の補助金に関すること。</li> <li>(5)学校給食に関する業務委託に関すること。</li> <li>(6)学校給食会に関すること。</li> <li>(7)学校給食の栄養管理及び衛生管理に関すること。</li> <li>(8)学校給食の栄養指導及び衛生指導に関すること。</li> <li>(9)学校給食の献立作成に関すること。</li> <li>(10)学校給食物資の品質管理に関すること。</li> <li>(11)給食関係職員の健康管理に関すること。</li> </ul> <p><b>学校保健係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)児童、生徒及び教職員（事務局勤務職員を除く。）の保健に関すること。</li> <li>(2)学校の環境衛生に関すること。</li> <li>(3)独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。</li> <li>(4)学校医、同歯科医、同薬剤師に関すること。</li> <li>(5)就学時健康診断に関すること。</li> <li>(6)学校保健統計に関すること。</li> </ul>
教育センター	<p><b>研究研修係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教職員研修に関すること。</li> <li>(2) 教育に関する専門的、技術的事項の調査、研究に関すること。</li> <li>(3) 教職員の資質向上にかかる指導、助言及び援助に関すること。</li> <li>(4) 幼児教育に関すること。</li> </ul>

	<p>(5) 教科書センターの運営及び教育関係資料の収集、保管及び情報提供に関すること。</p> <p>(6) 情報教育の推進に関すること。</p> <p>(7) 情報教育に係る環境整備の企画、配備、保守に関すること。</p> <p>(8) センターにかかる予算、経理及び物品管理に関すること。</p> <p>(9) センターにかかる施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(10) センターにかかる文書管理及び公印の管守に関すること。</p> <p>(11) センター内の他の所管に属しないこと。</p> <p><b>相談支援係</b></p> <p>(1) 教育相談及び就学相談に関すること。</p> <p>(2) 不登校児童生徒への支援に関すること。</p> <p>(3) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(4) 家庭教育支援及び地域教育支援に関すること。</p>
--	--

(出典：八尾市教育委員会事務局事務分掌規則（令和6年4月1日施行）、  
八尾市教育センター条例施行規則（令和5年4月1日施行）)

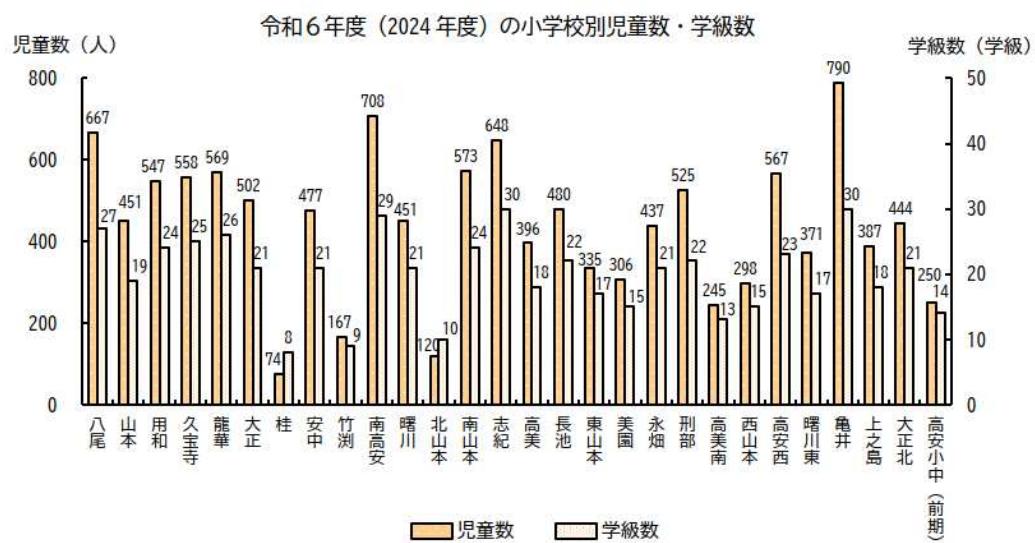
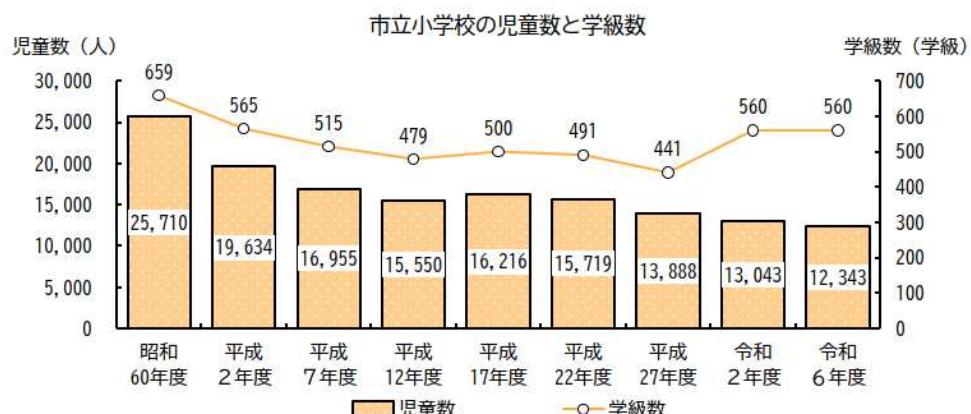
## 【2】市立学校の概要

### 児童数、生徒数及び学級数

市立小学校の令和6年5月1日現在の児童数と学級数の推移は【図表2-1】のとおりである。昭和60年度以降児童数・学級数は減少傾向にあったが、学級数は令和2年度に増加に転じている。高層マンションの建設に伴い一部地域で若い世帯（子育て世帯）の転入が増加して児童数が増えたことなどが要因として考えられる。

また、令和6年度における児童数・学級数については【図表2-2】のとおりである。児童数が少なく、全学年が1クラスとなっている学校（例：桂小学校74人、北山本小学校120人、竹渕小学校167人）がある一方で、亀井小学校（790人）、南高安小学校（708人）など大規模校も存在している。

【図表 2－1】



（出典：八尾市教育振興基本計画 後期計画）

【図表 2－2】市立小学校児童数及び学級数

(単位：人、学級)

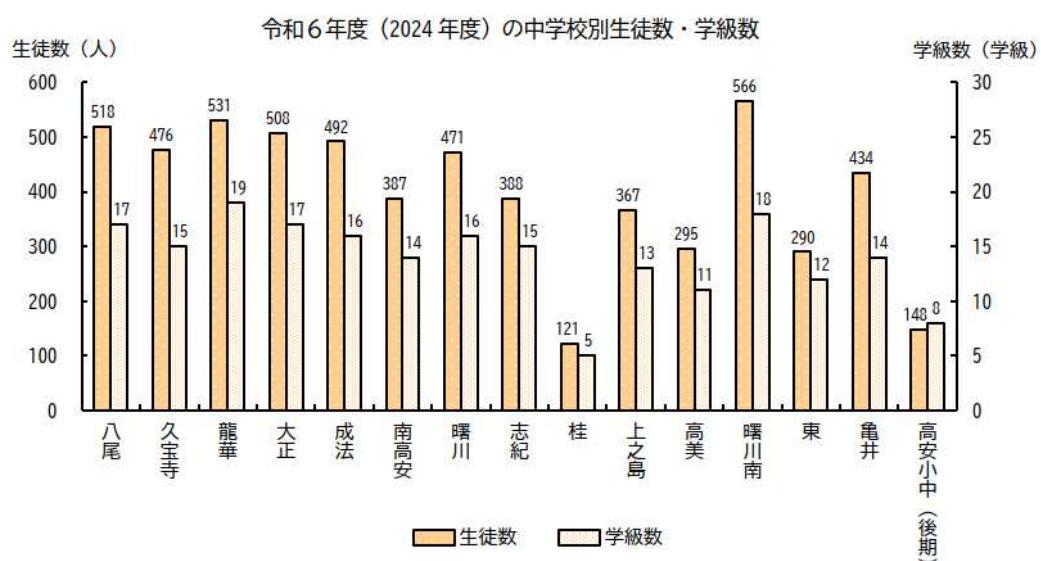
番号	学校名	児童数	学級数
1	八尾小学校	667	21
2	山本小学校	451	14
3	用和小学校	547	18
4	久宝寺小学校	558	19
5	龍華小学校	569	18
6	大正小学校	502	17
7	桂小学校	74	6
8	安中小学校	477	15
9	竹渕小学校	167	6
10	南高安小学校	708	22
11	曙川小学校	451	16
12	北山本小学校	120	6
13	南山本小学校	573	18
14	志紀小学校	648	21
15	高美小学校	396	13
16	長池小学校	480	16
17	東山本小学校	335	12
18	美園小学校	306	12
19	永畑小学校	437	16
20	刑部小学校	525	17
21	高美南小学校	245	10
22	西山本小学校	298	12
23	高安西小学校	567	18
24	曙川東小学校	371	14
25	亀井小学校	790	25
26	上之島小学校	387	13
27	大正北小学校	444	16
28	高安小中学校（前期）	250	11
	計	12,343	422

(出典：市提供資料より監査人が作成)

市立中学校の令和 6 年 5 月 1 日現在の生徒数と学級数の推移は【図表 2-3】のとおりである。昭和 60 年度以降生徒数・学級数は概ね減少傾向にある。

また、令和 6 年度における生徒数・学級数については【図表 2-4】のとおりである。生徒数が比較的少ない中学校（例：桂中学校 121 人、高安小中学校（後期）148 人、東中学校 290 人、高美中学校 295 人）がある一方で、曙川南中学校 566 人など規模の大きい学校も存在している。

【図表 2-3】



（出典：八尾市教育振興基本計画 後期計画）

【図表 2-4】市立中学校生徒数及び学級数

(単位：人、学級)

番号	学校名	生徒数	学級数
1	八尾中学校	518	14
2	八尾中夜間	78	4
3	久宝寺中学校	476	12
4	龍華中学校	531	15
5	大正中学校	508	14
6	成法中学校	492	14
7	南高安中学校	387	12
8	曙川中学校	471	12
9	志紀中学校	388	12
10	桂中学校	121	3
11	上之島中学校	367	11
12	高美中学校	295	9
13	曙川南中学校	566	15
14	東中学校	290	9
15	亀井中学校	434	12
16	高安小中学校（後期）	148	6
	計	6,070	174

(出典：市提供資料より監査人が作成)

### 【3】教育費の状況

#### 教育費の推移

主な教育費（教育総務費・小学校費・中学校費・社会教育費・保健体育費）の過去5年間の決算額の推移は【図表3-1】、【図表3-2】のとおりである（令和2年度のみ幼稚園費を含む）。

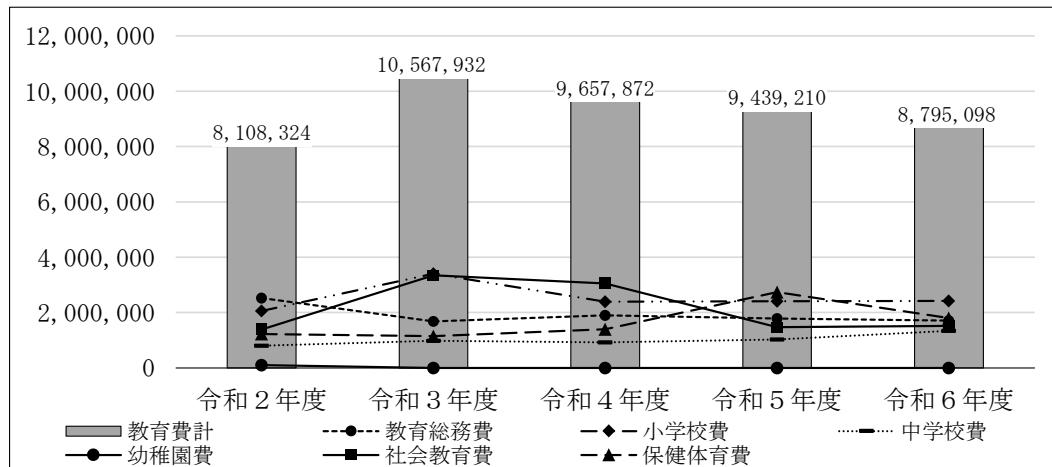
【図表3－1】教育費の推移

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	教育総務費	2,527,148	1,677,869	1,896,086	1,789,738	1,713,147
1	教育委員会費	7,565	7,480	7,469	7,540	7,645
2	事務局費	1,036,461	1,046,135	1,112,010	1,137,193	1,007,086
3	教職員研修厚生費	9,816	11,824	11,945	12,365	11,783
4	教育振興費	1,473,305	612,431	764,662	632,640	686,633
2	小学校費	2,064,465	3,407,608	2,391,066	2,409,372	2,417,570
1	小学校管理費	1,170,269	1,153,494	1,254,277	1,255,052	1,424,571
2	教育振興費	147,186	355,365	624,884	697,023	684,731
3	学校建設費	747,010	1,898,749	511,905	457,297	308,268
3	中学校費	797,893	981,622	920,746	1,029,184	1,336,772
1	中学校管理費	503,506	539,255	541,960	520,671	538,839
2	教育振興費	76,758	89,288	84,997	308,507	418,724
3	学校建設費	217,630	353,079	293,789	200,006	379,210
4	幼稚園費	99,640	—	—	—	—
1	幼稚園費	91,130	—	—	—	—
2	幼稚園建設費	8,510	—	—	—	—
5	社会教育費	1,387,949	3,345,667	3,049,616	1,469,797	1,525,381
1	社会教育総務費	162,633	175,777	177,572	178,616	175,238
2	生涯学習推進費	26,275	31,759	36,348	34,475	58,321
3	生涯学習センター管理費	139,547	145,237	148,356	169,865	150,190
4	文化財保護費	214,533	1,186,328	198,679	186,477	183,965
5	図書館費	482,799	528,927	628,286	518,029	551,602
6	文化会館費	362,163	1,106,033	1,689,198	226,661	240,729
7	青少年会館費	—	171,606	171,176	155,675	165,335
6	保健体育費	1,231,230	1,155,167	1,400,358	2,741,119	1,802,228
1	保険体育総務費	34,679	40,347	39,256	42,334	43,173
2	体育施設費	302,643	263,076	313,279	577,355	352,967
3	学校給食費	893,908	851,744	1,047,823	2,121,430	1,406,089
	合計	8,108,324	10,567,932	9,657,872	9,439,210	8,795,098

【図表3－2】教育費の推移(グラフ)

(単位：千円)



(出典：八尾市一般会計・特別会計歳入歳出決算書)

## 【4】第2期八尾市教育大綱の概要

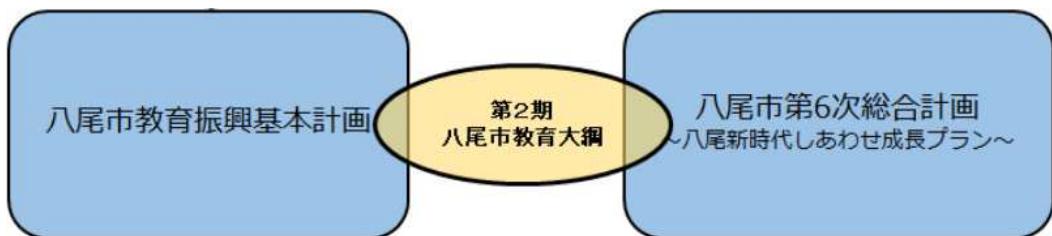
### 1. 教育大綱策定の趣旨

教育大綱は、平成27年4月に一部改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第1項に基づき設置した市長と教育委員会で構成する「八尾市総合教育会議」における協議を経て、市長が市の取り組むべき教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたものである。

### 2. 第2期八尾市教育大綱の位置付け

第2期八尾市教育大綱は、令和3年度から計画期間がスタートする「八尾市第6次総合計画」と、総合計画の教育施策に関する分野別計画と位置づけ令和3年度から計画期間がスタートする八尾市教育委員会が策定する「八尾市教育振興基本計画」と整合性のとれたものとして定められている。

#### 【第2期八尾市教育大綱に関わる各種計画との相関図】



(出典：第2期八尾市教育大綱)

### 3. 第2期八尾市教育大綱の対象期間

第2期八尾市教育大綱は「八尾市第6次総合計画」及び「八尾市教育振興基本計画」との整合を図るものであり、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を示すものという観点から、「八尾市第6次総合計画」の基本構想及び「八尾市教育振興基本計画」の各計画期間を踏まえ、令和3年度から令和10年度までの8年間とされている。



(出典：第2期八尾市教育大綱)

#### 4. 各種計画の理念

「八尾市第6次総合計画」では、「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市八尾」を将来都市像に掲げるとともに、将来都市像の実現に向けて、『すべての市民に光があたり、市民一人ひとりがその人にとっての「しあわせ」を実感できるまち八尾』をめざし、誰も取り残さない、取り残されないための取り組みを進めていることとしている。

また、「八尾市教育振興基本計画」では、「認め合い ともに生き 未来を切り拓く八尾の教育」との理念のもと、生涯にわたり互いの人権や個性を尊重し、認め、支え合い、相手の立場になって考え、一人ひとりが自分の可能性を信じ、未来を切り拓いていけるよう総合計画と歩調を合わせた取り組みを進めていることとしている。

#### 5. 各種計画の考えも踏まえた第2期八尾市教育大綱の基本理念

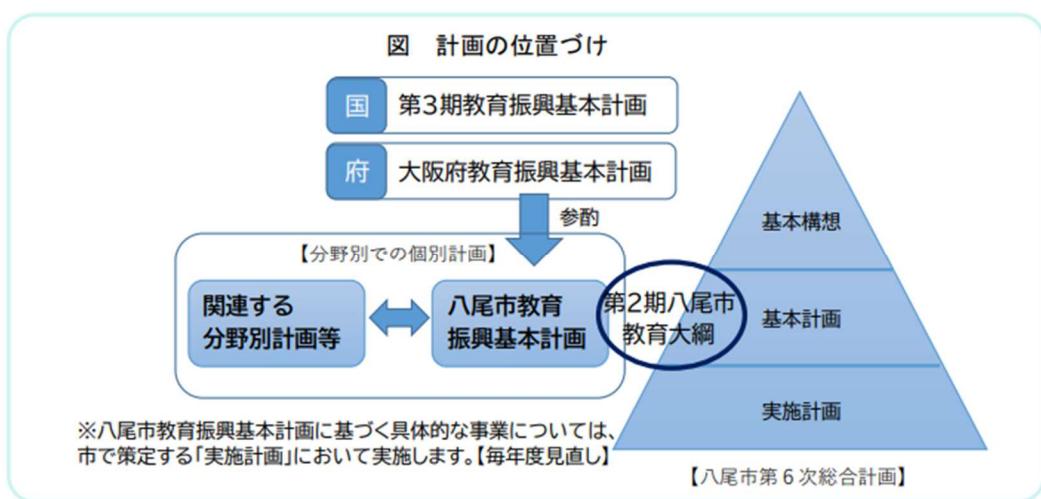
「八尾で子どもを産み、育て、学び、文化・スポーツに親しみ、働き、生涯にわたり輝き、次の世代につないでいく。」誰もが、成長していく過程で人の温かさの中で育ち、いきいきとともに学び育ち、自分の将来をしっかりと見据え未来に夢が描けるよう、子どもたちの育成に力を注ぎ、未来への育ちを誰もが実感できるまちづくりを推進するとともに、地域全体で子どもや若者が見守られているという環境づくりに、家庭、地域、学校、行政が連携協力して取り組みを推進している。

また、子どもたちだけでなく、八尾に関わるすべての人が、生涯にわたって芸術文化やスポーツを愛し、学びたい時に学ぶことができ、余暇を楽しみながら豊かな人間性を育み、自らの可能性を最大限に伸ばし、自身の学びや経験を教育活動や地域社会など様々な場面で発揮し、一人ひとりが夢や生きがいを持ち、誰もが豊かに暮らし続けることのできるまちづくりを推進している。

## 【5】八尾市教育振興基本計画の概要

### 1. 八尾市教育振興基本計画の位置付け

八尾市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく「第2期八尾市教育大綱」を踏まえて策定されている。市のあるべき姿と進むべき方向性についての基本的な指針である「八尾市第6次総合計画」で掲げる目標の実現に向けて、教育施策の方向性を定めるものであり、「第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）」や「八尾市こどもいきいき未来計画」等の関連する計画との整合性を図りながら策定されている。



(出典：八尾市教育振興基本計画)

### 2. 八尾市教育振興基本計画の対象

八尾市教育振興基本計画は、市の教育行政に係る基本的な計画であり、幼児教育、小学校・中学校・義務教育学校の学校教育及び生涯学習を対象範囲としている。

### 3. 八尾市教育振興基本計画の計画期間

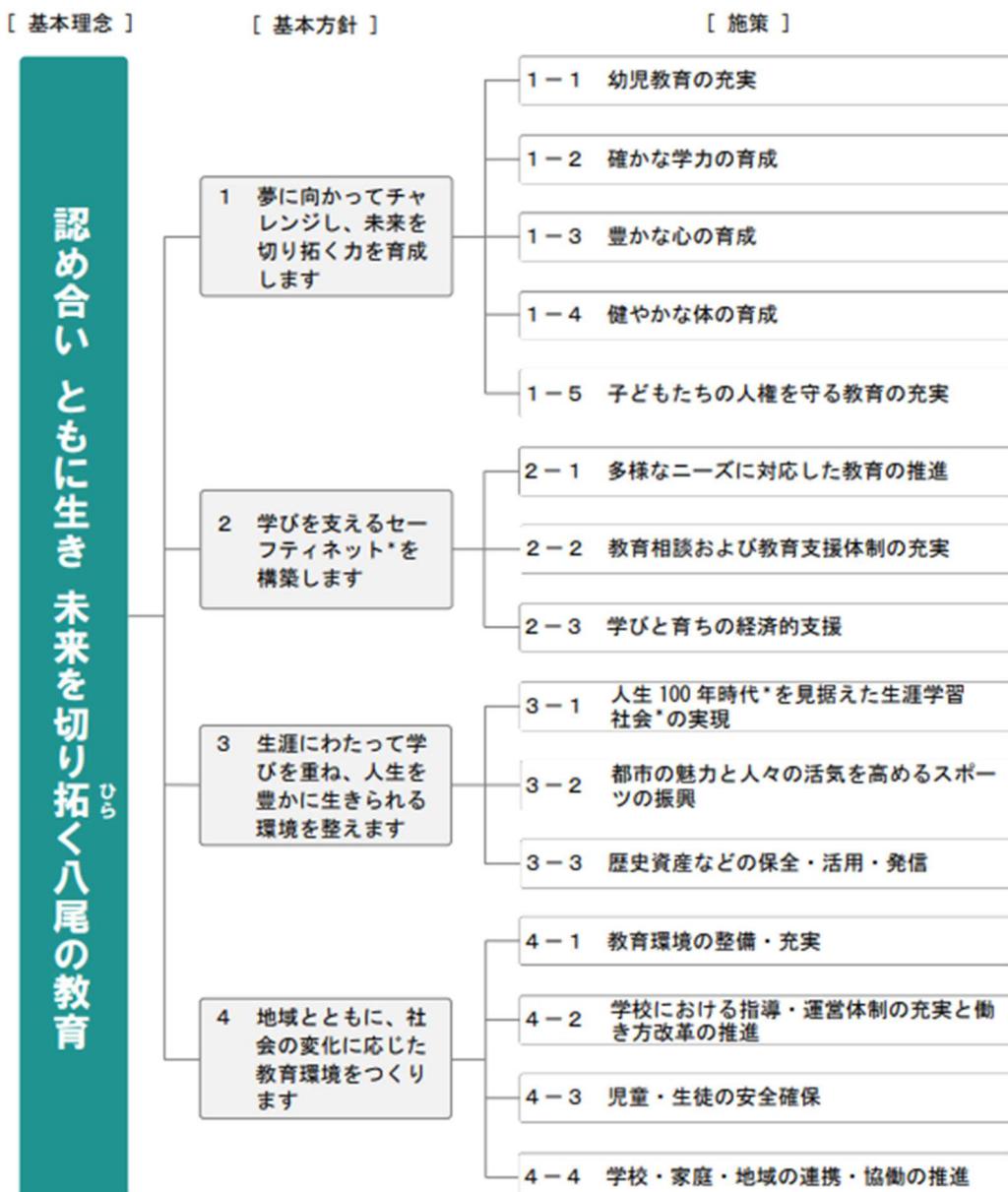
令和3年3月に、令和10年度までの8年間を計画期間とした「八尾市教育振興基本計画」を策定し、「認め合い ともに生き 未来を切り拓く八尾の教育」を基本理念に掲げ、誰一人取り残さない教育を展開している。前期計画は令和3年度から令和6年度の4年間であり、令和7年3月に令和7年度から令和10年度までの4年間にわたる施策の方向性を明らかにした「八尾市教育振興基本計画 後期計画」を策定している。



(出典：八尾市教育振興基本計画)

#### 4. 八尾市の教育のめざす方向

「認め合い ともに生き 未来を切り拓く八尾の教育」を基本理念とし、以下の4つの基本方針を掲げ、多様な施策を展開している。



(出典：八尾市教育振興基本計画)

## 5. 八尾市の学校教育の特徴

### （1）ICT 教育

市では、文部科学省が推進している「GIGA スクール構想」に基づき、児童生徒 1 人 1 台の端末及び学習者用アカウントの整備、並びに高速大容量の通信ネットワーク整備等を進めてきた。その中で、様々な事情により登校できない児童生徒の学びの保障の観点から端末の持ち帰りによる家庭での活用を見据え、インターネット利用ができない家庭への支援を行っている（児童生徒用端末、電源アダプター及びモバイルルーター、ケーブル等の貸し出し）。授業では、授業支援ソフトと学習支援ソフトを効果的に活用することで、個別最適な学びと、協働的な学びの実現をめざしている。

また、教員の ICT 活用指導力向上のための様々な ICT 研修を実施しており、授業での日常的な ICT 利活用をめざしている。

### （2）不登校児童生徒支援

学校への登校が難しい子どもが、周囲の人とつながりながら、自分のペースで学習や様々な体験に取り組むお手伝いとして、2 次元のバーチャル空間を活用した「オンライン学習支援」「オンライン de 居場所」を行っている。また、教育支援センター（適応指導教室）「さわやかルーム」では、心理的又は情緒的な原因などによって、登校の意思があるにもかかわらず登校できていない状態にある児童生徒の社会的自立をめざして、様々な活動や支援を行っている。

## 【6】八尾市第6次総合計画の概要

### 1. 総合計画策定の根拠

総合計画は、将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、最上位の計画である。平成23年に地方分権改革の取り組みの中で地方自治法が改正され、総合計画の基本部分である基本構想策定の義務付け規定が廃止されたが、市では平成29年に八尾市総合計画策定条例を制定し、引き続き総合計画を策定している。総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成されている。



(出典：八尾市第6次総合計画)

### 2. 基本構想

令和3年度から令和10年度までの8年間の市の将来都市像とそれを実現するためのまちづくりの目標を示すとともに、目標の取り組み方向（政策）とまちづくりの推進方策を示すものである。第5次総合計画では期間を10年間としていたが、時代の変化に迅速に対応するため、本計画では基本構想の期間を8年間としている。

### 3. 基本計画

基本計画は、基本構想期間の8年間を前期・後期の各4年間に分け、基本構想実現に向けたまちづくりの実践の方針やその内容を示すものとして策定されている。



図8 総合計画の期間

(出典：八尾市第6次総合計画)

基本計画については、施策の基本方針に沿って取り組みができたかを経年実績を積み重ねて評価し、横断的な施策展開を図ることができたかどうかをまちづくりの目標の視点でも評価することとされている。また、校区まちづくり協議会が主体となって地域住民の想いやまちづくりの方向性を取りまとめた「わがまち推進計画」を参照しながら、総合計画に基づき市民とともに地域のまちづくりを行っている。

#### 4. 実施計画

「基本計画」に基づき実施する具体的事業については、「実施計画」を策定し実施している。令和6年度の実施計画は、令和6年度の1年間を計画期間とした第4期実施計画において策定されている。

第4期実施計画では、基本計画において定める各施策の「めざす暮らしの姿」の実現にあたっての課題解決に向けた達成度などを定量的に計ること、また、まちづくりの現状を市民と共有する際の重要な物差しとすることを目的として施策ごとに指標を設定している。

なお、施策内体系のどの内容に優先的に力を入れるべきか、戦略的な政策議論を強化する観点から、毎年度見直しを行い、基本計画の着実な実現に向け取り組んでいくこととされている。

## 【7】事務事業評価の概要

総合計画における将来都市像「つながり、かがやき、しあわせつづく成長都市八尾」を実現するため、施策及び事務事業の評価を毎年実施しており、事業評価シートの様式は以下のとおりである。

重点取り組み																				
事務事業名			担当部局・課																	
1 事業概要																				
事業概要																				
事業の対象																				
事業の目的																				
2 取り組み実績																				
令和6年度 計画内容			令和6年度 実施内容																	
計画額(千円)			実績額(千円)																	
3 活動指標又は成果指標																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">令和6年度</th> <th rowspan="2">意味・算式等</th> </tr> <tr> <th>計画値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				指標	単位	令和6年度		意味・算式等	計画値	実績値	1					2				
指標	単位	令和6年度				意味・算式等														
		計画値	実績値																	
1																				
2																				
4 総合評価																				
評価の観点		評価	評価内容																	
妥当性																				
有効性																				
効率性																				
総合 評価																				

施策を構成する各事務事業については総合評価結果をA～Dに区分しており、「妥当性評価」・「有効性評価」・「効率性評価」の3つの観点における評価をもとに、加点方式で算出している。

【総合評価の算出方法について】

点数配分による手法と論理による場合分けを行う手法を組み合わせ、算出します。

・総合評価点算出式（※ただし、妥当性評価A～Dを総合評価の上限とします。）

有効性配分点数 70点×評価係数（A:1.0／B:0.8／C:0.6／D:0.4） + 効率性配分点数 30点×評価係数（A:1.0／B:0.8／C:0.6／D:0.4）  
= 総合評価 A～D（総合評価点は100点満点で計算）

・総合評価の基準

A：80点以上 B：70点以上 80点未満 C：60点以上 70点未満 D：60点未満

・妥当性評価の論理（妥当性評価は、算出式とは別の方法で総合評価に組み込んでいます。）

妥当性評価については、事務事業の必要性や市の関与の妥当性を評価しているため、この評価結果が上限となるようにしています。

（出典：令和6年度第4期実施計画実績書）

なお、事務事業評価の各観点（「妥当性評価」・「有効性評価」・「効率性評価」）については、以下の基準で評価を実施している。

	<p>事務事業実施内容を振り返り、評価観点を参考に評価点（A～D）を選択します。</p> <p><b>【妥当性評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。</li><li>・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。</li></ul> <p>A : 事業実施は妥当であった。市の関与や役割分担を見直す必要はない。 B : 事業実施は概ね妥当であった。市の関与や役割分担を見直す必要はほとんどない。 C : 事業実施はあまり妥当ではなかった。市の関与や役割分担を見直す余地がある。 D : 事業実施は妥当ではなかった。市の関与や役割分担を見直す必要がある。</p> <p><b>【有効性評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。</li><li>・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標（予測）に実績値が近づいているか。</li></ul> <p>A : 期待した効果を十分得られた。 B : 期待した効果を一定得られた。 C : 期待した効果をあまり得られなかった。 D : 期待した効果を得られなかった。</p> <p><b>【効率性評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・投入資源（人件費を含めたフルコスト）に見合った効果を得られたか。</li><li>・フルコストにおける受益者負担（補助）割合は適正か。</li><li>・実施の手法は最適か。</li><li>・業務の執行体制は効率的か。</li><li>・同種・同類の事務事業を行っていないか。</li></ul> <p>A : フルコストに見合った効果を得られ、かつ、効率的な事業実施ができた。 B : 概ねフルコストに見合った効果を得られ、かつ、効率的な事業実施ができた。 C : 概ねフルコストに見合った効果を得られたが、効率的な事業実施ができなかった。 D : フルコストに見合った効果を得られなかった。</p>
評価のまとめ	

（出典：令和6年度第4期実施計画実績書）

## 【8】監査対象事業

監査対象事業は、教育振興基本計画に紐づく事務事業のうち、教育委員会事務局が実施する事業を対象とした。選定は学校教育関連の事務事業から、予算額及び質的な重要性を総合的に勘案し、監査人の判断により決定した。

教育振興計画		総合計画			令和6年度 予算額 (千円)	監査 対象	該当 箇所 (頁)
No. 施策名	No.	施策名	事務事業名				
1-1							
幼児教育の充実	2-4	就学前教育・保育の充実	幼児教育研究・研修事業	3,094			
	1-28	切れ目のない子育て支援の推進	子育て支援事業（桂青館）	9,077			
	1-29	切れ目のない子育て支援の推進	子育て支援事業（安中青館）	5,073			
1-2							
確かな学力の育成	3-1	子どもの学びと育ちの充実	学力向上推進事業	10,022	○	51	
	3-3	子どもの学びと育ちの充実	英語教育推進事業	142,653	○	56	
	3-4	子どもの学びと育ちの充実	小中一貫教育推進事業	833	○	61	
1-3							
豊かな心の育成	3-5	子どもの学びと育ちの充実	子どもが輝く学校づくり総合支援事業	17,070	○	65	
	3-35	子どもの学びと育ちの充実	命を育む教育推進事業	2,610			
	3-2	子どもの学びと育ちの充実	学校図書館活用推進事業	19,835	○	70	
	4-3	子ども・若者の健全育成と支援の推進	低学年育成事業（桂青館）	12,017			
	4-4	子ども・若者の健全育成と支援の推進	低学年育成事業（安中青館）	14,511			
	4-10	子ども・若者の健全育成と支援の推進	青少年健全育成事業（桂青館）	11,215			
	4-11	子ども・若者の健全育成と支援の推進	青少年健全育成事業（安中青館）	20,243			
	3-19	子どもの学びと育ちの充実	教育振興基本計画の推進	11,858	○	76	
1-4							
健やかな体の育成	3-6	子どもの学びと育ちの充実	子どもの健康・体力づくり推進事業	0			
	3-7	子どもの学びと育ちの充実	地域食育PR事業	3,621			
	3-38	子どもの学びと育ちの充実	小学校給食管理運営業務	836,298	○	82	
	3-40	子どもの学びと育ちの充実	中学校給食管理運営業務	677,906	○	88	
	3-39	子どもの学びと育ちの充実	児童生徒等及び教職員の保健管理、環境衛生業務	100,991	○	92	
1-5							
子どもたちの人権を守る教育の充実	3-9	子どもの学びと育ちの充実	人権教育研修事業	675			
	3-10	子どもの学びと育ちの充実	人権教育推進事業	2,572			
	3-36	子どもの学びと育ちの充実	いじめ問題対策事業	7,434			
2-1							
多様なニーズに対応した教育の推進	3-23	子どもの学びと育ちの充実	特別支援教育推進事業	155,528	○	96	
	3-24	子どもの学びと育ちの充実	帰国・外国人児童生徒 受入等支援事業	35,052			
	31-1	生涯学習とスポーツの振興	社会教育事業	4,780			
	31-8	生涯学習とスポーツの振興	国際理解教育（分室）事業	27,282			
2-2							
教育相談および教育支援体制の充実	3-25	子どもの学びと育ちの充実	就学相談事業	1,470			
	3-26	子どもの学びと育ちの充実	不登校児童生徒支援事業	5,690			
	3-28	子どもの学びと育ちの充実	教育相談事業	31,323	○	101	
	3-29	子どもの学びと育ちの充実	スクールソーシャルワーカー活用事業	10,563	○	106	
	3-34	子どもの学びと育ちの充実	スクールソーシャルワーカー活用事業	3,270			

2-3 学びと育ちの経済的支援	3-30	子どもの学びと育ちの充実	就学援助事業	347,497	○	112
	3-31	子どもの学びと育ちの充実	奨学金事業	10,016	○	117
	3-32	子どもの学びと育ちの充実	民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助事業	40		
	3-33	子どもの学びと育ちの充実	特別支援学校就学奨励補助事業	3,435		
	3-41	子どもの学びと育ちの充実	学校管理下における事故の災害共済給付制度に係る事務	17,152	○	122
	3-42	子どもの学びと育ちの充実	日本スポーツ振興センター支給対象外災害給付に係る事業	96		
	3-1					
人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現	31-2	生涯学習とスポーツの振興	生涯学習推進事業	25,711		
	31-4	生涯学習とスポーツの振興	生涯学習人材バンク推進事業	91		
	31-5	生涯学習とスポーツの振興	生涯学習施設管理運営業務	181,681		
	31-1	生涯学習とスポーツの振興	社会教育事業（再掲）	4,780		
	31-7	生涯学習とスポーツの振興	団体活動振興助成事務	226		
	31-3	生涯学習とスポーツの振興	図書館管理運営業務	371,563		
	4-5	子ども・若者の健全育成と支援の推進	青少年健全育成活動促進事業	10,016		
	4-8	子ども・若者の健全育成と支援の推進	青少年施設管理運営業務	17,080		
	4-1					
教育環境の整備・充実	3-12	子どもの学びと育ちの充実	学校ICT活用事業	173,249	○	127
	3-21	子どもの学びと育ちの充実	小規模特認校における特色ある教育推進事業	38,626	○	131
	3-47	子どもの学びと育ちの充実	学校適正規模等推進事業	2,755	○	143
	3-44	子どもの学びと育ちの充実	小学校給食施設整備事業	198,319	○	155
	33-3	公共施設マネジメントの推進	学校施設計画推進事業	0	○	159
4-2 学校における指導・運営体制の充実と働き方改革の推進	3-11	子どもの学びと育ちの充実	進路指導対策事業	550		
	3-13	子どもの学びと育ちの充実	教育情報収集・提供事業	814		
	3-14	子どもの学びと育ちの充実	教育研究・研修事業	3,031		
	3-17	子どもの学びと育ちの充実	人事管理業務	20,350	○	164
	3-22	子どもの学びと育ちの充実	生徒指導対策事業	1,424		
4-3 児童・生徒の安全確保	3-8	子どもの学びと育ちの充実	学校安全教育推進事業	0		
	3-43	子どもの学びと育ちの充実	児童安全啓発事業	2,190		
	3-45	子どもの学びと育ちの充実	通学路の安全確保事業	57,192	○	169
	3-39	子どもの学びと育ちの充実	児童生徒等及び教職員の保健管理、環境衛生業務（再掲）	100,991	○	92
4-4 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	3-48	子どもの学びと育ちの充実	地域とともににある学校づくり推進事業	0		
	3-49	子どもの学びと育ちの充実	学校・地域連携推進事業	0		
	31-6	生涯学習とスポーツの振興	家庭教育学級事業	950		
	4-2	子ども・若者の健全育成と支援の推進	放課後子ども教室推進事業	9,394		
	4-12	子ども・若者の健全育成と支援の推進	青少年健全育成環境づくり支援事業	830		

（出典：市提供資料より監査人が作成）

### 第3 監査の結果及び意見

#### 【1】監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

##### 1. 監査の結果及び意見の記載方法

監査の結果及び意見であることを明確にするために、項目の見出しに（結果）又は（意見）と記載している。

（結果）については、「現状」と「結果」に区分して、「現状」には監査を通じて発見した事実等を記載し、「結果」には、財務に関する事務の執行に関する合規性（適法性、正当性）から是正すべき事項を記載している。

（意見）についても、「現状」と「意見」に区分して、「現状」には監査を通じて発見した事実等を記載し、「意見」には、合規性、有効性、効率性及び経済性の観点から市に参考となる提言等、監査人の意見を記載している。

##### 2. 監査の結果及び意見の件数

監査の結果及び意見の件数は、以下のとおりである。

項目	結果	意見
個別の事業と紐づかない監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	2件	11件
個別の事業執行に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	3件	31件
合計	5件	42件

## 【2】監査の結果及び意見の全体像

監査の結果及び意見の全体像は以下のとおりである。

事業名（結果・意見の概要）	頁
個別の事業と紐づかない監査の結果及び意見	
1 複数部署にまたがるもの等	
①（意見1）手書きの出勤簿の見直しについて	39
②（意見2）人事関連業務の役割分担整理について	39
③（意見3）公表対象となる随意契約の集計について	41
2 現地調査に係るもの	
①（意見4）休日出勤申請漏れについて	42
②（意見5）「校内会計監査におけるチェックポイント（例）」の様式改訂について	42
③（意見6）校内監査実施頻度の見直しについて	43
④（意見7）官民学連携プロジェクトの全市展開について	44
⑤（結果1）学校徴収金の計上漏れについて	45
⑥（結果2）学校備品の現在高調査について	45
⑦（意見8）高額契約時の見積取得について	46
⑧（意見9）義務教育学校設置効果の評価について	47
⑨（意見10）勤怠管理データの分析・活用について	48
⑩（意見11）郵券類の管理体制について	49
個別の事業執行に係る監査の結果及び意見	
1 学力向上推進事業	
①（意見1）事務事業評価について	53
2 英語教育推進事業	
①（意見2）事務事業評価について	58
3 小中一貫教育推進事業	
①（意見3）事務事業評価について	63
4 子どもが輝く学校づくり総合支援事業	
①（意見4）事務事業評価について	67

事業名（結果・意見の概要）		頁
5 学校図書館活用推進事業		
①（意見 5）図書館サポーター研修参加方法の多様化について		71
②（意見 6）事務事業評価について		73
6 教育振興基本計画推進事業		
①（意見 7）民間プール活用による水泳授業の実施時期について		78
②（意見 8）事務事業評価について		79
7 小学校給食管理運営業務		
①（結果 1）随意契約の公表漏れについて		83
②（結果 2）調理用備品の現在高調査について		84
③（意見 9）給食施設の維持更新に係る教育委員会関連部署との連携について		84
④（意見 10）事務事業評価について		86
8 中学校給食管理運営業務		
①（意見 11）事務事業評価について		90
9 児童生徒等及び教職員の保健管理、環境衛生業務		
①（結果 3）備品の現在高調査について		93
②（意見 12）事務事業評価について		94
10 特別支援教育推進事業		
①（意見 13）支援教育地域支援整備事業との連携強化について		97
②（意見 14）事務事業評価について		99
11 教育相談事業		
①（意見 15）子どもに関する情報共有運用の見直しについて		102
②（意見 16）事務事業評価について		104
12 スクールソーシャルワーカー活用事業		
①（意見 17）SSW 研修効果測定について		107
②（意見 18）事務事業評価について		109
13 就学援助事業		
①（意見 19）事務事業評価について		114
14 獎学金事業		
①（意見 20）事務事業評価について		119

事業名（結果・意見の概要）	頁
15 学校管理下における事故の災害共済給付制度に係る事務	
①（意見 21）事務事業評価について	124
16 学校 ICT 活用事業	
①（意見 22）事務事業評価について	129
17 小規模特認校における特色ある教育推進事業	
①（意見 23）小規模特認校制度の効果検証について	135
②（意見 24）事務事業評価について	141
18 学校適正規模等推進事業	
①（意見 25）学校規模等の適正化に向けた取り組みの促進について	149
②（意見 26）事務事業評価について	153
19 小学校給食施設整備事業	
①（意見 27）事務事業評価について	156
20 学校施設計画推進事業	
①（意見 28）臨時会議の記録管理について	160
②（意見 29）事務事業評価について	161
21 人事管理業務	
①（意見 30）事務事業評価について	166
22 通学路の安全確保事業	
①（意見 31）事務事業評価について	171

### 【3】監査の総括意見

監査の結果及び意見の主な内容について、監査の視点から整理して総括すると次のとおりである。

#### 【財務・契約管理の合規性、透明性確保の視点】

学校徴収金等取扱要綱第18条によると、学期末日までに発生した学校徴収金を会計責任者に報告することが求められているが、令和7年3月26日に収納した学校徴収金が令和7年度の収入として処理されていた。要綱に従い、年度末日までに発生した学校徴収金の収入・支出を当該年度の収支として金銭出納簿に計上すべきである。

また、随意契約の公表漏れや契約管理体制の不備が見受けられた。同様の公表漏れが前年度の包括外部監査でも指摘されている。市の随意契約公表指針では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号までを根拠とする随意契約（少額随契を除く）すべてを公表対象としているが、実際には契約管理が手作業に依存し、公表漏れや集計ミスが発生しやすい状況である。このような公表漏れは、委託業務の事業者選定に関する透明性を損ない、住民や関係者から行政運営への信頼が失われるリスクを高める。随意契約の透明性・合規性を確保し、行政への信頼性向上につなげるべきである。

#### 【効果的かつ効率的な事務事業の執行と内部統制の整備について】

勤怠管理、備品管理、郵券類管理など、学校現場の事務手続において標準化・効率化が不十分な事例が見受けられた。会計年度任用職員の勤怠管理では、カードリーダーによる電子管理が主流となっている一方、学校配置の一部職員については紙の出勤簿が用いられている。計算ミスや事務負担増大のリスクがあるため、電子化による効率的な勤怠管理システムへの移行が求められる。

人事関連業務の役割分担も課題である。教育委員会事務局の複数部署で人事関連業務が行われており、事務処理の重複や連絡の煩雑化など業務効率の低下が生じている。現場に近い部署が配属先決定や任用後の勤務状況確認を担う一方、その他の人事関連業務は専門性を有する教育政策課に集約することで、業務の正確性・効率性の向上が期待できる。

備品管理では、現品確認や現在高調査が十分に実施されていない事例が見受けられた。財務規則第181条に基づき、毎年度末に所管する備品及び重要物品の現在高を調査し、会計管理者に報告することが求められているが、現品確認の結果を教育政策課　学校営繕室（現教育施設課）に報告していない学校や、現品確認を2年に1回しか実施していない学校があった。立会人を設けずに現品確認を行っている事例もあり、備品管理の信頼性が損なわれかねない状況にある。備品台

帳の一元化、定期的な現品確認・報告体制の整備が必要である。

郵券類の管理も担当者のみで行われ、上席者による点検が実施されていない学校があった。複数人によるチェック体制を導入し、管理台帳と実数量の整合性を定期的に確認する仕組みを「学校事務の手引き」に明記し、管理体制の標準化を図ることが望まれる。

このほか、市では、各所属学校に勤怠管理システムが導入されており、全教職員の出退勤時刻が勤怠管理データとして日々記録・蓄積されているものの、当該データの具体的な活用方法や分析の視点については、各所属学校の校長等管理職の裁量に委ねられている。その結果、勤怠管理データが単なる在校時間の記録・監視に留まり、組織全体での効果的な活用や業務改善に結び付いていない。教職員一人ひとりの心身の健康と持続可能な教育環境の構築に向け、勤怠管理データの活用を全所属学校で推進するための具体的な支援策を講じることにより、データに基づいた計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルを実践していくことが期待される。

#### 【教育施策・制度の効果検証】

小規模特認校制度は、複数学級の実現による学校規模の適正化を目的として導入されたものであるが、現状では制度利用入学者数が十分に増加しておらず、目的達成に至っていない。平成22年7月の八尾市立小・中学校適正規模等審議会答申において、学校規模等の適正化について検討する際の視点として、以下の3点が確認されている。

- 子どもの育ちにとってより良い教育環境を作るという視点
- 学校の設立経過、校区の歴史、地域との関わり等に留意する視点
- 教育行政の効率的な運営を図る視点

1つ目の視点について、包括外部監査の枠組みで適切に評価することは難しい側面があるが、学校施設に関する点については、現地視察を行った桂小学校や高安小中学校をはじめとして、市内の平均的な規模の学校を比較すると、十分な学習スペースや特別教室のスペースはあった。しかし、集団づくりに関する点については、十分な人数が確保できない状況で引き続き課題がある。

2つ目の視点については、小規模特認校には、児童生徒や保護者の多様なニーズに対応し、個性や創造性を伸ばす教育環境の提供をめざすとともに、地域の教育資源を活用した「地域に根ざした新たな学びの場」としての効果も期待されており、この趣旨を踏まえると、市においても、単に複数学級の維持・増加を目的とするだけでなく、特色ある教育活動が児童生徒の成長や地域社会への貢献にど

のような効果をもたらしているか、定性的な成果についても検証する必要がある。

3つ目の視点については、市全体の視点に立って、小規模特認校における学校運営に係るコストとその他の学校における管理運営コスト、また、将来の学校施設の維持管理、建替えに関するコストなどをもとに多面的に判断する必要がある。しかしながら、現時点では財政的な側面からの分析は十分にできていないため、今後の判断に資するような現状分析を進めるべきである。

今後は、定量的な入学者数のみならず、定性的な教育効果や地域への波及効果、そして学校ごとの経費の状況や将来的な学校施設の建替え・維持管理コストの観点も含めて検証を行い、制度の趣旨に沿った有効な運用となるよう、事業内容の改善・展開を図ることが求められる。

また、義務教育9年間の一貫した教育により教育効果の向上を図る目的で、義務教育学校を設置している。しかし、高安小中学校においては設置から6年が経過した現在も、制度本来の目的である教育的な効果や成果について、定量的・定性的な評価が実施されていない状況である。また、副次的に期待された「事務の効率化」についても、業務に要する時間や人件費、管理経費などの観点から具体的な分析や評価が行われていない。

このような現状は、教育効果及び事務効率化の双方について、成果を把握・評価するための指標や手法が未整備であることに起因している。指標や評価手法が不十分なままでは、資源配分の非効率化、さらには今後の政策決定に対する悪影響といったリスクが生じる。

したがって、義務教育学校制度の有効性を総合的に検証するため、多角的な評価体制の構築が望まれる。

### 【子どもに関する情報共有運用の見直し】

子どもに関する様々な課題が深刻化することを未然に防ぐため、関連部署がそれぞれ業務で管理している情報を集約・連携する仕組みとして「子ども情報システム」を導入している。子ども情報システムには、子どもの基本情報（氏名、生年月日、世帯状況）や、相談履歴等が入力されているが、具体的な相談内容については児童虐待など法に基づく場合を除き、保護者の同意が得られた場合のみ、システムに入力されている相談履歴をもとに担当課へ問い合わせ、共有できる運用となっている。

この点、システム導入時に八尾市個人情報保護審議会への諮問を行っており、令和3年12月21日付の答申によると、「実施機関である市長部局と教育委員会に属していない関係機関への情報提供については、保護者の同意が得られた場合に

限るものとします」とされている。すなわち、八尾市内部の関連部署においては、保護者の同意の有無に関わらず、状況に応じた相談内容の共有が可能であると整理されていたと考えられる。

したがって、関連部署に点在する情報を集約・連携することにより課題が深刻化することを未然に防ぐ、というこども情報システム導入の目的及び個人情報保護審議会の答申を踏まえ、市内部の関連部署間においては、保護者や子どもの利益のために必要となった場合には速やかに必要な情報を共有されるよう運用を見直す必要がある。

また、情報共有は課題の早期発見・早期対応を可能とすることが目的であることを鑑み、共有した情報に基づく関係部署間での連携にかかる運用等についても、合わせて整理・検討することが望ましい。

#### 【学校規模等の適正化】

地方公共団体は、学校規模等の適正化の検討を進めるにあたり、その必要性や方向性について保護者・児童生徒・教職員・地域住民等の関係者が共通認識するための基盤として、現状の教育活動や課題の可視化・共有が求められている。

この点につき市では、児童生徒数や学校規模（学級数）の推移・将来推計、学校施設の老朽化状況など、定量的なデータをもとに現状を可視化するとともに、学校規模等の適正化の方策である小規模特認校について、保護者や地域団体への説明会を実施するなど現状や制度内容・課題を広く周知するよう努めている。今後の取り組みについては、令和7年度に実施している全校の校舎、体育館等の学校施設を対象とした構造躯体健全性調査結果や、小規模特認校制度の効果検証結果、これまでの学校の変遷、地域活動の状況等、様々な事情を総合的に考慮し、市の実情に適した学校規模等の適正化の在り方について慎重に検討を進めていくとしている。

しかしながら、平成22年7月に審議会から示された小規模校に対する4つの方策のうち、現在実施している方策（施設一体型の小中一貫校、小規模特認校制度）のみでは学校規模の適正化を十分に実現することは困難であり、審議会答申で示された残りの方策（通学区域の変更、学校の統廃合）への着手は避けられないと考えられる。通学区域の変更や学校の統廃合などの合意形成には相当の時間を要することが見込まれるため、学校規模適正化に向けた取り組みを速やかに進める必要がある。

また、学校規模等の適正化の推進にあたっては、将来の生徒数や通学条件、施設の老朽化状況に加え、財務的な視点から学校施設ごとのコスト情報（支出のみならず、減価償却費等を含むもの）を整理し、そうした情報も十分に考慮することも重要である。

さらに、学校規模等の適正化は市全体の公共施設の在り方という観点でも非常に関連性が強い。八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版（八尾市公共施設等総合管理計画）令和4年3月一部改訂では、公共施設マネジメントの方向性として「方向性1：施設の長期的・計画的な保全」「方向性2：施設の複合化・統合化による適正な公共サービスの提供」「方向性3：施設管理・運営の効率化や新たな財源の確保」等の7つの基本方針が示されているが、学校規模等の適正化の検討や学校施設の長期的・計画的な保全を行うにおいても、将来を見据えた複合化や統合化の視点も重要となる。

市の子どもをどのように育てるのかという教育ビジョンに関わる学校規模等の適正化の検討は、教育委員会が中心となり進めるべき課題である。しかしながら、学校規模等の適正化の推進にあたっては、地域社会との連携や、取り組みの中で必要となる財源調整など、教育委員会のみでは対応が困難な課題も存在する。そのため、市長部局の関連部署も適切に協力し、市全体としてより良い教育環境の整備に向けた取り組みを進める必要がある点にも留意すべきである。

#### 【事務事業の適切な評価・見直しと市民へのわかりやすい情報提供】

多くの事業で事後評価指標が定量的な件数や回数に偏るとともに、効率性評価も定性的な記述に留まり、事業費と成果の関係やコストパフォーマンス指標が未設定である。事業費の増加に対して、事業成果（アウトプット・アウトカム）がどの程度向上したのか、1件あたりの事業費や成果単位あたりのコストなど、定量的な分析や根拠が求められる。評価点付与方法も、指標の達成度と十分に連動しておらず、客観性・透明性に課題がある。

今後は、EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の推進にも資するよう事業目的に直結する定量・定性両面の指標をバランスよく設定し、事業費の推移と成果の関係を定量的に把握することが求められる。コストパフォーマンス指標や満足度調査、改善率などを導入し、PDCAサイクルを強化することで、事業の実効性・効率性・有効性を高め、行財政改革の基盤とすべきである。

## 第4 個別の事業と紐づかない監査の結果及び意見

### 【1】複数部署にまたがるもの等

#### （1）（意見1）手書きの出勤簿の見直しについて

##### 【現状】

市で雇用している会計年度任用職員の大部分はカードリーダーを使用して勤怠管理を行っているものの、学校に配置されている一部の会計年度任用職員については紙の出勤簿が用いられている。例えば、校内教育支援員の場合、本人が出勤日ごとに月別出勤表に押印し、月間の合計勤務時間を算出して確認印を押印、さらに校長が月次で確認印を押印したうえで所管課に提出している。

一方、小学校の敷地内にある放課後児童室にはカードリーダーが設置されており、同じく会計年度任用職員である放課後児童支援員はそれを使って勤怠管理を行っている。同じ会計年度任用職員であっても勤怠管理方法に差異が生じている。

##### 【意見】

紙の出勤簿による勤怠管理は、月ごとの勤務時間を各所属職員等が算出する必要があるため、計算ミスが生じるリスクがある。また、押印や紙資料の提出など、事務手続が煩雑で非効率であることから、事務負担の増大や、正確性・経済性の低下も懸念される。

については、学校配置の会計年度任用職員についても、カードリーダーの導入や、勤務時間入力用パソコンの設置など、電子化を進めて効率的かつ正確な勤怠管理システムへの移行を検討・推進すべきである。これにより、勤怠管理業務の正確性・効率性が向上し、全職員に対して公平かつ適切な運用が実現されると考える。

#### （2）（意見2）人事関連業務の役割分担整理について

##### 【現状】

教育委員会で雇用している会計年度任用職員については、社会保険料や年休付与などの基礎とするため、勤務時間や勤務曜日を一定にするよう定めており、それに沿った任用に係る事務を原則として教育政策課で行っている。しかし、一部の会計年度任用職員については各所属で人事関連業務を行っている。

各所属で実施している業務は、次のとおりであり、募集、面接、採用、任用、配置、新規採用者への服務説明、勤務状況確認・人事評価、退職者対応など多岐にわたる。

＜各所属で実施している人事関連業務＞

No.	業務	各所属
1	募集	・ハローワークへの募集手続 ・募集に関する市ホームページへの掲載
2	面接	・面接調整・実施
3	採用	・採用、不採用の決定と通知 ・配置先の学校長へ任用に関する内容連絡
4	任用	・配置と勤務についての通知を作成し、教育政策課 市費担当へ送付
5	配置	・配置校との調整及び配置校に関する情報提供（子どもの様子、学校の体制）
6	新規採用者への服務説明	・任用者への服務に関する説明
7	勤務状況確認・人事評価	・勤務状況の実態把握 ・毎年12月に職員から人事希望調書を徴取 ・人事希望調書と人事評価（原本市費人事保管）をもとに翌年度の任用決定
8	退職者対応	・任期途中での退職時面談、退職決定手続 ・退職に係る書類説明、書類回収

【意見】

現在、各所属においても、人事関連業務の一部を担っているが、教育政策課で取り扱う人事関連業務と比べた場合、その範囲が限定的であることから、必ずしも人事関連業務に関する十分なノウハウを有しておらず、判断が難しい事案が生じるたびに教育政策課へ確認を要している。この状況は、業務の正確性や効率性の低下を招く要因となっている。また、同様の人事関連業務が教育政策課と各所属で分散していることは、事務処理の重複や連絡の煩雑化を招き、事務の合規性や効率性の観点からも課題がある。

対象となる会計年度任用職員は、学校現場の実態に応じた勤務が求められる職種であることから、面接先の決定、任用時の業務内容の詳細な説明、任用後の勤務状況確認（学校訪問等）については、現場に近い各所属が引き続き担うことが有効である。しかし、それ以外の人事関連業務については、専門性を有する教育政策課に集約することにより、業務の正確性・効率の向上が期待できる。

これにより、人的資源やノウハウの集約が図られ、経済性の向上や市民に対する公平な行政運営にも資するものと考える。

以上のことから、人事関連業務の役割分担を整理し、事務の正確性や効率性の

向上を図るべきである。

（3）（意見3）公表対象となる随意契約の集計について

【現状】

市は随意契約の公表指針に基づき、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号までを根拠とする随意契約（同項第1号の少額隨契は除く）すべてを公表の対象とする」と定めている。また、公表の時期及び方法については、「公表は閲覧方式（インターネットを含む）とし、情報公開室を閲覧場所とする。公表すべき随意契約を行った場合は、半年ごとに（4月から9月の契約は10月末までに、10月から3月の契約は4月末までに）情報公開室へ配架するとともに、本市ホームページに掲載する」と規定している。

しかし、学務給食課においては、公表すべき随意契約が適切に公表されていなかった事例が確認された。背景として、公表対象は手作業で抽出しており、契約管理システム上に公表対象契約を識別する機能がなく、契約の管理方法を定めた規則も存在しない状況が存在する。

- ・契約日：令和2年4月1日
- ・契約期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日
- ・委託内容：給食調理
- ・受託者：サニーデイツシュ株
- ・契約金額：136,730,000円（5年累計、税込）

【意見】

公表すべき随意契約が適切に公表されていなかった事例は、公表対象となる随意契約を適切に管理できていないことに起因している。令和6年度の包括外部監査においても同様の指摘がなされていることから、全庁的に管理体制が不十分である可能性が高い。

随意契約の公表が適切に行われない場合、委託業務の事業者選定に関する透明性が損なわれ、住民や関係者から行政運営に対する信頼を失うリスクが生じる。これは、合規性、公平性、住民への説明責任のいずれの観点からも好ましくない。

したがって、随意契約の公表漏れを防止し、契約情報を正確かつ効率的に管理するためには、システムにて検索できる運用など、全庁的に検討るべきである。これにより、随意契約の合規的な運用と市民に対する説明責任を果たすことができ、行政運営の透明性と信頼性の向上につながると考える。

## 【2】現地調査に係るもの

### （1）（意見4）休日出勤申請漏れについて

#### 【現状】

桂小学校において、教職員の出退勤管理システムの出勤簿画面を出力した紙資料を確認したところ、令和6年11月16日（土）に休日出勤しているにも関わらず休日出勤申請がなされていない事例があった。また、現地調査を実施した学校において出退勤管理システムにアクセスし状況確認したところ、現地調査時点でも休日出勤申請が未提出であった。

#### 【意見】

「八尾市立学校における勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱実施要領」第4条に定められているとおり、休日出勤は時間外管理の対象となっていることから、休日出勤する場合は漏れなく申請を行うべきである。

また、「出退勤管理システムのタイムカード計算処理について（依頼）」によると、タイムカードの計算処理には締切期日が定められており、本件は令和7年1月10日（金）までに処理を完了すべきものである。ルールに従って、期日内に計算処理を整理すべきである。

このような申請漏れは、勤務実績の正確性や事務の合規性を損なう要因となり、ひいては適切な教職員の健康管理や業務の効率化等の妨げにもなる。適正な勤務管理を徹底し、申請漏れが発生しないよう、関係職員への周知徹底とシステムによる申請状況の定期的な確認を行う体制を整備すべきである。あわせて、タイムカードの計算処理についても、定められた期日内に確実に整理を行うことが求められる。

### （2）（意見5）「校内会計監査におけるチェックポイント（例）」の様式改訂について

#### 【現状】

「学校徴収金取扱マニュアル3-4 収支報告及び校内会計監査について（2）校内会計監査」によると、「監査委員は2名以上」とすると定められており、その趣旨から、学校徴収金に係る事務については複数の監査委員によるダブルチェックが求められている。しかし、桂小学校、曙川南中学校では2名が分担して校内監査を実施しており、複数名によるチェックがなされていない状況であった。

#### 【意見】

校内会計監査において、確認漏れや確認誤りを防止し、監査の実効性を確保す

るためには、ダブルチェックを徹底することが必要である。

なお、学校徴収金取扱マニュアルには、監査のチェックポイントがわかるチェックリスト形式の「校内会計監査におけるチェックポイント（例）」が添付されているが、ダブルチェックを求める様式となっていないことも要因であると考えられる。

したがって、ダブルチェックの必要性が一目でわかるよう、「校内会計監査におけるチェックポイント（例）」の様式を改訂し、監査担当者が複数名で確認結果を記入・署名する欄を設けるなど、マニュアルの内容を充実させるべきである。チェック体制を充実させることで、校内会計監査の正確性・実効性が向上し、学校会計の信頼性確保につながると考える。

### （3）（意見6）校内監査実施頻度の見直しについて

#### 【現状】

学校徴収金等取扱要綱第20条では、「会計責任者は、毎年1回、必ず学校徴収金に係る事務について、監査を実施するものとする」と規定されており、原則として年1回の校内監査の実施が求められている。これに対し、亀井小学校では校内監査が学期ごと、すなわち年3回実施されている。令和6年度における各学年の校内監査実施日は下表のとおりである。

#### ＜令和6年度の亀井小学校の校内監査の実施状況＞

学年	第1学期	第2学期	第3学期
1学年	2024/7/5	2024/12/5	2025/3/21
2学年	2024/7/3	2024/12/9	2025/3/21
3学年	2024/7/11	2024/12/9	2025/3/21
4学年	2024/7/8	2024/12/9	2025/3/21
5学年	2024/7/11	2024/12/12	2025/3/21
6学年	2024/7/18	2024/12/5	2025/3/17

#### 【意見】

校内監査の頻度が年3回と多くなっていることは、事務の合規性や正確性の確保に一定の効果が認められるものの、業務運用の効率性や経済性、さらには教職員の負担という観点からみると、人的資源の過剰な投入や事務の非効率化につながる。

したがって、校内監査の実施頻度については、教職員の負担軽減や市民の公平性の確保といった観点も踏まえ、監査の目的が十分達成できる範囲で見直しを検討することが望ましい。また、監査の実施目的や期待される効果について、関係

者間で改めて認識を共有し、事務の効率性と有効性、並びに監査の適正な実施を両立させることが重要である。

#### （4）（意見7）官民学連携プロジェクトの全市展開について

##### 【現状】

曙川南中学校にて、「CCC (Clean Culture Champion)」と称する、学校の環境改善をテーマとした先進的なプロジェクトが実施されている。このプロジェクトの特筆すべき点は、PTAが課題発見の起点となり、市の産業政策課が連携し、地域の中小企業が専門的な知見をもって参画する、「地域企業・市民」「学校」「行政」が一体となった官民学連携モデルである。

この取り組みを通じて、生徒たちは実社会における課題解決プロセスを体験的に学んでおり、高い教育効果が生まれている。同時に、参画企業にとっては将来的な人材確保に向けたPRや意義ある地域貢献の機会となり、関係者全員にメリットが生まれる好循環が形成されている。

これは市全体の財産とすべき成功事例であるが、現時点では市全体への波及には至っていない状況にある。

##### 【意見】

「CCC」プロジェクトの成功の背景には、行動力のあるPTA、地域貢献に意欲的な企業、柔軟な対応をした学校と市の産業政策課など、関係者の高い志と主体的な連携があったと考えられる。一方で、この成功は特定の個人やグループの熱意に大きく依存しており、いくつかの課題が見受けられる。

具体的には、プロジェクト成功の鍵となった「PTAによる課題提起から企業連携に至るプロセス」や「行政との連携ノウハウ」などの一連の流れが、学校担当者間の暗黙知に留まっている。これにより、担当者の交代や異動が発生した際に、「成功の方程式」ともいえる貴重なノウハウが失われ、取り組みの継続性が途絶える可能性がある。

さらに、異分野連携の企画・推進や他校への横展開を担う専門部署やコーディネート機能が明確に存在しないため、有効な成功事例が組織的に活用されづらい状況にある。

また、市内には、地域貢献に意欲的な企業や行動力のある市民・保護者が数多く存在すると考えられるが、こうした「地域の教育力」を組織的に発掘し、学校教育につなげる仕組みが十分に整備されていないため、市全体のポテンシャルを最大限に引き出せていない可能性がある。

この好循環を市全体に広げるためには、教育委員会が主体となって体系的な取り組みを推進することが望ましい。

具体的には、「CCC」プロジェクトの成功要因やプロセスをモデルケースとして可視化し、校長会や既存の周知手法を活用し、学校や関係団体に情報共有を図ることが考えられる。

また、同様の取り組みを希望するPTAや学校に対して、企画段階でのアドバイスや協力企業の紹介など、関係部署と連携し、企業や地域住民との連携について推進可能な体制を整えることも有効であると考えられる。

#### （5）（結果1）学校徴収金の計上漏れについて

##### 【現状】

学校徴収金等取扱要綱第18条によると「出納責任者は各学期末日における金銭出納簿に基づき、預金（現金）残高及び収支に係る証拠書類を確認の上、各会計の収支についてすみやかに会計責任者に報告する」と定められており、学期末日までに発生した学校徴収金は、当年度の収入として処理しなければならない。

しかし、曙川南中学校においては、令和6年度に発生した下記の収入を令和7年度の収入として処理していた。

##### ＜内容＞

会計名：1年諸費（50期生）

件名：納入金

合計入金額：9,983円

入金日：令和7年3月26日

##### 【結果】

学校徴収金事務担当者は要綱に従い、年度末日までに発生した学校徴収金の収入・支出を当該年度の収支として金銭出納簿に計上すべきである。

#### （6）（結果2）学校備品の現在高調査について

##### 【現状】

八尾市教育委員会事務局事務分掌規則（令和7年4月1日施行分）第4条では、教育施設課の事務分掌として「運営係（14）学校の備品台帳の管理に関すること」が規定されており、学校備品台帳は教育施設課の管理下にある。また、八尾市財務規則第181条第1項では、「部長等は、毎年度末、所管備品及び重要物品の現在高を調査し、物品現在高表により5月15日までに会計管理者に報告しなければならない」と定められている。

これにより、教育施設課は毎年度末に学校備品の現在高を会計管理者へ報告する責務がある（なお、学校備品の現品確認は、教育施設課が作成する「学校事務

の手引き」に基づき、各学校の教員及び事務担当者が実施する運用となつてゐる)。

しかし、曙川南中学校及び高安小中学校では、現品確認の結果が教育政策課学校運営室（現教育施設課）に報告されていない状況であり、高安小中学校については現品確認が2年に1回しか実施されていなかつた。

さらに、八尾市財務規則第181条第2項では、「調査を行なう職員のほかに立会人を指名して、調査に立ち会わせる」方法で現品確認を実施することが求められているが、曙川南中学校及び高安小中学校では、普段備品管理を担当している教員のみが現品確認を行つてゐた。

### 【結果】

学校備品の管理に関する事務の正確性及び適正性の観点から、財務規則第181条に従い、適切な現在高調査を実施すべきである。

現状は、学校備品の管理責任の所在が曖昧であったため、財務規則第181条に基づく現品確認体制が十分に整備されていなかつたことが主な要因である。現品確認方法が適切に管理されない場合、備品管理の信頼性や効率性が損なわれるだけでなく、不正利用や紛失等のリスクが高まる。特に、立会人を設けずに現品確認を行つた場合、確認の適正性が確保できず、備品の異常が発生した際に早期発見が困難となる可能性がある。

したがつて、教育施設課は、学校備品の現品確認について、事務担当者などの立会人を必ず設けたうえで実施し、その結果を教育施設課に報告する仕組みを「学校事務の手引き」に明記し、財務規則第181条に則つた運用へと改善すべきである。

### （7）（意見8）高額契約時の見積取得について

#### 【現状】

「学校徴収金取扱マニュアル2－2事務処理上の留意点（6）業者選定委員会」では、「高額の契約を行う場合は、原則として、見積もりに必要な仕様を示して、複数の者から見積書を徴し、業者選定委員会における協議を経て会計責任者が業者を決定すること」と定められている。また、130万円以上の契約については、合い見積もりの取得が求められている。

高安小中学校において令和7年に予定されている9年次修学旅行（契約金額2,557,737円+教員費用）及び8年次スキー宿泊学習（契約金額1,352,676円+教員費用）については、いずれも4社に見積依頼を行つたものの、参加人数の規模や受入業者数の減少等の事情により、見積提出を辞退され、最終的に1社のみから見積もりを取得する結果となつてゐた。

### 【意見】

この状況は、高安小中学校の規模が小さく、修学旅行・宿泊学習の参加人数が少ないと、さらに受入可能な業者数自体が限られていることが主な要因である。

見積取得が1社のみの場合、業者間の価格競争が働かず、契約条件の妥当性や経済性の確保が不透明となるリスクが生じる。加えて、適正な価格やサービス内容について比較検討ができないことから、不適切な契約や予算執行につながる可能性も否定できない。

したがって、見積取得が困難な場合には、他校の類似事例や過去の契約実績等を参考にすることを有効な手段とし、あわせて昨今の経済情勢や価格変動の影響を十分に考慮したうえで、業者選定委員会において価格や契約条件の妥当性について慎重に検討することが望ましい。これにより、事務の合規性・経済性を確保し、適正な契約執行につなげることができると考えられる。

### （8）（意見9）義務教育学校設置効果の評価について

#### 【現状】

市では、義務教育9年間の一貫した教育により教育効果の向上を図る目的で、義務教育学校を設置している。しかし、高安小中学校においては設置から6年が経過した現在も、制度本来の目的である教育的な効果や成果について、定量的・定性的な評価が実施されていない状況である。また、副次的に期待された「事務の効率化」についても、業務に要する時間や人件費、管理経費などの観点から具体的な分析や評価が行われていない。

これは、制度設計時に「中1ギャップ」の緩和など教育的効果に議論が集中し、事務効率化に関する具体的な目標値（KPI）や評価手法が明確に定められなかったことが主な要因である。また、制度導入前の各校における事務量や関連コストなどの比較に必要なデータが体系的に整理・保存されていなかったことも要因である。

その結果、義務教育学校の設置目的である教育活動の連続性・一貫性の確保や教育効果の向上といった重要な成果であっても、十分に検証・可視化されていない状況にある。

#### 【意見】

このような現状は、教育効果及び事務効率化の双方について、成果を把握・評価するための指標や手法が未整備であることに起因している。指標や評価手法が不十分なままでは、資源配分の非効率化、さらには今後の政策決定に対する悪影

響といったリスクが生じる。

したがって、義務教育学校制度の有効性を総合的に検証するため、多角的な評価体制の構築が望まれる。具体的には、制度本来の目的である教育効果の向上については、学力調査の結果、不登校児童生徒数の推移、児童生徒及び保護者への満足度調査などを用い、多面的に成果を検証することが考えられる。

加えて、副次的な効果として期待される「事務の効率化」についても、制度導入前後の業務量や人件費、物件費など管理運営コストの変化を、義務教育学校と従来の小学校・中学校の組合せで比較分析することが考えられる。その上で、評価指標を設定し、効果を継続的にモニタリングする体制を整備すべきである。

このような多角的な評価を通じて、事務の効率性・有効性を確保し、政策効果を客観的に把握することが重要である。これにより、市民への説明責任を果たすとともに、今後の学校運営の改善活動につなげていくことが必要である。

#### （9）（意見 10）勤怠管理データの分析・活用について

##### 【現状】

市では、各所属学校に勤怠管理システムが導入されており、全教職員の出退勤時刻が勤怠管理データとして日々記録・蓄積されている。各所属学校の管理職は、このデータをもとに教職員一人ひとりの在校時間をモニタリングし、健康管理の観点から長時間労働者に対する個別の声掛け等の指導を行っている。

また、教育委員会では、所属学校別や月別等の大きな括りでの分析や、アンケートを活用した勤務実態の把握に努めている。しかし、勤怠データの具体的な活用方法や分析する場合の視点については、各所属学校の校長等管理職の裁量に委ねられているのが現状である。

そのため、校務分掌別、部活動顧問の有無別、担当学年別、特定の行事時期等、多角的な視点での分析や、組織的な課題抽出・改善策の検討が必ずしも十分に行われていない。結果として、勤怠管理データが単なる在校時間の記録・監視に留まり、組織全体での効果的な活用や業務改善に結び付いていない状況が見受けられる。

##### 【意見】

勤怠管理システムによって蓄積される客観的なデータは、教職員の健康を守るとともに、学校運営を改善し教育の質を向上させるための重要な経営資源である。しかしながら、現状で指摘したとおり勤怠データの具体的な活用方法や分析の視点については、各所属学校の校長等の管理職の裁量に委ねられており、市全体での組織的な課題解決のために分析・活用されていない状況が見受けられる。

よって、市教育委員会は、教職員一人ひとりの心身の健康と持続可能な教育環

境の構築に向け、勤怠管理データの活用を全所属学校で推進するための具体的な支援策を講じるべきである。

具体的には、校長・教頭が経験や感覚だけに頼るのではなく、客観的データに基づいて自校の労働環境に関する構造的課題を的確に把握できるよう支援することが求められる。教育委員会が主導し、月別・職位別の分析に加えて、校務分掌別、部活動別、学年・学級担任別、特定の行事時期や曜日別等、学校経営の改善に直結する多角的な分析の視点を体系化し、各学校の管理職等に共有することが望ましい。

さらに、各所属学校がこれらの視点で容易に分析できるよう、データを入力すれば自動でグラフ等が作成される標準的な分析ツール（Excel ファイル等）を開発・提供することも有効である。これにより、分析作業そのものの負担を軽減し、管理職が分析結果の考察と対策の立案に注力できる環境を整備することが期待される。

次に、一過性の分析に終わらせず、各所属学校が自ら立てた業務改善計画の効果を客観的に測定し、継続的な改善サイクルを組織文化として定着させていく支援も望まれる。そのために、前年度同月比、過去3か年平均との比較、市内全所属学校平均との比較（ベンチマー킹）等、時系列データを各所属学校が容易に参照できる様式で提供する仕組みを整えることが望ましい。

これにより、管理職は「今年は特に忙しい」といった感覚的な認識を客観的な事実として捉え、自校の業務改善の成果や新たな課題を冷静に評価することが可能となる。この仕組みを学校経営計画や働き方改革実行計画と連動させ、データに基づいた PDCA サイクルの実践を支援していくことが期待される。

#### （10）（意見 11）郵券類の管理体制について

##### 【現状】

高安小中学校では郵券類の残数管理を事務担当者のみが実施しており、管理職による定期的な点検は行われていなかった。また、担当者による「郵便切手使用簿残高一覧」に記載された数量と実際の数量が一致しているかのチェック頻度については、曙川南中学校では使用の都度台帳と実数量の一致を確認している一方、高安小中学校前期課程では年度に1回のみ、高安小中学校後期課程では実施されておらず、学校ごとに管理方法が統一されていない状況であった。

##### 【意見】

このような状況は、管理担当者の上席者による関与を定めた統一的なルールが整備されておらず、市全体で郵券類の管理体制が標準化されていないことに起因している。

担当者のみで残数管理を行い、上席者による定期的な点検が実施されていない場合、不正使用や紛失、記録誤りが発生しても早期に発見できないリスクが高まる。これは事務の合規性、正確性の確保のみならず、効率性の観点からも課題がある。

したがって、郵券類の残数管理については、事務担当者とその上席者が定期的に点検を実施する仕組みを導入し、複数人によるチェック体制を整備することが望まれる。具体的には、台帳と実数量の整合性について、担当者が最低でも月1回管理を行い、上席者が学期に1回は点検を実施する体制を「学校事務の手引き」に明記し、管理体制の標準化を図ることが考えられる。これにより、郵券類の管理に関する事務の合規性・正確性・効率性・有効性がより確実に担保され、不正防止と早期発見につながると考えられる。

## 第5 個別の事業執行に係る監査の結果及び意見

### 【1】学力向上推進事業

#### 1. 実施事業の概要

##### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	学校教育推進課		
事業の概要	全国学力・学習状況調査などの結果の分析等に基づき、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、各中学校区を単位とした授業改善や校種間連携について研究を推進し、本市の児童及び生徒の「確かな学力」の向上を図る。		
事業の対象	児童生徒、教職員		
事業の目的	八尾市の児童生徒が基礎・基本を確実に身につけ、それを基に自ら学び自ら考える力を育成する。各学校が教育課程の実施状況について各教科の目標や内容の実現状況を把握し、指導上の問題点は何かを明らかにしたり、指導方法の工夫改善を図ったりすることができる。また、中学校区単位での授業改善等を行うことで、9年間を見据えた教育の充実につながる。		
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学力調査等の分析</li> <li>● 教育課程編成・実施、指導方法の工夫・改善について指導・助言</li> <li>● 小学校及び義務教育学校における放課後学習等、学習意欲の向上と学習習慣の定着を図るための取り組み</li> </ul>		
予算決算の状況(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	7,107	7,408	10,022
決算	6,450	6,783	8,919
令和6年度財源及び支出の内訳(千円)	財源内訳	支出内訳	
	国補助金	- 使用料及び賃借料 2,472	
	府補助金	- 需用費 275	
	一般財源	8,919 報償費 5,898	
	その他	- 役務費 274	

(出典：市提供資料より監査人が作成)

## （2）学力向上推進事業について

本事業は、児童生徒が基礎・基本を確実に身につけ、それを基盤として自ら学び自ら考える力を育成することを目的とする事業である。本事業では、全国学力・学習状況調査などの分析結果を踏まえ、市内の学力課題を明らかにし、各学校に対して授業改善や指導方法の工夫に関する助言を行っている。また、中学校区単位で授業改善や校種間の連携も推進し、9年間を見通した一貫した教育の充実を図っている。小中連携や小中一貫教育の推進、基礎学力のさらなる向上、言語活動や情報活用能力の強化のため、調査結果の分析と校内研修の充実、教育活動の工夫改善を通じて、児童生徒の確かな学力を育む教育環境づくりを推進している。

具体的には、以下のような取り組みが実施されている。

- ・少人数授業や加配教員の配置、専科指導の推進による、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導体制の構築
- ・放課後学習の拡充など、学習習慣や学習意欲の定着のための取り組み
- ・言語活動の充実、情報活用能力の育成、指導と評価の一体化など、資料から情報を関連付けて読み取り、論理的に考えや意見を表現する力を育む取り組み
- ・ICT 機器の積極的な活用
- ・教科担任制の導入検討

## 2. 監査の結果及び意見

### (1) (意見1) 事務事業評価について

#### 【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み			
事務事業名	学力向上推進事業	担当部局・課	教育委員会事務局 学校教育推進課

#### 1 事業概要

事業概要	全国学力・学習状況調査などの結果の分析等に基づき、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、各中学校区を単位とした授業改善や校種間連携について研究を推進し、本市の児童及び生徒の「確かな学力」の向上を図る。
事業の対象	児童生徒、教職員
事業の目的	八尾市の児童生徒が基礎・基本を確実に身につけ、それを基に自ら学び自ら考える力を育成する。 各学校が教育課程の実施状況について各教科の目標や内容の実現状況を把握し、指導上の問題点は何かを明らかにしたり、指導方法の工夫改善を図ったりすることができる。また、中学校区単位での授業改善等を行うことで、9年間を見据えた教育の充実につながる。

#### 2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○学力調査等の分析 ○教育課程編成・実施、指導方法の工夫・改善について指導・助言 ○小学校及び義務教育学校における放課後学習等、学習意欲の向上と学習習慣の定着を図るために取り組み	令和6年度 実施内容	○学力調査等の分析 ○教育課程編成・実施、指導方法の工夫・改善について指導・助言 ○小学校及び義務教育学校における放課後学習等、学習意欲の向上と学習習慣の定着を図るために取り組み
計画額(千円)	10,022	実績額(千円)	8,919

#### 3 活動指標又は成果指標

活動指標又は成果指標					
	指標	単位	令和6年度		意味・算式等
			計画値	実績値	
1	全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国比		1	1	全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国比
2	学校の授業時間以外に普段(月～金曜日)勉強している児童・生徒の割合	%	90	89.2	1日当たり30分以上の割合で学校の授業時間以外に普段(月～金曜日)勉強している児童の割合と生徒の割合の平均値

#### 4 総合評価

評価の観点			評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。		A	・各学校が自校の課題を客観的に把握することで、基礎基本の定着を図り、「生きる力」を育成する。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。		A	・指導方法の工夫改善のためには、必要不可欠である。 ・計画値に近い実績値で推移している。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか		A	・各学校の課題とともに市全体の課題を明らかにすることができる適切な方法である。
総合評価			A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、全国学力・学習状況調査などの結果分析をもとに、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導の充実や、各中学校区を単位とした授業改善、校種間連携の研究推進を通じて、市の児童及び生徒の「確かな学力」の向上をめざすものである。

しかしながら、現行の評価指標は「全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国比」や「学校の授業時間以外に普段勉強している児童・生徒の割合」など、主に学力テストの平均点や学習習慣の定着度に限定されており、事業の主要な活動（授業改善の推進、校種間連携の研究、教職員への指導助言）に対する指標が十分に網羅されていない。

加えて、「全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国比」については、計画値・実績値ともに1となっているものの、指標の内容や算定方法が不明確であり、事業成果を十分に把握できていない状況である。この指標については、定義や算定方法の明確化と、児童生徒の学力向上をより具体的に測定できる指標への見直しが求められる。

事業目的（児童生徒が基礎・基本を確実に身につけ、それを基に自ら学び自ら考える力を育成すること）に直結する指標を導入し、定量的な成果（基礎学力の向上、授業改善の実施状況、教職員の指導力向上等）と定性的な成果（児童生徒や教職員の満足度、学習意欲の変化、授業の質的改善等）をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

##### ■授業改善に関する指標

- ・授業改善に対する児童生徒の満足度

##### ■学力・成果に関する指標

- ・全国学力・学習状況調査平均正答率

##### ■満足度・質的成果に関する指標

- ・児童生徒の学習意欲・満足度：アンケートによる肯定的回答率

- ・授業内容・指導方法の質的向上度：教職員・第三者評価による質的变化

### 【意見】効率性評価について

本事業の効率性評価については、「各学校の課題とともに市全体の課題を明らか

にすることができる適切な方法である」とされ、A評価となっている。しかしながら、具体的な数値や成果指標が明示されていないため、効率性の評価根拠が不明瞭である。

効率性評価においては、

- ・事業成果（学力調査分析件数、授業改善の実施校数、放課後学習参加児童生徒数等）と事業経費との関係
- ・教育課程編成や指導方法の工夫などによるコスト削減や資源の有効活用の具体的な取り組み

など、定量的な分析や根拠が必要である。

今後は、事業費の状況と事業成果を関連付けて分析し、効率性評価の透明性を高め、改善につなげることが期待される。

## 【2】英語教育推進事業

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	学校教育推進課		
事業の概要	中学校及び義務教育学校での英語教育の充実のためにネイティブスピーカーを配置するとともに、市内全小学校及び義務教育学校においても、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど、国際社会を生きる基礎となる英語活動を推進する。また、言語活動の充実に向け、英語を活用した発表の機会として、英語によるスピーキングコンテスト等の取り組みを推進する。		
事業の対象	児童生徒		
事業の目的	英語における基礎学力の向上を図るとともに、英語に触れたり、外国の生活や文化に慣れ親しんだりすることにより、国際的感覚を身につけるとともに、国際社会で活躍する子どもの育成を図る。		
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学習指導要領に対応した外国語教育の実施及び充実</li> <li>● 英語スピーキングコンテスト等の実施</li> <li>● JET プログラムによる英語指導助手 (ALT) の配置及び研修等の実施</li> </ul>		
予算決算の状況 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	79,497	179,812	142,653
決算	74,645	162,763	139,676
令和6年度 財源及び支 出の内訳 (千円)	財源内訳	支出内訳	
	国補助金	-	委託料 9,564
	府補助金	-	使用料及び賃借料 4
	一般財源	139,676	需用費 31
	その他	-	職員手当等 10,517
			負担金、補助及び 交付金 6,708
			報酬 110,348
			旅費 2,504

(出典：市提供資料より監査人が作成)

## （2）英語教育推進事業について

本事業は、児童生徒の英語における基礎学力の向上を図るとともに、英語に触れる機会や外国の生活・文化への理解を深めることで、国際的感覚を養い、国際社会で活躍できる子どもの育成を目的とする事業である。市内の中学校及び義務教育学校にネイティブスピーカー（ALT）を配置し、小学校でも児童が外国語や異文化に慣れ親しむ活動を推進している。また、発話力や表現力を高めるための英語スピーキングコンテスト等の言語活動の充実も図っている。

具体的には、以下のような取り組みが実施されている。

- ・JET プログラムを活用し、ALT（英語指導助手）を市内中学校・義務教育学校に配置
- ・市内全小学校・義務教育学校における外国語活動や異文化理解の推進
- ・英語スピーキングコンテストの実施（小学校・中学校・義務教育学校対象）
- ・英語検定 IBA の実施（市立中学校 2 年生・義務教育学校 8 年生対象）
- ・ALT の質向上のための研修や指導助言
- ・ALT と英語担当教員との連携強化
- ・校種間連携の強化による小中接続の円滑化
- ・英語コーディネーター（加配）による授業力向上支援

今後の課題として、教員の英語授業力向上と、ALT と各校担当教員とのさらなる連携強化を挙げている。また、小学校と中学校の外国語教育の円滑な接続のために校種間連携の体制強化を行い、グローバル社会を生き抜く力を育む英語教育のさらなる充実をめざしている。

## 2. 監査の結果及び意見

### (1) (意見2) 事務事業評価について

#### 【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み			
事務事業名	英語教育推進事業	担当部局・課	教育委員会事務局 学校教育推進課

#### 1 事業概要

事業概要	中学校及び義務教育学校での英語教育の充実のためにネイティブスピーカーを配置するとともに、市内全小学校及び義務教育学校においても、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど、国際社会を生きる基礎となる英語活動を推進する。また、言語活動の充実に向け、英語を活用した発表の機会として、英語によるスピーチコンテスト等の取り組みを推進する。
事業の対象	児童生徒
事業の目的	英語における基礎学力の向上を図るとともに、英語に触れたり、外国の生活や文化に慣れ親しんだりすることにより、国際的感覚を身につけるとともに、国際社会で活躍する子どもの育成を図る。

#### 2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○新学習指導要領に対応した外国語教育の実施及びさらなる充実 ○英語スピーチコンテスト等の実施 ○JETプログラムによる英語指導助手(ALT)の配置及び研修等の実施	令和6年度 実施内容	○新学習指導要領に対応した外国語教育の実施及び充実 ○英語スピーチコンテスト等の実施 ○JETプログラムによる英語指導助手(ALT)の配置及び研修等の実施
計画額(千円)	142,653	実績額(千円)	139,676

#### 3 活動指標又は成果指標

活動指標又は成果指標					
	指標	単位	令和6年度		意味・算式等
			計画値	実績値	
1	チャレンジテストの英語の平均得点の大阪府比		1	1	チャレンジテストの英語の平均得点の大阪府比

#### 4 総合評価

評価の観点			評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。		A	ネイティブスピーカーによる英語教育はニーズに沿うものである。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。		A	国際社会を生きる基礎となる英語教育を推進する事業である。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか		A	JETプログラム利用による地方交付税算入等、費用対効果が最大限となるようにしている。
総合評価			A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、小中学校及び義務教育学校における英語教育の充実を目的として、ネイティブスピーカー（ALT）の配置や英語スピーキングコンテストの実施等を通じて、児童生徒の英語基礎学力の向上や国際的感覚の醸成を図るものである。

しかしながら、現行の評価指標は「チャレンジテストの英語の平均得点の大阪府比」と、学力テストの平均点に限定されており、事業の主要な活動（ALTの配置、英語スピーキングコンテストの実施、外国語活動の推進、ALTと教員の連携・研修、ALTの質的向上）に対する指標が十分に網羅されていない。

また、「チャレンジテストの英語の平均得点の大阪府比」は、計画値・実績値とともに1となっているものの、指標の内容や算定方法が不明確であり、事業成果を十分に把握できていない状況である。この指標については、定義や算定方法の明確化と、児童生徒の英語力向上をより具体的に測定できる指標への見直しが求められる。

事業目的（英語における基礎学力の向上、外国語や外国文化への親しみを通じた国際的感覚の習得、国際社会で活躍できる子どもの育成）に直結する指標を導入し、定量的な成果（時間数・得点）と定性的な成果（満足度・質的変化）をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

- 学力・成果に関する指標
  - ・チャレンジテスト英語平均得点
- 満足度・質的成果に関する指標
  - ・ALTの指導に対する教員評価：教員アンケートによる評価結果

### 【意見】効率性評価について

本事業の効率性評価については、「JETプログラム利用による地方交付税算入等、費用対効果が最大限となるようにしている」とされ、A評価となっている。

しかしながら、具体的な数値や成果指標が明示されていないため、効率性の評価根拠が不明瞭である。

効率性評価においては、

- ・事業成果（ALTの配置校数、英語活動の年間実施時間数、英語スピーキングコンテストの参加者数等）と事業経費との関係

- ・JET プログラムの活用や ALT と教員の連携・研修体制の工夫によるコスト削減や資源の有効活用の具体的な取り組みなど、定量的な分析や根拠が必要である。
- 今後は、事業費の状況と事業成果を関連付けて分析し、効率性評価の透明性を高め、改善につなげることが期待される。

### 【3】小中一貫教育推進事業

#### 1. 実施事業の概要

##### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	教育センター		
事業の概要	中学校区でめざす子ども像を共有しながら、義務教育における子どもの「学び」「育ち」を一体的に捉え、9年間を見通した教育活動を推進する。		
事業の対象	児童生徒、教職員		
事業の目的	義務教育9年間を見通した切れ目のない「学び」の実現		
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>3カ年計画の総括や前年度のアンケート実施結果等をフィードバックした継続的取り組みの推進と中学校区での連携体制の更なる整備</li> <li>各中学校区における教職員研修</li> </ul>		
予算決算の状況(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	909	908	833
決算	628	656	696
令和6年度財源及び支出の内訳(千円)	財源内訳	支出内訳	
	国補助金	-	需用費 31
	府補助金	-	報償費 665
	一般財源	696	
	その他	-	

(出典：市提供資料より監査人が作成)

##### (2) 小中一貫教育推進事業について

児童生徒が小学校から中学校へ進学する際には、教育活動の違いによる新しい生活への不適応、いわゆる「中1ギャップ」が生じる事例が見受けられる。市では、こうした課題に対応するため、従来の小中連携教育を基盤としつつ、義務教育9年間の学びの連続性を重視した小中一貫教育の推進に取り組んでいる。小中一貫教育の推進にあたっては、八尾市小中一貫教育基本方針に基づき、中学校区ごとに推進組織を設置し、共通の「めざす子ども像」を設定し、各中学校区の特色に応じた3カ年計画を策定している。

小中一貫教育の具体的な取り組みとしては、小中学校教職員による連携・協働体制の構築、合同研修会や授業研究会、合同行事や交流授業の実施、小学校6年生による中学校での授業やクラブ活動の体験、児童会・生徒会・地域と連携したあいさつ運動や地域清掃活動の実施などが挙げられる。また、地域の教育資源の活用や保護者・地域への情報発信にも力を入れている。各中学校区では、主体性や社会性、実践力などを重視した「めざす子ども像」を設定し、9年間を通じて一貫した指導を実施している。

これらの取り組みを通じて、基礎的・基本的な力の定着、思考力・判断力・表現力の育成、コミュニケーション能力や規範意識の醸成、他者を大切にする心の育成、「中1ギャップ」（いじめや不登校等）の解消、自己有用感や自尊感情の高まりなどの成果が期待されている。今後も学校、家庭、地域がそれぞれの教育機能を充実させ、相互に連携を強化することで、学習意欲の向上や豊かな人間性・社会性の育成をめざし、PDCAサイクルに基づく事業の評価・改善を継続しながら、より効果的な小中一貫教育の推進が期待される。

## 2. 監査の結果及び意見

### (1) (意見3) 事務事業評価について

#### 【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み			
事務事業名	小中一貫教育推進事業	担当部局・課	教育委員会事務局 教育センター

#### 1 事業概要

事業概要	中学校区でめざす子ども像を共有しながら、義務教育における子どもの「学び」「育ち」を一体的に捉え、9年間を見通した教育活動を推進する。
事業の対象	児童生徒、教職員
事業の目的	義務教育9年間を見通した切れ目のない「学び」の実現

#### 2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○3カ年計画の総括や前年度のアンケート実施結果等をフィードバックした継続的取り組みの推進と中学校区での連携体制の更なる整備 ○各中学校区における教職員研修	令和6年度 実施内容	○3カ年計画の総括や前年度のアンケート実施結果等をフィードバックした継続的取り組みの推進と中学校区での連携体制の更なる整備 ○各中学校区における教職員研修
計画額(千円)	833	実績額(千円)	696

#### 3 活動指標又は成果指標

	指標	単位	活動指標又は成果指標		意味・算式等
			令和6年度 計画値	実績値	
1	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	%	78	74.8	全国学力学習状況調査における「将来の夢や目標を持っているか」の質問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の割合

#### 4 総合評価

	評価の観点	評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。	A	学校と中学校の教育に連続性と一貫性を持たせることで、中学校進学時につまずく生徒が出来ることを防ぎ、子どもが将来への希望を持てるようになる。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。	A	コロナ禍後、上級生を含む上の世代との交流行事等が開催されたことから指標値が増加した。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか	A	当初計画期間の終了を機に事業がより効果的な内容となるよう、見直しを行っている。
総合評価		A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、義務教育9年間を見通した切れ目のない「学び」の実現を目的として、中学校区でめざす子ども像を共有しながら、児童生徒及び教職員を対象に教育活動を推進するものである。事業の実施にあたっては、各中学校区における教職員研修や、3ヵ年計画の総括・アンケート結果のフィードバックを通じて、継続的な取り組みと連携体制の整備が図られている。

しかしながら、成果指標について、現状では「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合」のみが指標として設定されている。当該指標は児童生徒の意識調査に依拠しているため、事業の直接的な効果や教職員の研修・交流の成果、地域・保護者への情報発信の影響など、事業目的に直結する定性的な側面が十分に評価されていない。

事業目的（義務教育9年間を通じた基礎学力の向上、学習意欲や豊かな人間性・社会性の育成、切れ目のない「学び」の実現）に直結する指標を導入し、定量的な成果（達成率・実施回数・参加率）と定性的な成果（満足度・質的変化・交流の質）をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

- 教職員の研修に関する指標
  - ・教職員担当者研修の満足度
- 児童生徒の学習意欲に関する指標
  - ・学習意欲向上に関するアンケート結果

### 【意見】効率性評価について

本事業の効率性評価については、「当初計画期間の終了を機に事業がより効果的な内容となるよう、見直しを行っている」とされ、A評価となっている。しかしながら、具体的な数値や成果指標が明示されていないため、効率性の評価根拠が不明瞭である。

効率性評価においては、事業成果（教職員研修の実施回数や参加者数、児童生徒の学習意欲向上率等）と事業経費との関係など、定量的な分析や根拠が必要である。

今後は、事業費の状況と事業成果を関連付けて分析し、効率性評価の透明性を高め、改善につなげることが期待される。

## 【4】子どもが輝く学校づくり総合支援事業

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	学校教育推進課		
事業の概要	学びと育ちの連続性・一貫性を意識した小中連携の取り組みや地域と連携したあいさつ運動の取り組みの推進等、校長がリーダー性を一層發揮し、特色ある学校とともに、保護者や地域から信頼される学校となるよう、今日的な教育課題の解決と学校の活性化をめざした、児童生徒や地域の実態に応じた取り組みを推進する。		
事業の対象	児童生徒		
事業の目的	学校における児童生徒や地域の実態に応じた活動及び特色ある学校づくりを推進できる。		
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒や地域の実態に応じた活動及び特色ある学校づくりの推進</li> <li>● 小中学校及び義務教育学校において、あいさつ運動など日常の生活における取り組みの充実</li> <li>● 専門家や地域の人たちを外部指導者として活用するなどした児童生徒の心を豊かに育む取り組みの実施</li> <li>● 子どもの安全安心を図る取り組みの充実</li> </ul>		
予算決算の状況(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	17,670	17,070	17,070
決算	17,637	17,070	17,060
令和6年度 財源及び支 出の内訳 (千円)	財源内訳	支出内訳	
	国補助金	-	委託料 17,060
	府補助金	-	
	一般財源	17,060	
	その他	-	

(出典：市提供資料より監査人が作成)

## （2）子どもが輝く学校づくり総合支援事業について

本事業は、学校における児童・生徒や地域の実態に応じた活動及び特色ある学校づくりを推進することを目的とする事業である。学びと育ちの連続性・一貫性を意識した小中一貫教育の推進や、地域と連携したあいさつ運動の充実など、学校長のリーダーシップのもと、保護者や地域から信頼される学校づくりをめざしている。事業は各学校長への委託によって実施され、学校ごとの独自性や地域性を活かした計画に対して市教育委員会が内容を精査し、予算を配分する仕組みである。

具体的には、以下のような取り組みが実施されている。

- ・中学校区単位での小中一貫教育の推進
- ・小中学校・義務教育学校におけるあいさつ運動の充実
- ・専門家や地域の人材を外部指導者として活用し、児童生徒の心を豊かに育む活動の実施
- ・子どもの安全・安心を図る取り組みの充実
- ・各学校の地域や児童生徒の実態に応じた特色ある学校づくりの推進
- ・学校長への委託による独自性のある教育活動計画の策定と実施
- ・学校間の情報共有や交流の場の設置

## 2. 監査の結果及び意見

### (1) (意見4) 事務事業評価について

#### 【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み			
事務事業名	子どもが輝く学校づくり総合支援事業	担当部局・課	教育委員会事務局 学校教育推進課

#### 1 事業概要

事業概要	学びと育ちの連続性・一貫性を意識した小中連携の取り組みや地域と連携したあいさつ運動の取り組みの推進等、校長がリーダー性を一層発揮し、特色ある学校とともに、保護者や地域から信頼される学校となるよう、今日的な教育課題の解決と学校の活性化をめざした、児童生徒や地域の実態に応じた取り組みを推進する。
事業の対象	児童生徒
事業の目的	学校における児童生徒や地域の実態に応じた活動及び特色ある学校づくりを推進できる。

#### 2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○児童・生徒や地域の実態に応じた活動及び特色ある学校づくりの推進 ○小中学校及び義務教育学校において、あいさつ運動など日常の生活における取り組みの充実 ○専門家や地域の人たちを外部指導者として活用するなどした児童生徒の心を豊かに育む取り組みの実施 ○子どもの安全安心を図る取り組みの充実	令和6年度 実施内容	○児童・生徒や地域の実態に応じた活動及び特色ある学校づくりの推進 ○小中学校及び義務教育学校において、あいさつ運動など日常の生活における取り組みの充実 ○専門家や地域の人たちを外部指導者として活用するなどした児童生徒の心を豊かに育む取り組みの実施 ○子どもの安全安心を図る取り組みの充実
計画額(千円)	17,070	実績額(千円)	17,060

#### 3 活動指標又は成果指標

活動指標又は成果指標					
	指標	単位	令和6年度		意味・算式等
			計画値	実績値	
1	「めざす学校及び子どもの姿」の達成率	%	95	93	各学校から提出される「子どもが輝く学校づくり総合支援事業」の実績報告書に記載されている「めざす子どもの姿の達成率」の平均値
2	「あいさつ運動」実施校数の割合	%	100	100	
3	小中連携会議の実施中学校区数	校区	15	15	

#### 4 総合評価

評価の観点			評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。		A	・特色ある学校づくりには各校における実情に応じた事業実施が必要であるため、財政支援による実施は妥当である。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。		A	実施校からは概ね目標値に近い指標値が報告されているため有効な事業である。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか		A	・地域や学校のニーズに応じた教育活動を実現するためには、各校に委託し実施することが適当である。
総合評価			A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、児童生徒や地域の実態に応じた活動及び特色ある学校づくりを推進することを目的とし、校長がリーダーシップを発揮しながら、保護者や地域から信頼される学校となるよう、教育課題の解決と学校の活性化をめざしている。事業の実施にあたっては、各学校が独自の計画を立案し、市教育委員会が内容を精査したうえで事業費を交付する仕組みとなっている。

しかしながら、現行の評価指標については、「めざす学校及び子どもの姿の達成率」「あいさつ運動実施校数の割合」「小中連携会議の実施中学校区数」など、事業の実施状況や活動の有無を測るものが中心となっており、事業の本来の目的である児童生徒の成長や地域との連携による教育効果、学校の特色化といった成果に直結する指標が十分に設定されているとは言い難い。特に、達成率や実施校数は高い水準で推移しているものの、これらが児童生徒の学びや育ちの質的向上、地域との協働による教育環境の充実といった事業目的の達成度を直接的に示すものではない点が課題である。

事業目的（児童生徒や地域の実態に応じた活動及び特色ある学校づくりの推進、児童生徒の学びと育ちの質的向上、地域との協働による教育環境の充実）に直結する指標を導入し、定量的な成果（達成率・実施校数・活動回数）と定性的な成果（児童生徒や保護者の満足度・学校の特色化による質的変化・地域との連携の深まり）をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

- 児童生徒の成長・意識変容に関する指標
  - ・児童生徒の自己肯定感向上率
- 地域・保護者との協働に関する指標
  - ・保護者・地域との協働事業実施数
- 満足度・質的成果に関する指標
  - ・児童生徒の学校生活満足度

### 【意見】効率性評価について

本事業の効率性評価については、「地域や学校のニーズに応じた教育活動を実現するためには、各校に委託し実施することが適当である」とされ、A評価となっている。しかしながら、具体的な数値や成果指標が明示されていないため、効率

性の評価根拠が不明瞭である。

効率性評価においては、

- ・事業成果（児童生徒や地域の実態に応じた活動の実施回数、特色ある学校づくり計画策定校数、地域人材活用回数等）と事業経費との関係
- ・委託によるコスト削減や資源の有効活用の具体的な取り組み

など、定量的な分析や根拠が必要である。

今後は、事業費の状況と事業成果を関連付けて分析し、効率性評価の透明性を高め、改善につなげることが期待される。

## 【5】学校図書館活用推進事業

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	学校教育推進課		
事業の概要	学校司書を段階的に配置することで、児童・生徒の言語能力及び情報活用能力を育成し、学力向上を推進する。また、それ以外の学校には学校図書館センターを配置し、全ての学校の児童・生徒の学校図書館利用を促進し、学校図書館の効果的な活用を図るとともに、図書環境の充実と図書館機能の充実を図り、魅力ある学校図書館づくりを進める。		
事業の対象	児童生徒		
事業の目的	児童・生徒の言語能力及び情報活用能力を育成し、学力向上の推進が図られる。児童・生徒の学習に対してより効果的な図書活用・読書活動の充実が図られる。		
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校司書の配置効果及び配置時数等の検証</li> <li>● 学校司書配置以外の学校に学校図書館センターを配置</li> <li>● 図書館の整備と蔵書管理の実施</li> <li>● 市立図書館と連携し研修等実施、センターを強化・育成</li> <li>● 市立図書館との事業連携の強化策の検討</li> </ul>		
予算決算の状況(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	18,398	18,398	19,835
決算	18,096	17,993	17,911
令和6年度財源及び支出の内訳(千円)	財源内訳		支出内訳
	国補助金	-	報酬 1,726
	府補助金	-	報償費 15,957
	一般財源	17,911	役務費 206
	その他	-	旅費 22

(出典：市提供資料より監査人が作成)

## （2）学校図書館活用推進事業について

本事業は、児童・生徒が図書館を活用して読書活動を充実させ、言語能力及び情報活用能力を高められる環境を整備することで、学力の向上を推進することを目的として、学校司書のモデル配置を行い、司書教諭と連携しながら、児童・生徒の言語能力及び情報活用能力の育成を図っている。

具体的には、学校司書は授業に参画し、図書を活用した学習支援を実施することで、児童・生徒が多様な情報に触れ、思考力や表現力を養う環境を整備する役割を担っている。また、学校司書の配置がない学校には学校図書館サポーターを配置し、図書館の整備や新たな購入図書の計画も含めた蔵書管理補助を実施する体制を整えている（小学校では週4日・1日4時間（年560時間）、中学校では週2日・1日4時間（年280時間））。さらに、市立図書館との連携を強化し、本の貸し出しや図書館サポーター向け研修講師の派遣などを行うことで、学校図書館のさらなる充実を推進している。

## 2. 監査の結果及び意見

### （1）（意見5）図書館サポーター研修参加方法の多様化について

#### 【現状】

図書館サポーターは、日々の図書の貸出業務に加え、図書の整理・修理や蔵書管理など、学校図書館の管理運営において重要な役割を担っている。令和6年度においては、図書館サポーター向けの説明会が年1回（令和6年4月8日）、研修が年2回（第1回：令和6年10月2日、第2回：令和7年2月5日）実施された。これらの説明会及び研修では、学校教育推進課から職務内容や活動方針を伝達するとともに、図書館サポーターからの疑問に回答し、その内容を周知する場として位置づけられている。

令和6年度の研修では、担当業務の明確化や、図書の選書・除籍・廃棄に関する手続の周知が行われ、図書館サポーターが学校教育推進課から求められている役割を果たすために理解しておくべき事項が含まれていた。説明会及び研修は参加必須とされているが、令和6年度の参加者数は説明会が40人中37人、第1回研修が39人中30人、第2回研修が40人中27人であり、全員が毎回参加できている状況ではない。

研修に参加できなかった図書館サポーターについては、学校教育推進課が資料提供や質問受け付けによるフォローを行っているが、理解度の確認等は実施されていない。

#### 【意見】

研修に不参加の図書館サポーターが自主的に研修内容を把握しない場合、業務

知識や運営方針の理解度にばらつきが生じることが考えられる。資料提供と質問対応のみのフォローでは、図書の修理方法等の実践的な指導や蔵書管理方法など、共有すべき重要事項が十分に伝わらない可能性がある。これにより、図書館センターが求められる役割を十分に果たせず、蔵書管理を含めた図書館の適切な運営に支障をきたすおそれがある。

したがって、説明会や研修への当日参加が困難な図書館センターに対しても情報格差が生じないよう、開催方法やフォローアップの方法を改善し、理解度の均質化及び業務品質の向上を図ることが望ましい。具体的には、対面とオンラインの併用開催や、欠席者への動画配信などを導入することが考えられる。

さらに、新たに加入した図書館センターが過去の研修内容の重要事項をキャッチアップできるよう、研修資料や動画等を蓄積・共有する仕組みを整備することも重要である。これらの施策により、図書館センター全体の知識レベルの底上げと、事務の正確性の確保につながると考えられる。

## (2) (意見6) 事務事業評価について

### 【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み			
事務事業名	学校図書館活用推進事業	担当部局・課	教育委員会事務局 学校教育推進課

#### 1 事業概要

事業概要	学校司書を段階的に配置することで、児童・生徒の言語能力及び情報活用能力を育成し、学力向上を推進する。また、それ以外の学校には学校図書館センターを配置し、全ての学校の児童・生徒の学校図書館利用を促進し、学校図書館の効果的な活用を図るとともに、図書環境の充実と図書館機能の充実を図り、魅力ある学校図書館づくりを進める。
事業の対象	児童生徒
事業の目的	児童・生徒の言語能力及び情報活用能力を育成し、学力向上の推進が図られる。 児童・生徒の学習に対してより効果的な図書活用・読書活動の充実が図られる。

#### 2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○学校司書の配置効果及び配置時数等の検証 ○学校司書配置以外の学校に学校図書館センターを配置 ○図書館の整備と蔵書管理の実施 ○市立図書館と連携し研修等実施、センターを強化・育成 ○市立図書館との事業連携の強化策の検討	令和6年度 実施内容	○学校司書の配置効果及び配置時数等の検証 ○学校司書配置以外の学校に学校図書館センターを配置 ○学校図書館の整備と蔵書管理の実施 ○市立図書館と連携し研修等実施、センターを強化・育成 ○市立図書館との事業連携の強化策の検討
計画額(千円)	19,835	実績額(千円)	17,911

#### 3 活動指標又は成果指標

活動指標又は成果指標					
	指標	単位	令和6年度		意味・算式等
			計画値	実績値	
1	学校図書館図書標準に対する図書の充足率	%	100	105	学校図書館図書標準に対する図書の充足率
2	1人あたりの学校図書の貸出冊数	冊／人	25	24.3	全小・中学校及び義務教育学校図書館の貸出冊数／全児童・生徒数

#### 4 総合評価

評価の観点			評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。	A	魅力ある学校図書館づくりを進める中で、児童生徒の学力や言語能力の向上に大きく寄与している。	
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。	A	実績値が増加している。	
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか	A	ボランティアとして図書館センター業務に従事いただくことで、人的コストは抑えられている。	
総合評価		A		

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、学校図書館の活用推進を通じた児童生徒の言語能力・情報活用能力の育成、学力向上、読書活動の充実を目的として、学校司書や図書館サポーターを配置するほか、学校図書館環境の整備、市立図書館との連携など多岐にわたる活動を展開している。

しかしながら、現状の事後評価における指標については「学校図書館図書標準に対する図書の充足率」「1人あたりの学校図書の貸出冊数」など一部の定量的指標のみが設定されており、事業の主要な活動（学校司書の授業参画、読書活動の推進、図書館教育の充実、研修・啓発活動等）に対する指標が十分に網羅されていない。

事業目的（児童生徒の学力向上、読書意欲の向上、学校図書館の機能強化等）に直結する指標を導入し、定量的な成果（貸出冊数・充足率・活動回数）と定性的な成果（満足度・質的変化）をバランスよく設定することで、より評価の実効性を高め、今後の事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

- 児童生徒への支援・読書活動に関する指標
  - ・読書感想文・読書イベント参加者数：年間の参加者数
  - ・学校司書による授業参画面数：授業で学校司書が関与した回数
- 学校図書館体制・環境整備に関する指標
  - ・学校司書・サポーター配置率：全校に対する配置充足率（%）
  - ・新規購入図書数：年間の新規購入冊数
- 連携・啓発活動に関する指標
  - ・市立図書館との連携事業実施回数
- 満足度・質的成果に関する指標
  - ・児童生徒満足度：図書館利用に関するアンケート結果

### 【意見】効率性評価について

本事業の効率性評価については、「図書館サポーターを配置することで、人的コストは抑えられている」といった定性的な記述にとどまっており、具体的な数値や根拠が十分に示されていない。

効率性評価においては、

- ・事業成果（貸出冊数、図書充足率、活動件数等）と経費の関係
  - ・人的配置や運営体制の工夫によるコスト削減の具体的な取り組みなど、定量的な分析や根拠が必要である。
- 今後は、事業費の状況と事業成果を関連付けて分析し、効率性評価の透明性を高め、改善につなげることが期待される。

## 【6】教育振興基本計画推進事業

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	教育政策課		
事業の概要	八尾市教育振興基本計画の進行管理を行うとともに、教育委員会における事務について点検・評価し、その結果を報告書として公表する。 また、教育行政に係る重要施策の総合調整を実施する。		
事業の対象	各部局・関係機関・児童生徒		
事業の目的	教育行政を効率的に推進する。		
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 八尾市教育振興基本計画の進行管理及び教育委員会点検・評価報告書の作成</li> <li>● 八尾市教育振興基本計画前期計画の総括・後期計画の策定</li> <li>● 教育行政に係る重要施策の総合調整</li> <li>● 民間プール施設を活用した水泳授業の実施</li> <li>● 中学校の部活動改革に向けたモデル事業の実施</li> </ul>		
予算決算の状況(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	84	166	11,858
決算	84	133	11,621
令和6年度 財源及び支 出の内訳 (千円)	財源内訳	支出内訳	
	国補助金	-	委託料 10,961
	府補助金	2,753	需用費 5
	一般財源	8,868	報酬 293
	その他	-	報償費 362

(出典：市提供資料より監査人が作成)

## （2）教育振興基本計画推進事業について

市教育委員会が中心となり、教育振興基本計画の進捗管理及び推進を行うことで教育行政を効率的に推進することを目的としている。

本事業では、教育振興基本計画の進行管理及び教育委員会事務の点検・評価を行い、その結果を報告書として公表することにより、市民への情報公開を図っている。令和6年度においては、前期計画の総括及び後期計画の策定を各所属及び学校、こども部局と連携しながら進め、学識経験者への意見聴取も通じて、より実効性の高い教育施策の推進に努めている。

また、教育行政の重点施策の総合調整における特徴的な取り組みとして、民間プール施設を活用した水泳授業の実施及び中学校の部活動改革に向けたモデル事業の推進を行っている。

民間プール施設を活用した水泳授業の実施については、桂小学校及び北山本小学校を対象として、近隣の民間プール施設「コ・ス・パ八尾24」を利用し、児童1人あたり6回の水泳授業を実施しており、教職員及びインストラクターによる泳力別指導、マイクロバスによる安全な移動手段の確保、着衣水泳の実施等、専門的知識及びノウハウを活用した授業運営を行っている。

これにより、児童の泳力及び意欲の向上が期待できたほか、学校現場の水温・水質・衛生管理等の負担が軽減され、安定した環境で授業を実施することができている。一方で、他教科及び学校行事との調整や、水泳授業実施時の校内体制の確保、児童数が多い学校におけるコストメリットの課題も明らかとなっている。

中学校の部活動改革に向けたモデル事業については、少子化による生徒数の減少、教職員の負担及び指導者の不足、生徒のニーズとの乖離等の課題に対応するため、サッカー及び軟式野球の2種目で地域クラブ活動を実施している。民間事業者による運営、外部指導者及び兼職兼業教員の配置、ICTツールの活用による連絡体制の効率化、指導者研修の充実等を通じて、教員の負担軽減及び生徒の満足度向上を図っており、アンケート調査では、生徒の満足度が高く、顧問教員の負担も大きく軽減されたことが確認されている。さらに、地域団体及び企業との連携強化、持続可能な運営体制及び財源確保策の検討も進め、今後の部活動の地域移行に向けた基盤づくりを行っている。

## 2. 監査の結果及び意見

### （1）（意見7）民間プール活用による水泳授業の実施時期について

#### 【現状】

桂小学校、北山本小学校においては、近隣の民間スイミングスクールの施設（屋内温水プール）を活用して水泳授業を実施している。しかし、これらの学校においても水泳授業の実施時期は自校プールを利用する学校と同様に慣例的に夏季期間（6月～9月）に限定されており、屋内温水プールの「通年で利用可能」という利点が十分に活かされていない状況にある。

#### 【意見】

このような状況の背景には、従来の水泳授業の年間指導計画を踏まえた運用が中心であり、屋内温水プールの特性を十分に活かしきれていないことが挙げられる。そのため、実施時期や回数についても従来の夏季集中型授業モデルを踏襲しており、「教育効果の最大化」や「運営の効率化」といった観点での抜本的な見直しがなされていない。

民間プール活用の目的を、単なる「施設代替」から「教育効果の最大化と運営の最適化」へと再定義することで、より多くのメリットを享受できると考えられる。

教育面では、天候や気温に左右されない安定した授業環境のもと、専門インストラクターによる質の高い指導を継続的に提供することで、児童の泳力向上や学習効果の最大化が期待できる。

施設面では、自校プールを保有しないことにより維持管理費用や大規模修繕・建替費用等の市の財政的負担を軽減できる可能性がある。さらに、利用時期を分散・平準化することで、価格交渉力の向上や受入可能施設の拡大につながり、より費用対効果の高い契約の締結が可能となる。

以上の観点から、まずは民間プール活用の実施時期拡大を検討し、将来的には対象校の拡大も視野に入れることが望まれる。

## (2) (意見8) 事務事業評価について

### 【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み					
事務事業名	教育振興基本計画の推進		担当部局・課		
教育委員会事務局 教育政策課					
<b>1 事業概要</b>					
事業概要	八尾市教育振興基本計画の進行管理を行うとともに、教育委員会における事務について点検・評価し、その結果を報告書として公表する。 また、教育行政に係る重要施策の総合調整を実施する。				
事業の対象	各部局・関係機関・児童生徒				
事業の目的	教育行政を効率的に推進する。				
<b>2 取り組み実績</b>					
令和6年度 計画内容	○八尾市教育振興基本計画の進行管理及び教育委員会点検・評価報告書の作成 ○八尾市教育振興基本計画前期計画の総括・後期計画の策定 ○教育行政に係る重要施策の総合調整 ○民間プール施設を活用した水泳授業の実施 ○中学校の部活動改革に向けたモデル事業の実施	令和6年度 実施内容	○八尾市教育振興基本計画の進行管理及び教育委員会点検・評価報告書の作成 ○八尾市教育振興基本計画前期計画の総括・後期計画の策定 ○教育行政に係る重要施策の総合調整 ○民間プール施設を活用した水泳授業の実施 ○中学校の部活動改革に向けたモデル事業の実施		
計画額(千円)	11,858	実績額(千円)	11,621		
<b>3 活動指標又は成果指標</b>					
活動指標又は成果指標					
	指標	単位	令和6年度	意味・算式等	
			計画値		実績値
1	八尾市教育委員会点検・評価報告書に対する学識経験者への意見聴取回数	回	2	2 点検・評価報告書に対する学識経験者からの指導・助言等、意見聴取を行った回数。	
<b>4 総合評価</b>					
評価の観点			評価	評価内容	
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。		A	教育基本法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に則り実施するものであるため妥当である。	
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。		A	指標の目標が達成され、有効な事務事業である。	
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか		A	教育委員会事務局各課の事務の負担軽減に配慮した照会等を行い、効率的に業務を遂行できた。	
総合評価			A		

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業では、八尾市教育振興基本計画の進行管理、教育委員会事務の点検・評価、重要施策の総合調整、民間プール施設を活用した水泳授業、中学校部活動改革モデル事業の実施など、多岐にわたる活動を展開している。

しかしながら、現状の事後評価における指標については、「八尾市教育委員会点検・評価報告書に対する学識経験者への意見聴取回数」のみが設定されており、その他の主要な活動（計画策定、施策調整、民間施設活用、部活動改革等）に対する指標が十分に網羅されていない。

事業目的（教育行政の効率的推進、地域資源の活用、部活動改革等）に直結する指標を導入し、定量的な成果（件数・率）と定性的な成果（満足度・質的変化）をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

- 計画推進・施策調整に関する指標
  - ・教育振興基本計画の各施策の進捗率
- 民間施設活用・部活動改革に関する指標
  - ・民間プール施設活用校数
  - ・部活動改革に向けたモデル事業の実施数

### 【意見】効率性評価について

本事業の効率性評価は「教育委員会事務局各課の事務の負担軽減に配慮した照会等を行い、効率的に業務を遂行できた」とされ、A評価となっている。しかしながら、直近3年度の予算・決算状況を見ると、令和4年度・令和5年度は予算・決算ともに100千円台で推移していたのに対し、令和6年度は予算11,858千円、決算11,621千円と大幅な増加が見られる。

このような事業費の急激な増加にもかかわらず、効率性評価が一律にA評価となっていることは、評価の妥当性・客観性に課題があると考えられる。具体的には、以下の点が課題である。

#### ●事業費の要因分析不足

令和6年度における事業費の大幅増加について、何が主な要因であるのか（新規事業の開始、委託範囲の拡大、人件費・物件費の増加等）、評価シート

上で十分な説明や分析がなされていない。効率性評価を行う上では、事業費増加の背景や費用対効果の検証が必要である。

●コストパフォーマンス指標の未設定

事業費の増加に対して、事業成果（アウトプット・アウトカム）がどの程度向上したのか、1件あたりの事業費や成果単位あたりのコストなど、コストパフォーマンス指標が設定されていない。効率性評価を定量的に行うためには、事業費と成果の関係を明確にする指標の導入が必要である。

以上の課題を踏まえ、今後は事業費の推移と成果の関係を定量的に把握し、コストパフォーマンス指標を導入することで、効率性評価の妥当性・透明性を高めることが重要である。

## 【7】小学校給食管理運営業務

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	学務給食課			
事業の概要	安心・安全な学校給食を提供する上での、必要な学校給食管理事務を行い、円滑な学校給食の実施に努める。			
事業の対象	児童			
事業の目的	児童の心身の健全な発達に資するために、安全・安心な学校給食の提供をすることが目的である。			
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市立28小学校（義務教育学校前期課程含む）での学校給食の提供</li> <li>● 一部給食調理事業者の選定</li> <li>● 給食費の無償化を1年間延長</li> </ul>			
予算決算の状況（千円）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
予算	776,072	1,458,214	836,298	
決算	1,337,276	1,428,654	1,427,108	
令和6年度財源及び支出の内訳（千円）	財源内訳		支出内訳	
	国補助金	317,121	委託料	658,956
	府補助金	-	給料	44,780
	一般財源	1,079,887	需用費	56,188
	その他	30,100	職員手当等	27,353
			負担金、補助及び交付金	634,846
			報酬	3,692
			役務費	1,039
			旅費	254

(出典：市提供資料より監査人が作成)

## （2）小学校給食管理運営業務について

本業務は、児童の心身の健全な発達に資することを目的として、安全・安心な学校給食の提供を推進している。給食の運営に関わる様々な業務を包括的に実施し、児童にとって安心して食事ができる環境を整備している。

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・給食調理の委託業者を選定し、委託業者による適切な業務運営が維持されるよう、継続的に管理する。
- ・会計年度任用職員として栄養士を雇用。各学校間で給食運営に関する連携を図ることで、献立の検討や栄養バランスの確保など専門的な視点から給食の質向上をめざす。
- ・食器や消耗品の購入を定期的に行い、衛生的な給食提供体制を維持する。
- ・給食関連施設及び設備の修理や更新を隨時実施し、安全な調理・配膳環境を確保する。
- ・児童や保護者への情報発信として献立表や給食だよりを作成する。

これらの業務を通じて、学校給食が円滑に実施されるよう細やかな管理・運営を行っている。

## 2. 監査の結果及び意見

### （1）（結果1）随意契約の公表漏れについて

#### 【現状】

随意契約の公表指針では、市が公表対象とすべき随意契約について、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号までを根拠とする随意契約（同項第1号の少額随契を除く）すべてを公表の対象とする」と定めている。また、公表の時期及び方法については、「公表は閲覧方式（インターネットを含む）とし、情報公開室を閲覧場所とするので、公表すべき随意契約を行った場合は、半年ごとに（4月から9月の契約は10月末まで、10月から3月の契約は4月末まで）本市ホームページに掲載する」とされている。

監査対象期間中の随意契約からサンプルを抽出して確認したところ、以下の契約が公表されていなかった。当該契約は、入札を実施したものの落札者が契約を締結しなかったため、次点の業者が予定価格内で契約を締結したものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号に基づく随意契約である。

- ・契約日：令和2年4月1日
- ・契約期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日
- ・委託内容：給食調理
- ・受託者：サニーディッシュ株

- ・契約金額：136,730,000円（5年累計、税込）

### 【結果】

随意契約の公表指針に基づき、随意契約は漏れなく公表すべきである。

このような公表漏れが生じる背景には、担当課において公表対象となる契約の集約を半年に1回実施していることや、契約書を手作業で精査・集約する運用となっているため、集計漏れが発生しやすい仕組みであることが挙げられる。

随意契約の公表が適切に行われない場合、委託業務の事業者選定に関する透明性が損なわれ、住民や関係者から行政運営への信頼が失われるリスクが高まる。

したがって、随意契約の公表漏れを防止し、契約情報を正確かつ効率的に管理するべきである。

### （2）（結果2）調理用備品の現在高調査について

#### 【現状】

八尾市財務規則第181条では、「部長等は、毎年度末、所管備品及び重要物品の現在高を調査し、物品現在高表により5月15日までに会計管理者に報告すること」と規定されている。しかし、調理用備品の現在高調査については、学務給食課が独自に作成した設備台帳を用いて実施しており、当該設備台帳にはすべての備品が網羅的に記載されていない状況であった。

#### 【結果】

財務規則第181条に従い、すべての学校備品について網羅的な現在高調査を実施すべきである。現在の状況は、学務給食課が独自に作成した設備台帳において、重要備品のみを管理対象としてきたことに起因している。そのため、管理すべき全備品が網羅された備品台帳を整備し、これをもとに現在高調査を実施する体制とすることが必要である。

また、備品台帳と設備台帳の双方を個別に管理し続けることは、事務の効率性・正確性の観点からも非効率であり、誤記や管理漏れのリスクが生じやすい。したがって、物品現在高表の作成元となる備品台帳に管理情報を一元化し、全備品について正確かつ効率的に現在高調査を実施できる仕組みとすることが考えられる。

### （3）（意見9）給食施設の維持更新に係る教育委員会関連部署との連携について

#### 【現状】

給食施設の施設更新事業費及び修繕費については、予算が他の学校施設とは独

立して計上されている。しかし、近年の施設設備の老朽化や修繕件数の増加に対し、他の学校施設と同様に予算額が十分に確保されているとはいえない状況である。実際、令和6年度の歳出予算執行状況表によると、施設更新事業費の当初予算は25,570千円、修繕費等を含めた管理運営経費は67,347千円であったが、施設更新事業費から管理運営経費に7,060千円の流用が行われ、施設更新のための費用が圧迫されていた。

また、耐用年数を超えた給湯器を修繕しながら継続使用しているため、故障が発生した際には随意契約による緊急交換が必要となっている。実際、過去3年間（令和4年度～令和6年度）において、緊急の随意契約による設備更新が8件発生し、金額は14,458,500円に上っている。また、屋根の修繕についても年度予算の制約により一度にすべてを修繕できず、半分ずつ修繕を実施している状況である。加えて、調理室の老朽化も進行しており、今後は調理室の屋根や外壁などの補修を含む大規模な修繕の増加も想定される。

### 【意見】

必要な施設更新や修繕が実施されない場合、施設の適切な維持管理が困難となり、給食提供に支障をきたすリスクが高まる。また、耐用年数を超えた設備の使用や部分的な修繕の継続は、重大な故障や安全性・衛生面での問題発生を招く可能性がある。さらに、突発的な故障対応に随意契約が必要となる場合、一般的に入札契約よりコストが高くなり、経済性の確保が困難となる。

給食施設の更新や修繕には調理に関する専門知識が必要となるため、他の学校施設と同様に扱うことが困難であるという特殊性はあるものの、令和7年度組織機構改革により、教育施設課を設置し、教育委員会内に建築職を配置することによる体制強化等を図っていることも踏まえ、同課との連携等を図りながら、予防的な修繕や計画的な設備更新を推進することが望ましい。

(4) (意見 10) 事務事業評価について

【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み	○		
事務事業名	小学校給食管理運営業務	担当部局・課	教育委員会事務局 学務給食課

1 事業概要

事業概要	安心・安全な学校給食を提供する上での、必要な学校給食管理事務を行い、円滑な学校給食の実施に努める。
事業の対象	児童
事業の目的	児童の心身の健全な発達に資するために、安全・安心な学校給食の提供をすることが目的である。

2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○市立28小学校(義務教育学校前期課程含む)での学校給食の提供 ○一部給食調理事業者の選定 ○給食費の無償化を1年間延長	令和6年度 実施内容	○市立28小学校(義務教育学校前期課程含む)での学校給食の提供 ○一部給食調理事業者の選定 ○給食費の無償化を1年間延長
計画額(千円)	836,298	実績額(千円)	1,427,108

3 活動指標又は成果指標

	指標	単位	活動指標又は成果指標		意味・算式等
			令和6年度 計画値	実績値	
1	年間給食回数	回	189	190	年間に提供する給食の回数
2	1食あたりの給食費【小学校】	円	270	275	『所管課調』施設、食平均(1食あたりいくら給食費を徴収しているか)

4 総合評価

	評価の観点	評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。	A	安全・安心な学校給食の提供を実現するには必要不可欠であり、市が積極的に関与しなければならない事務事業である。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。	A	児童の心身にわたる健全育成をめざし、効果的に事業を実施した。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか。 ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか	A	調理施設の適切な維持管理や調理業務の委託により、効率的に事務事業実施し、コスト削減を図った。
総合評価		A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、安心・安全な学校給食の提供を目的として、市立28小学校での給食実施、調理事業者の選定、給食費の無償化など多岐にわたる活動を展開している。

しかしながら、現状の事後評価における指標については、「年間給食回数」「1食あたりの給食費」のみが評価指標として設定されており、事業の主要な活動（調理業務委託の質、施設管理、児童の満足度、衛生管理等）に対する指標が十分に網羅されていない。

事業目的（児童の心身の健全な発達、安全・安心な給食の安定提供、コスト効率の向上等）に直結する指標を導入し、定量的な成果（件数・率）と定性的な成果（満足度・質的変化）をバランスよく設定することで、評価の実効性を高め、今後の事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

- 給食提供・運営に関する指標
  - ・給食提供日数：年間の給食実施日数
- 満足度に関する指標
  - ・児童満足度：給食に対する児童アンケートによる満足度
- 衛生・安全管理に関する指標
  - ・食中毒・事故発生件数：年間の発生件数（ゼロ件をめざす）

## 【8】中学校給食管理運営業務

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	学務給食課			
事業の概要	令和5年（2023年）9月に移行した全員給食について、安心・安全な学校給食を提供する上での必要な学校給食管理事務を行い、円滑な学校給食の実施に努める。			
事業の対象	市立中学校の生徒			
事業の目的	すべての中学生に、安全・安心で栄養バランスの整った給食の提供を図ることで、健やかな成長や心身の健康を保持する。			
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立15中学校（義務教育学校後期課程含む）での学校給食の提供</li> <li>給食費の無償化を1年間延長</li> </ul>			
予算決算の状況（千円）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
予算	58,052	736,865	677,906	
決算	61,469	571,084	830,223	
	財源内訳	支出内訳		
令和6年度 財源及び支出の内訳 (千円)	国補助金	171,210	委託料	481,080
	府補助金	-	需用費	6,401
	一般財源	659,013	負担金、補助及び交付金	342,742
	その他	-		

（出典：市提供資料より監査人が作成）

#### (2) 中学校給食管理運営業務について

市では令和5年9月から市立中学校において全員給食を開始したが、中学校給食管理運営業務は、すべての生徒に安全・安心で栄養バランスの取れた給食を提供することを目的としている。学校給食法に基づき、教育委員会が献立作成やアレルギー対応を行い、成長期の中学生の健やかな成長と心身の健康保持を支援している。

令和6年度は市立15中学校（義務教育学校後期課程含む）において給食を提供し、物価高騰による保護者の経済的負担軽減のため、給食費の無償化を1年間延

長した。また、全員給食への移行に伴い、配膳室や搬送設備等の学校施設の整備を行った。運営にあたっては、調理業務の委託や施設の維持管理を通じて、効率的な運営とコスト削減を図っている。引き続き、行政の責任と主体性のもと、中学生の望ましい食習慣の形成と健やかな成長を支える給食運営の充実をめざしている。

## 2. 監査の結果及び意見

### (1) (意見 11) 事務事業評価について

#### 【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み	○		
事務事業名	中学校給食管理運営業務	担当部局・課	教育委員会事務局 学務給食課

#### 1 事業概要

事業概要	令和5年(2023年)9月に移行した全員給食について、安心・安全な学校給食を提供する上での、必要な学校給食管理事務を行い、円滑な学校給食の実施に努める。
事業の対象	市立中学校の生徒
事業の目的	すべての中学生に、安全・安心で栄養バランスの整った給食の提供を図ることで、健やかな成長や心身の健康を保持する。

#### 2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○市立15中学校(義務教育学校後期課程含む)での学校給食の提供 ○給食費の無償化を1年間延長	令和6年度 実施内容	○市立15中学校(義務教育学校後期課程含む)での学校給食の提供 ○給食費の無償化を1年間延長
計画額(千円)	677,906	実績額(千円)	830,223

#### 3 活動指標又は成果指標

活動指標又は成果指標					
	指標	単位	令和6年度		意味・算式等
			計画値	実績値	
1	給食実施回数	回	175	177	
2	1日あたり給食実施食数	食	6600	6379	

#### 4 総合評価

評価の観点			評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。		A	安全・安心な学校給食の提供を実現するには必要不可欠であり、市が積極的に関与しなければならない事務事業である。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。		A	生徒の心身にわたる健全な発達と食に関する正しい理解と適切な判断力の育成に重要な役割を果たすものである。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか		A	調理施設の適切な維持管理や調理業務の委託により、効率的に事務事業実施し、コスト削減を図った。
総合評価			A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、市立中学校の生徒を対象に、安全・安心で栄養バランスの整った給食を提供することを目的とし、令和5年9月から全員給食へ移行したうえで、給食費の無償化や食育の推進などを通じて、子どもの健やかな成長と心身の健康保持を図っている。事業の実施にあたっては、市教育委員会が献立作成やアレルギー対応を担い、調理業務の一部委託や配膳室等の整備を進めることで、円滑な給食提供体制の構築に努めている。

しかしながら、現行の評価指標については、「給食実施回数」「1日あたり給食実施食数」など、事業の実施状況や提供数を測るもののが中心となっており、事業の本来の目的である生徒の健全な発達や食に関する正しい理解・判断力の育成、食育による望ましい食習慣の形成といった成果に直結する指標が十分に設定されているとは言い難い。

事業目的（安全・安心で栄養バランスの整った給食の提供を通じた生徒の健やかな成長、食育による正しい食習慣の形成、心身の健康保持）に直結する指標を導入し、定量的な成果（回数）と定性的な成果（満足度・質的変化）をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

##### ■給食提供・運営に関する指標

- ・給食提供日数：年間の給食実施日数

##### ■満足度に関する指標

- ・生徒満足度：給食に対するアンケートによる満足度

##### ■衛生・安全管理に関する指標

- ・食中毒・事故発生件数：年間の発生件数（ゼロ件をめざす）

## 【9】児童生徒等及び教職員の保健管理、環境衛生業務

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	学務給食課		
事業の概要	児童生徒等及び教職員の健康診断等並びに飲料水・教室の採光・空気等の環境衛生業務を行う。		
事業の対象	市立学校の児童・生徒・教職員		
事業の目的	児童生徒及び教職員の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。		
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒及び教職員等の健康診断の実施</li> <li>● 飲料水、教室の採光、空気等の学校環境衛生に関する業務の実施</li> </ul>		
予算決算の状況(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	98,908	100,202	100,991
決算	166,808	172,736	94,468
	財源内訳	支出内訳	
令和6年度財源及び支出の内訳(千円)	国補助金	-	委託料 30,861
	府補助金	-	使用料及び賃貸料 544
	一般財源	94,468	需用費 1,106
	その他	-	備品購入費 1,474
			負担金、補助及び交付金 368
			報償 56,833
			報酬費 2,475
			役務費 807

(出典：市提供資料より監査人が作成)

(注) 令和4年度、令和5年度はコロナ関連補助金による緊急的・例外的な経費が発生したため当初予算額と決算額の乖離が大きい。

## （2）児童生徒等及び教職員の保健管理、環境衛生業務について

本事業は、児童生徒及び教職員の健康診断の実施や、学校内の飲料水・教室の採光・空気などの環境衛生業務を総合的に行うものである。事業の目的は、児童生徒及び教職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な運営とその成果の確保に資することにある。

主な事業内容としては、まず児童生徒及び教職員を対象にした健康診断を毎年実施している。これにより、健康状態の把握と早期対応が可能となり、学校生活を安全に送るための基礎を整備している。また、感染症対策として、定期的な水質検査や教室の採光・空気の検査を実施し、衛生的で快適な学習環境の維持に努めている。これらの調査や検査業務は、専門業者への業務委託により実施している。

## 2. 監査の結果及び意見

### （1）（結果3）備品の現在高調査について

#### 【現状】

八尾市財務規則第181条では、「部長等は、毎年度末、所管備品及び重要物品の現在高を調査し、物品現在高表により5月15日までに会計管理者に報告すること」と規定されている。

しかし、学務給食課が所管し学校に設置しているAED等の備品については、状況に変化があった場合にのみ報告する旨の書面を学校へ送付しているにとどまっている。

#### 【結果】

八尾市財務規則第181条に従って、備品の現在高調査を適切に実施すべきである。

このような状況は、過去より備品の現在高が現品確認を伴わず適切に調査されてこなかつたことに起因している。備品として適切な管理が行われない場合、備品管理の正確性が損なわれ、紛失や盗難の早期発見が遅れるなど、管理上のリスクが高まる。

したがって、状況に変化がない場合であっても、すべての該当備品について学校に現品確認を求め、その結果を報告させるなど、毎年の現在高調査を確実かつ適切に実施できる仕組みを整備すべきである。

(2) (意見 12) 事務事業評価について

【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み			
事務事業名	児童生徒等及び教職員の保健管理、環境衛生業務	担当部局・課	教育委員会事務局 学務給食課

1 事業概要

事業概要	児童生徒等及び教職員の健康診断等並びに飲料水・教室の採光・空気等の環境衛生業務を行う。
事業の対象	市立学校の児童・生徒・教職員
事業の目的	児童生徒及び教職員の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○児童生徒等及び教職員の健康診断 ○感染症対策や、水質検査・教室の採光・空気検査等の環境衛生業務	令和6年度 実施内容	○児童生徒及び教職員等の健康診断の実施 ○飲料水、教室の採光、空気等の学校環境衛生に関する業務の実施
計画額(千円)	100,991	実績額(千円)	94,468

3 活動指標又は成果指標

	指標	単位	活動指標又は成果指標		意味・算式等
			令和6年度 計画値	実績値	
1	就学前検診受診者数	人	2100	1940	学校保健安全法に基づく小学校入学予定者の健康診断である。市内就学前施設等に在籍し健康診断を受診し且つその結果の提出を受けた人数と、健康診断未実施の幼児を対象に市が実施する就学前健康診断を受診した人数との合計値
2	教職員定期健康診断受診者数	人	1400	1286	学校保健安全法に基づく教職員の健康診断受診者数
3	児童生徒の心臓検診受診者数(一次)	人	7000	5869	学校保健安全法に基づき、小学1年、4年、中学1年全員及び経過観察者を対象として実施する検診の受検者数

4 総合評価

	評価の観点	評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。	A	学校保健安全法等の関係法令に基づき適正に実施すべき事業であり、市の関与は必須である。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。	A	関係法令に基づき、概ね対象者全般への健康診断実施と、各施設への環境衛生業務の実施ができた。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか	A	一般競争入札により事業委託契約を締結した専門機関等により、適正かつ効率的に事業の実施ができ
総合評価		A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、児童生徒及び教職員の健康診断、学校環境衛生の維持、口腔衛生指導など、学校保健安全法等に基づき、健康保持増進と教育環境の安全確保を目的として多岐にわたる活動を展開している。

しかしながら、現状の事後評価における指標については、「就学前検診受診者数」「教職員定期健康診断受診者数」「児童生徒の心臓検診受診者数」など一部の定量的指標のみが設定されている。

具体的には、指標2、指標3についてはいずれも学校保健安全法に基づく受診であれば件数のみの指標設定では事業目的の達成状況は把握できない。

事業目的（児童生徒・教職員の健康保持、学校環境の安全確保、保健意識の向上等）に直結する指標を導入し、定量的な成果（受診者数・検査件数）と定性的な成果（満足度・質的変化）をバランスよく設定することで、より評価の実効性を高め、今後の事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

##### ■ 健康診断・検査に関する指標

- ・ 健康診断受診率：対象者に対する受診者の割合（%）

##### ■ 事業運営・効率性に関する指標

- ・ 1件あたり検診・検査に要した経費

### 【意見】効率性評価について

本事業の効率性評価については、「一般競争入札により事業委託契約を締結した専門機関等により、適正かつ効率的に事業の実施ができた」といった定性的な記述にとどまっており、具体的な数値や根拠が十分に示されていない。

効率性評価においては、

- ・ 予算と決算の乖離の要因分析（事業内容の変更、委託費の増減、突発的な支出等）
- ・ 委託業務の競争性やコスト削減の具体的な取り組みなど、定量的な分析や根拠が必要である。

今後は、コストの側面も考慮した指標を導入することで、効率性評価の妥当性・透明性を高めることが望まれる。

## 【10】特別支援教育推進事業

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	教育センター			
事業の概要	支援学級や通級指導教室の適正配置等の環境整備、専門家チームの巡回指導等の人的支援、医療・福祉等の連携による総合的な支援を通じて特別な支援が必要な子どもへの教育を充実させる。また、様々な団体や市民との交流を通して障がいのある児童生徒に対する市民理解を深める。			
事業の対象	児童、生徒、保護者、市立学校教職員及び市民			
事業の目的	学校への支援、市民への啓発、関係機関との連携等、支援体制を確立することで、障がいの有無にかかわらず、すべての人が生き生きと活躍できる「共生社会」の形成をめざすインクルーシブ教育の充実を図る。			
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援教育の充実に向けた支援学級・通級指導教室の適正配置等、学習環境の整備</li> <li>● 専門家の派遣等を通じた教育・支援内容の充実</li> <li>● 障がい理解・啓発行事の実施</li> <li>● 医療的ケア対象児に対する校外学習等を含む学習環境整備などの支援実施</li> <li>● 特別支援教育に係る学校内の学習環境の整備</li> </ul>			
予算決算の状況(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
予算	88,126	125,530	155,528	
決算	87,420	132,465	171,831	
令和6年度 財源及び支出の内訳 (千円)	財源内訳	支出内訳		
	国補助金	14,282	委託料	4,159
	府補助金	4,202	使用料及び賃貸料	1,313
	一般財源	153,347	需用費	4,369
	その他	-	職員手当等	42,415
			備品購入費	3,291
			負担金、補助及び交付金	76
			報酬	112,495
			報償費	1,319

		役務費	452
-	旅費		1,942

(出典：市提供資料より監査人が作成)

## (2) 特別支援教育推進事業について

障がいの有無にかかわらず、児童生徒一人ひとりが安心して学校生活を送ることができる「共生社会」の実現をめざし、特別支援教育の充実に取り組んでいる。学校現場における課題に対応するため、教育分野の知識に加え、教育学・心理学等の専門的な知見を有する専門家チームを設置し、関係機関との連携・調整を図りながら、校内に支援体制を構築している。

専門家チームの主な実施事項は以下のとおりである。

- ・学校からの相談に応じて、教育的対応や支援内容について専門的な意見を示し、学校への支援を行う。
- ・市内の学校や通級指導教室を巡回し、児童生徒の行動観察やケース会議を通じて、教員への指導・助言や個別指導計画作成への助言を行う。
- ・通級指導教室の担当教員の育成や、指導方法・知識・ノウハウの向上を図るため、担当者会議や研修を実施する。

## 2. 監査の結果及び意見

### (1) (意見 13) 支援教育地域支援整備事業との連携強化について

#### 【現状】

市の巡回相談業務は、「八尾市特別支援教育推進事業実施要項 2. 事業の概要

(2) 巡回相談の実施」に基づき、専門家チームを巡回相談員として派遣し、市内の学校及び通級指導教室を定期的又は不定期に巡回することとしている。巡回相談員は、障がいの有無に関わらず課題のある児童生徒の行動観察やケース会議を実施し、学校教員に対して指導内容や方法に関する助言を行うほか、個別の指導計画作成に向けた助言も実施している。これにより、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な教育的支援を効果的に行うことが目的とされている。

一方、大阪府立支援学校は、支援教育地域支援整備事業として地域の小中学校に対するセンター的機能を担っており、市町村教育委員会や学校等からの要請に応じて訪問相談、来校相談、電話相談等を実施している。

市では、特別支援教育推進事業の一環として巡回相談を行うとともに、追加で学校から依頼があれば大阪府の訪問相談（府立支援学校による支援教育地域支援整備事業）を依頼しているが、府立支援学校による相談支援の対応状況や経過等について、訪問を受けた学校は情報共有を受けているものの、教育センターは訪

間相談に同席していない場合は、直接的に情報の共有を受けていない状況である。

#### 【意見】

大阪府立支援学校のリーディングチームと市のリーディングチームが直接連携することや、多くの知見を蓄積している教育センターが直接関与する意義は大きいと思われる。

したがって、リーディングチームによる連携に加え、必要に応じて教育センター自身が府立支援学校と直接コミュニケーションを取り、情報を共有・連携することで、府立支援学校との連携を強化することが望まれる。

## (2) (意見 14) 事務事業評価について

### 【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み			
事務事業名	特別支援教育推進事業	担当部局・課	教育委員会事務局 教育センター

#### 1 事業概要

事業概要	支援学級や通級指導教室の適正配置等の環境整備、専門家チームの巡回指導等の人的支援、医療・福祉等の連携による総合的な支援を通じて特別な支援が必要な子どもへの教育を充実させる。また、様々な団体や市民との交流を通して障がいのある児童生徒に対する市民理解を深める。
事業の対象	児童、生徒、保護者、市立学校教職員及び市民
事業の目的	学校への支援、市民への啓発、関係機関との連携等、支援体制を確立することで、障がいの有無にかかわらず、すべての人が生き生きと活躍できる「共生社会」の形成をめざすインクルーシブ教育の充実を図る

#### 2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○特別支援教育の充実に向けた支援学級・通級指導教室の適正配置等、学習環境の整備 ○専門家の派遣等を通じた教育・支援内容の充実 ○障がい理解・啓発行事の実施 ○医療的ケア対象児に対する校外学習等を含む学習環境整備などの支援実施 ○特別支援教育に係る学校内の学習環境の整備	令和6年度 実施内容	○特別支援教育の充実に向けた支援学級・通級指導教室の適正配置等、学習環境の整備 ○専門家の派遣等を通じた教育・支援内容の充実 ○障がい理解・啓発行事の実施 ○医療的ケア対象児に対する校外学習等を含む学習環境整備などの支援実施 ○特別支援教育に係る学校内の学習環境の整備
計画額(千円)	155,528	実績額(千円)	171,831

#### 3 活動指標又は成果指標

	指標	単位	活動指標又は成果指標		意味・算式等
			令和6年度 計画値	令和6年度 実績値	
1	支援を要する児童・生徒の課題改善率	%	94	98.4	特別支援教育推進事業実施校の当初における事業対象の支援を要する児童生徒のうち、年度末において状況が改善した児童生徒の割合
2	巡回相談延べ件数	件	250	244	年間の巡回相談の延べ件数

#### 4 総合評価

	評価の観点	評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。	A	障がいや医療的ケアを必要とするなどの児童生徒の多様なニーズに対応した教育の推進という方針に基づき、事業実施している。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。	A	地域に就学する児童生徒の学びを保証するために必須の事業である。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか。 ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか	A	多様な人材による支援実施により、コストは極力抑えている。また補助金を有効活用して事業実施している。
総合評価		A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、支援学級や通級指導教室の適正配置、専門家チームの巡回指導、医療・福祉等の連携による総合的な支援、障がい理解の啓発活動など、多岐にわたる活動を展開している。

しかしながら、現状の事後評価における指標については、「支援を要する児童・生徒の課題改善率」や「巡回相談延べ件数」など一部の定量的指標のみが設定されており、事業の主要な活動（教職員研修、啓発活動、環境整備等）に対する指標が十分に網羅されていない。

事業目的（インクルーシブ教育の充実、共生社会の形成、教職員の資質向上等）に直結する指標を導入し、定量的な成果（件数・率）と定性的な成果（満足度・質的変化）をバランスよく設定することで、より評価の実効性を高め、今後の事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

##### ■児童生徒への支援に関する指標

- ・通級指導教室に通う児童・生徒数

##### ■教職員・学校体制に関する指標

- ・教職員研修実施回数：特別支援教育に関する研修の年間実施回数

### 【意見】効率性評価について

本事業の効率性評価については、「多様な人材による支援実施により、コストは極力抑えている」「補助金を有効活用して事業実施している」といった定性的な記述にとどまっており、具体的な数値や根拠が十分に示されていない。

決算額の推移を見ると、特に令和6年度は予算・決算ともに前年度を大きく上回っている。事業規模の拡大や支援内容の多様化に伴うものであるが、

- ・人的配置の充足率
- ・補助金活用の具体的な使途

など、定量的な分析や根拠が示されていないため、事業運営の効率性を客観的に評価することが困難である。

今後は、決算額の推移と事業の内容を関連付けて分析し、効率性評価の透明性と説得力を高める必要がある。

## 【11】教育相談事業

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	教育センター		
事業の概要	児童及び生徒が家庭や学校で生活する中での心身の健康や教育上の諸問題について、来所または電話による相談を実施するとともに、子育てに関する支援も行う。また、青少年に関する様々な相談も行う。		
事業の対象	児童、生徒、保護者及び市立学校の教職員		
事業の目的	児童・生徒の心や身体の健康、教育上の諸問題の解決を図るとともに、子育てに関する支援を行う。また、青少年に関する様々な相談も行う。		
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般教育相談</li> <li>● 特別な支援が必要な子どもの教育相談</li> <li>● 相談対応における庁内関係部局との連携</li> <li>● 巡回相談</li> <li>● 青少年相談（進路相談含む）</li> </ul>		
予算決算の状況（千円）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	26,946	26,823	31,323
決算	26,205	27,927	33,116
令和6年度 財源及び支出の内訳 (千円)	財源内訳	支出内訳	
	国補助金	-	需用費 626
	府補助金	1,224	職員手当等 7,738
	一般財源	31,892	負担金、補助及び交付金 50
	その他	-	報酬 22,341
			報償費 119
			役務費 23
		-	旅費 2,219

(出典：市提供資料より監査人が作成)

## （2）教育相談事業について

本事業は、教育センターを拠点として、児童・生徒や保護者、学校関係者が抱える教育上の様々な課題や悩みに対し、専門的な支援を行うものである。教育センターは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に基づく教育施設として位置づけられており、教育相談事業は市の教育振興と子どもの健やかな成長を支える重要な役割を担っている。

教育相談の主な内容は、学校生活や学習面での悩み、友人関係、不登校、特別支援教育、保護者の子育てに関する相談など多岐にわたる。相談は、保護者や児童・生徒本人、学校関係者から寄せられ、教育センターの専門職員が面談や助言を通じて対応している。必要に応じて、医療機関や福祉機関、児童相談所などの関係機関と連携し、より専門的な支援や継続的なフォローアップも行っている。

教育センターでは、課題を抱え思い悩む子どもや保護者が安心して相談できる環境づくりにも配慮しており、プライバシーの保護や相談者の心情に寄り添った対応を重視している。

## 2. 監査の結果及び意見

### （1）（意見15）子どもに関する情報共有運用の見直しについて

#### 【現状】

教育委員会では、教育上の様々な課題や悩みに対し、専門的な支援を教育相談事業として行っているが、市長部局においても、子育てへの不安、児童虐待、いじめ、不登校、子どもの発達など、様々な課題を持つ子どもや保護者に対して、こども相談事業を行っている。

こども相談事業は、誰一人とり残さないように、子どもの権利条約で定められている子どもの最善の利益を考え、子どもの育ちに応じた切れ目のない支援を推進する目的で設置した「こども総合支援センター」において実施している。

そして、こども総合支援センターでは、課題の早期発見・早期対応を可能とし、従来把握しきれていた要支援対象者を発見し、その課題が深刻化することを未然に防ぐため、教育センターを含む関連部署がそれぞれ業務で管理している情報を集約・連携する仕組みとして「こども情報システム」を導入し、こども総合支援センターにおいてその管理を行っている。

こども情報システムには、子どもの基本情報（氏名、生年月日、世帯状況）や、相談履歴等が入力されており、関連部署は必要に応じて当該情報を閲覧することが可能となっている。また、具体的な相談内容については児童虐待など法に基づく場合を除き、保護者の同意が得られた場合にのみ、システムに入力されている相談履歴をもとに担当課へ問い合わせ、共有できる運用となっている。

そのため、教育相談事業に関しても、児童の氏名、生年月日、保護者名、相談

先施設などの情報は当該システムから得られるものの、相談内容については、保護者の同意が得られた場合のみ他の部署との情報共有ができるという運用となっている。

### 【意見】

このような状況は、関連部署に点在する情報を集約・連携することにより課題が深刻化することを未然に防ぐ、ということも情報システム導入の目的に沿ったものとは言い難い。

保護者や児童からの相談内容は極めて機微な個人情報であり、その取扱いは慎重に行うべきであることはもちろんである。この点、システム導入時に市でも十分な検討がなされており、八尾市個人情報保護審議会への諮問を行っているが、令和3年12月21日付の答申によると、「実施機関である市長部局と教育委員会に属していない関係機関への情報提供については、保護者の同意が得られた場合に限るものとします」とされている。すなわち、八尾市内部の関連部署においては、保護者の同意の有無に関わらず、状況に応じた相談内容の共有が可能であると整理されていたと考えられる。

したがって、こども情報システム導入の目的及び個人情報保護審議会の答申を踏まえ、市内部の関連部署間においては、保護者や子どもの利益のために必要となった場合には速やかに必要な情報を共有されるよう運用を見直す必要がある。その際には、情報の取扱いに関する職員の意識向上や、情報アクセス権限の明確化、閲覧履歴の記録等、適切な情報管理体制を整備し、子どもの権利擁護と個人情報保護の両立を図ることも重要である。

また、情報共有は課題の早期発見・早期対応を可能とすることが目的であることを鑑み、共有した情報に基づく関係部署間での連携にかかる運用等についても、合わせて整理・検討することが望ましい。

(2) (意見 16) 事務事業評価について

【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み			
事務事業名	教育相談事業	担当部局・課	教育委員会事務局 教育センター

1 事業概要

事業概要	児童及び生徒が家庭や学校で生活する中での心身の健康や教育上の諸問題について、来所または電話による相談を実施するとともに、子育てに関する支援も行う。また、青少年に関する様々な相談も行う。
事業の対象	児童、生徒、保護者及び市立学校の教職員
事業の目的	児童・生徒の心や身体の健康、教育上の諸問題の解決を図るとともに、子育てに関する支援を行う。また、青少年に関する様々な相談も行う。

2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○一般教育相談 ○特別な支援が必要な子どもの教育相談 ○相談対応における庁内関係部局との連携 ○巡回相談 ○青少年相談(進路相談含む)	令和6年度 実施内容	○一般教育相談 ○特別な支援が必要な子どもの教育相談 ○相談対応における庁内関係部局との連携 ○巡回相談 ○青少年相談(進路相談含む)
計画額(千円)	31,323	実績額(千円)	33,116

3 活動指標又は成果指標

指標	単位	活動指標又は成果指標		意味・算式等
		令和6年度 計画値	実績値	
1 相談者の課題改善率	%	96	83.2	年間の総相談件数に対して、新年度4月の新規の相談件数と継続の相談件数を比較することで見られる課題改善率。

4 総合評価

評価の観点		評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。	A	学校生活や教育上の課題を抱える児童生徒に対して相談を通して支援することが市の責務である。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。	A	児童生徒の発達に関する相談や相談者の抱える課題が複雑であるなど解決に至るのが難しい内容が増えてきており、短時間の相談で終わらないものが増えてきている。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか	A	経費の大半が心理相談員の人件費であり、その他の費用の執行は必要最低限のものにしている。
総合評価		A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、児童及び生徒が家庭や学校で生活する中での心身の健康や教育上の諸問題について、来所又は電話による相談を実施するとともに、子育てに関する支援や青少年に関する様々な相談も行うなど、幅広い活動を展開している。

しかしながら、現状の事後評価における指標については、「相談者の課題改善率(%)」のみが評価指標として設定されており、事業の主要な活動（特別な支援が必要な子どもの教育相談、巡回相談、青少年相談、庁内関係部局との連携等）に対する指標が十分に網羅されていない。

事業目的（児童生徒の心身の健康維持、教育上の諸問題の解決、子育て支援、青少年支援等）に直結する指標を導入し、定量的な成果（件数・率）と定性的な成果（満足度・質的変化）をバランスよく設定することで、評価の実効性を高め、今後の事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

##### ■相談支援に関する指標

- ・来所相談件数、出張相談件数、電話相談件数等
- ・巡回相談実施回数

### 【意見】評価点付与方法の見直し

現状の事後評価の評価点は、妥当性・有効性・効率性すべてA評価となっているが、実績値（課題改善率）が年度によって変動しているにもかかわらず、評価点に十分反映されていない。

具体的には、令和6年度の「相談者の改善率」の指標の実績値は計画値を下回っているが有効性はA評価となっている。効率性については、経費の大半が心理相談員の人工費でそれ以外の経費執行を最小限にしていることをもってA評価としている。

評価点の根拠が定量的な指標の達成度と十分に連動していないことが一因と考えられるが、今後は、設定した指標の達成度に基づき、より客観的かつ透明性の高い評価点付与方法へと見直すことが望まれる。

## 【12】スクールソーシャルワーカー活用事業

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	教育センター		
事業の概要	不登校をはじめ様々な課題を抱える児童生徒や保護者に対し、学校と関係機関等が連携した早期支援を推進するため、福祉に関する専門的知識を持ったスクールソーシャルワーカーの配置を充実する。ケース会議や教職員研修等を通して、配置校における教職員、支援人材と関係機関等とのネットワークによる児童生徒や保護者への支援体制の構築を図る。		
事業の対象	市立学校教職員・保護者		
事業の目的	学校と教育委員会が連携し、スクールソーシャルワーカー (SSW) を学校へ配置又は派遣のうえ、ケース会議等を通じて諸課題解決に向けた体制整備を図り、課題のある子どもの健全育成を図る。		
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ケース会議等におけるアセスメント及びプランニング</li> <li>● 教職員研修の講師</li> <li>● スクールカウンセラー等との連携</li> <li>● 学校と関係機関等とのコーディネート</li> <li>● 家庭教育支援コーディネーター会議の開催</li> <li>● 教職員へのコンサルティング</li> </ul>		
予算決算の状況(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	9,264	9,275	10,563
決算	8,723	8,561	10,050
令和6年度 財源及び支出の内訳 (千円)	財源内訳		支出内訳
	国補助金	2,811	報償費
	府補助金	540	
	一般財源	6,699	
	その他	-	

(出典：市提供資料より監査人が作成)

## （2）スクールソーシャルワーカー活用事業について

児童生徒の不登校や問題行動等の背景には、家庭や地域など、子どもをとりまく環境が大きく影響している事例が見受けられる。市では、こうした課題に対応するため、教育分野の知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を市立学校に継続的に配置し、関係機関との連携・調整を図りながら、校内にチーム支援体制を構築している。

SSWは、学校と市町村教育委員会・関係機関等とのコーディネート、長期欠席・不登校やいじめ等の課題を抱える児童生徒の状況把握、児童生徒・保護者・教職員への相談活動、関係機関との連携のための調整・連絡、教職員研修等での講義及び模擬ケース会議の実施など、幅広い業務に従事している。また、SSW配置外の学校も巡回し、学校課題に対して早期対応・環境改善・生徒指導体制等の視点で助言を行い、必要に応じてケース会議へつなぐなど、教職員や支援人材と関係機関等とのネットワークによる支援体制の充実を図っている。

## 2. 監査の結果及び意見

### （1）（意見 17）SSW 研修効果測定について

#### 【現状】

市では、SSWの資質向上、人材確保の強化策としてSSW向け研修を実施している。加えて、SSWに対する適切な援助体制構築のため、経験豊富なSSWをスーパーバイザー（以下、SV）として委嘱し、さらに弁護士や精神保健福祉士を招へいして、令和6年度には合計6回の研修を開催している。しかし、SVによる個別の状況確認や日報による取り組み状況の提出などによる確認にとどまっており、直接、研修の効果を測定する取り組みは実施されていないのが現状である。

#### ＜令和6年度の研修開催状況＞

第1回	4月17日（水）	・全体顔合わせ ・年度当初の諸連絡
第2回	4月17日（水）	・「関係機関との連携について」 ・「関係機関との連携について」（SVより） ・意見交流
第3回	6月11日（火）	・学校での活動計画書（SVより）
第4回	8月5日（月）	・【講義】「個人情報の取扱いについて～SSWの抱える困難事例について～」 (弁護士、SVより)
第5回	12月10日（火）	・【講義】学校領域での「トラウマインフォームドケア」

		(精神保健福祉士、SV より)
第6回	3月4日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度末活動報告</li> <li>・次年度への引継ぎ</li> </ul>

### 【意見】

市におけるSSW向け研修は、当初「連絡会」として外部向けに実施されていた経緯もあり、現時点では研修の効果測定が行われていない。そのため、研修がSSWの資質向上や人材確保にどの程度寄与しているかを把握できず、今後の研修内容の改善やSSWの資質向上、人材確保の強化策について有効性が担保できない可能性がある。

したがって、SSW向け研修についても、参加者へのアンケート等を活用した効果測定を実施することが望まれる。これにより、研修内容を改善し、SSWの資質向上及び人材確保に資する取り組みを一層推進することが可能となる。さらに、効果測定の結果を定期的に分析し、研修の内容や方法を柔軟に見直すことで、児童生徒への支援体制の充実につなげることが期待できる。

(2) (意見 18) 事務事業評価について

【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み			
事務事業名	スクールソーシャルワーカー活用事業	担当部局・課	教育委員会事務局 教育センター

1 事業概要

事業概要	不登校をはじめ様々な課題を抱える児童生徒や保護者に対し、学校と関係機関等が連携した早期支援を推進するため、福祉に関する専門的知識を持ったスクールソーシャルワーカーの配置を充実する。 ケース会議や教職員研修等を通して、配置校における教職員、支援人材と関係機関等とのネットワークによる児童生徒や保護者への支援体制の構築を図る。
事業の対象	市立学校教職員・保護者
事業の目的	学校と教育委員会が連携し、スクールソーシャルワーカー(SSW)を学校へ配置又は派遣のうえ、ケース会議等を通じて諸課題解決に向けた体制整備を図り、課題のある子どもの健全育成を図る。

2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○ケース会議等におけるアセスメント及びプランニング ○教職員研修の講師 ○スクールカウンセラー等との連携 ○学校と関係機関等とのコーディネート ○家庭教育支援コーディネーター会議の開催 ○教職員へのコンサルティング	令和6年度 実施内容	○ケース会議等におけるアセスメント及びプランニング ○教職員研修の講師 ○スクールカウンセラー等との連携 ○学校と関係機関等とのコーディネート ○家庭教育支援コーディネーター会議の開催 ○教職員へのコンサルティング
計画額(千円)	10,563	実績額(千円)	10,050

3 活動指標又は成果指標

	指標	単位	活動指標又は成果指標		意味・算式等
			令和6年度 計画値	実績値	
1	スクールソーシャルワーカー対応児童・生徒の課題改善率	%	35	41.4	文部科学省調査「SSW活用事業」における活動記録より、支援状況総件数中の「問題が解決」+「支援中であるが好転」件数の割合

4 総合評価

評価の観点		評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。	A	児童生徒が抱える課題を解決するために福祉的視点を持つ専門職が関与する本事業は学校教育に必要である。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。	A	家庭環境など解決が難しい課題を抱えた児童生徒への支援は教育職だけでなく福祉職など様々な分野の専門家が替わる必要があり、その点で有効な事業である。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか。 ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか	A	限られた経費の中で効果を上げられるよう、学校の状況を勘案して学校への配置または巡回のいずれかの方法をとるとともに教職員研修により専門家を活用した支援体制が充実するよう努めている。
総合評価		A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業においては、不登校等の課題を抱える児童生徒・保護者への支援、学校と関係機関の連携による早期支援体制の構築、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置・派遣、ケース会議、教職員研修、コンサルティング等の実施等、多岐にわたる活動を展開している。

しかしながら、現状の事後評価における指標については、「スクールソーシャルワーカー対応児童・生徒の課題改善率」(%)のみが評価指標として設定されており、事業の主要な活動（教職員研修、関係機関との連携、コンサルティング等）に対する指標が十分に網羅されていない。

事業目的（児童生徒の健全育成、教職員の資質向上等）に直結する指標を導入し、定量的な成果（件数・率）と定性的な成果（満足度・質的変化）をバランスよく設定することでより評価の実効性を高め、今後の事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

- 児童生徒への支援に関する指標
  - ・スクールソーシャルワーカーの配置人数
- 教職員・学校体制に関する指標
  - ・スクールソーシャルワーカーによる教職員研修実施回数
  - ・スクールソーシャルワーカーによる教職員研修参加率

### 【意見】評価点付与方法について

現状の事後評価の評価点は、妥当性及び効率性がすべてA評価となっているが、実績値（課題改善率）が年度によって変動しているにもかかわらず、評価点に十分反映されていない状況がある。これは、評価点の根拠が定量的な指標の達成度と十分に連動していないことが一因と考えられる。

年度	スクールソーシャルワーカー対応児童・生徒の課題改善率(%)		妥当性	有効性	効率性	総合評価
	計画値	実績値				
令和4年度	33	25.9	A	B	A	A
令和5年度	34	49.5	A	A	A	A
令和6年度	35	41.4	A	A	A	A

（出典：市提供資料より監査人が作成）

今後は、設定した指標の達成度に基づき、より客観的かつ透明性の高い評価点付与方法へと見直すことが望まれる。

### 【13】就学援助事業

#### 1. 実施事業の概要

##### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	学務給食課		
事業の概要	市立小・中・義務教育学校に在学する児童・生徒で生活保護法による教育扶助を受けている者及びこれに準ずる程度に就学困難と認められるものに対して、就学援助を行う。		
事業の対象	市立小・中・義務教育学校に在学する児童・生徒の保護者		
事業の目的	教育基本法並びに学校教育法の定めるところにより、教育の機会均等を図る上から、経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。就学が困難な児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図り、教育の機会均等につながる。		
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就学援助の実施</li> <li>● システム標準化への対応</li> <li>● 認定基準の見直し</li> </ul>		
予算決算の状況(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	249,540	147,866	347,497
決算	135,003	142,367	142,882
令和6年度財源及び支出の内訳(千円)	財源内訳	支出内訳	
	国補助金 20,211	委託料 21,769	
	府補助金 89	使用料及び賃借料 2,587	
	一般財源 122,582	需用費 128	
	その他 -	扶助費 118,398	

(出典：市提供資料より監査人が作成)

##### (2) 就学援助事業について

本事業は、八尾市立小・中・義務教育学校に在学する児童・生徒のうち、生活保護法による教育扶助を受けている者、及びそれに準ずる程度に就学が困難と認められる児童・生徒の保護者を対象として、経済的な理由による就学困難を解消し、教育の機会均等を図ることを目的としている事業である。令和6年度は、就学援助の実施に加え、認定基準の見直しやシステム標準化への対応を行った。今後も教育の機会均等を実現するため、国や市の制度改革の動向を注視しつつ、市

民生活への影響を考慮した認定基準の見直し等を行い、行政の責任と主体性のもとで事業を推進していくものである。

## 2. 監査の結果及び意見

### (1) (意見 19) 事務事業評価について

#### 【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み			
事務事業名	就学援助事業	担当部局・課	教育委員会事務局 学務給食課

#### 1 事業概要

事業概要	市立小・中・義務教育学校に在学する児童・生徒で生活保護法による教育扶助を受けている者及びこれに準ずる程度に就学困難と認められるものに対して、就学援助を行う。
事業の対象	市立小・中・義務教育学校に在学する児童・生徒の保護者
事業の目的	教育基本法並びに学校教育法の定めるところにより、教育の機会均等を図る上から、経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 就学が困難な児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図り、教育の機会均等につながる。

#### 2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○就学援助の実施 ○システム標準化への対応 ○認定基準の見直し	令和6年度 実施内容	○就学援助の実施 ○システム標準化への対応
計画額(千円)	347,497	実績額(千円)	142,882

#### 3 活動指標又は成果指標

	指標	単位	活動指標又は成果指標		意味・算式等
			令和6年度 計画値	令和6年度 実績値	
1	認定者数	人	3163	2681	準要保護に認定された児童・生徒の数
2	申請者数	人	3697	3360	就学援助制度の申請者数

#### 4 総合評価

	評価の観点	評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。	A	教育の機会均等を図っているものである。行政以外に実施主体はない。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。	A	教育の機会均等に資する事業である。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか	A	業務システムを運用し、効率的に事業を行えている。
総合評価		A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、市立小・中・義務教育学校に在学する児童・生徒のうち、生活保護法による教育扶助を受けている者、及びこれに準ずる程度に就学困難と認められる者の保護者を対象として、経済的理由による就学困難を解消し、教育の機会均等を図ることを目的として展開されている。

しかしながら、現状の事後評価における指標については、「認定者数」や「申請者数」といった指標のみが設定されている。これらは単純に数値が増加することが事業の成果や効果を示すものではなく、また経済状況や社会情勢によって変動するため、事業の達成状況を直接的に示す指標とは言い難い。結果として、事業の主要な成果（就学困難の解消状況、教育機会の均等化、保護者の経済的負担軽減等）に対する評価が十分に行われていない状況である。

事業目的（教育の機会均等の確保、経済的負担の軽減、義務教育の円滑な実施）に直結する指標を導入し、定量的な成果（申請率、認定者数）と定性的な成果（制度認知度、児童生徒の学習意欲や生活状況の質的変化）をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

- 制度利用・運営状況に関する指標
  - ・申請率：対象者のうち申請を行った保護者の割合
- 制度周知・広報活動に関する指標
  - ・広報活動実施回数
- 満足度・質的成果に関する指標
  - ・児童生徒の学習意欲

### 【意見】効率性評価について

本事業の効率性評価については、「業務システムを運用し、効率的に事業を行えている」とされ、A評価となっている。しかしながら、具体的な数値や成果指標が明示されていないため、効率性の評価根拠が不明瞭である。

効率性評価においては、

- ・事業成果（就学援助申請から認定までの平均処理日数、事務処理件数、システム導入による事務負担軽減率等）と事業経費との関係
- ・就学援助システムの標準化や事務処理の効率化によるコスト削減や人的資源の有効活用の具体的な取り組み

など、定量的な分析や根拠が必要である。

今後は、事業費の状況と事業成果を関連付けて分析し、効率性評価の透明性を高め、業務改善につなげることが期待される。

## 【14】奨学金事業

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	学務給食課		
事業の概要	基金から生じる果実や基金への寄附金等をもって経済的な理由により高等学校、大学等への修学が困難なものに対して奨学金の給付及び私立高等学校等入学準備金の貸付を行う。		
事業の対象	公立・私立高等学校等の修学が困難な生徒		
事業の目的	向学心を有しながら高等学校等への修学を断念することが無いように、奨学生及び保護者の経済的負担軽減を図る。		
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高校生等へ奨学金を給付</li> <li>● 私立高等学校等入学準備金の貸付を実施</li> </ul>		
予算決算の状況(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	7,000	8,800	10,016
決算	17,500	7,060	7,448
	財源内訳	支出内訳	
令和6年度 財源及び支出の内訳 (千円)	国補助金	-	報酬 8
	府補助金	-	負担金、補助及び交付金 7,440
	一般財源	-	
	その他	7,448	

(出典：市提供資料より監査人が作成)

#### (2) 奨学金事業について

本事業は、経済的な理由により高等学校や大学等への修学が困難な生徒・学生を対象とし、「奨学基金」や「野口美文若者がはばたく奨学基金」から生じる果実や寄附金等を財源として、奨学金の給付や私立高等学校等入学準備金の貸付を行うことで、向学心を持つ生徒が進学を断念することなく、教育の機会均等を実現することを目的としている。基金運用により原則一般財源を投入せず、予算範囲内の枠人数で募集・選考を行い、給付を実施している。

令和6年度は、高校生・大学生等への奨学金給付、私立高等学校入学準備金の

貸付を実施し、適正な制度運用を継続した。事業は行政主体で実施されており、義務教育終了後の若者の進学支援という観点から、社会的貢献を果たしている。

## 2. 監査の結果及び意見

### (1) (意見 20) 事務事業評価について

#### 【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み			
事務事業名	奨学金事業	担当部局・課	教育委員会事務局 学務給食課

#### 1 事業概要

事業概要	基金から生じる果実や基金への寄附金等をもって経済的な理由により高等学校、大学等への修学が困難なものに対して奨学金の給付及び私立高等学校等入学準備金の貸付を行う。
事業の対象	公立・私立高等学校等の修学が困難な生徒
事業の目的	向学心を有しながら高等学校等への修学を断念することが無いように、奨学生及び保護者の経済的負担軽減を図る。

#### 2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○高校生、大学生等へ奨学金を給付 ○私立高等学校等入学準備金の貸付を実施	令和6年度 実施内容	○高校生・大学生等へ奨学金を給付 ○私立高等学校等入学準備金の貸付を実施
計画額(千円)	10,016	実績額(千円)	7,448

#### 3 活動指標又は成果指標

	指標	単位	活動指標又は成果指標		意味・算式等
			令和6年度 計画値	実績値	
1	奨学金給付者数(高校生等)	人	350	342	高等学校等生徒へ奨学金を給付した生徒数
2	入学準備金貸付者数	人	2	1	私立高等学校入学のための入学準備金を貸付した人数

#### 4 総合評価

評価の観点			評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。		A	教育の機会均等を図るものである。行政以外に実施主体はない。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。		A	教育の機会均等に資する事業である。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか		A	給付にあたり基金を設置して運用する等しており、一般財源は投入していない。
総合評価			A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、公立・私立高等学校等への修学が困難な生徒を対象として、基金から生じる果実や寄附金等を活用し、奨学金の給付及び私立高等学校等入学準備金の貸付を行うことで、向学心を有しながら修学を断念する事がないよう、経済的負担の軽減と教育の機会均等を図ることを目的として展開されている。

しかしながら、現状の事後評価における指標については、「奨学金給付者数」や「入学準備金貸付者数」といった給付・貸付実績の数値のみが設定されている。これらは単純に人数の増減を示すものであり、事業の成果や効果を直接的に表すものではない。また、経済状況や社会情勢によって申請者数や給付者数が変動するため、事業の目的達成度を的確に評価する指標とは言い難い。そのため、事業の主要な成果（修学困難の解消状況、教育機会の均等化、保護者の経済的負担軽減等）に対する評価が十分に行われていない状況である。

事業目的（経済的理由による修学断念の防止、教育の機会均等の確保、保護者の経済的負担軽減）に直結する指標を導入し、定量的な成果（修学継続率や卒業率、経済的負担の軽減度合い）と定性的な成果（奨学生や保護者の満足度、修学意欲や生活状況の質的変化）をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

- 修学継続・成果に関する指標
  - ・奨学生の卒業率
- 満足度・質的成果に関する指標
  - ・奨学生・保護者の満足度

### 【意見】評価点付与方法について

本事業の事後評価では、有効性及び効率性について A 評価が付与されているが、評価点付与方法に以下の課題がある。

#### ●定量的指標の達成度と評価点が連動していない

例えば、「奨学金給付者数」や「入学準備金貸付者数」については、計画値と実績値の乖離が見られるにもかかわらず、有効性・効率性ともに A 評価が付与

されている。指標の達成度が評価点付与の根拠として明確に示されておらず、客観性・透明性に欠ける状況である。

### ●定性的な記述に偏った評価

評価内容が「教育の機会均等に資する事業である」「給付にあたり基金を設置して運用する等しており、一般財源は投入していない」など、定性的な記述に偏っており、実績値や達成率などの定量的データに基づく評価が十分に行われていない。効率性については「一般財源を投入していない」ことで評価しているが、財源の種類だけで効率性を評価するのは適切ではなく、事業運営の実態や成果との関係を客観的に検証することが重要である。

今後は、設定した指標の達成度や事業の実態・課題に基づき、より客観的かつ透明性の高い評価点付与方法へと見直すことが望まれる。

## 【15】学校管理下における事故の災害共済給付制度に係る事務

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	学務給食課		
事業の概要	学校の管理下の災害について、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入により、法令に従い医療費、死亡見舞金、障害見舞金を支給する。		
事業の対象	八尾市立学校に在籍する児童・生徒		
事業の目的	学校管理下における災害について、その給付により、円滑な学校運営と安心な教育環境の確保を図る。		
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校管理下での災害にかかる医療費等、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度による災害給付を実施</li> </ul>		
予算決算の状況(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	17,254	17,165	17,152
決算	17,191	16,954	16,774
	財源内訳	支出内訳	
令和6年度財源及び支出の内訳(千円)	国補助金	-	負担金、補助及び交付金 16,774
	府補助金	-	
	一般財源	8,983	
	その他	7,791	

(出典：市提供資料より監査人が作成)

#### (2) 学校管理下における事故の災害共済給付制度に係る事務について

本事務は、八尾市立各学校の児童・生徒を対象として、学校生活中に発生した災害に対して医療費、死亡見舞金、障害見舞金などを支給するものである。独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、全児童・生徒のほとんどが制度に加入しており、市と保護者が原則半額ずつ掛金を負担することで、比較的安価な保険料で給付を受けられる制度となっている。校長による災害報告書や医療機関の証明書類などをもとに、教育委員会が日本スポーツ振興センターへ災害給付金の請求手続を行い、受給者への振込まで一連の事務を担っている。近年は請

求事務のオンラインシステム化が進み、事務効率化が図られているものの、個別事案ごとの給付金処理や紙媒体での証明書類提出が必要なため、毎月の事務処理は煩雑である。事務効率化と、電子化・オンライン化に対応できる府内及び学校現場双方の体制整備を行いつつ、法令に基づく制度として、行政の責任と主体性のもと継続的な事業運営を行う方針である。

## 2. 監査の結果及び意見

### (1) (意見 21) 事務事業評価について

#### 【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み			
事務事業名	学校管理下における事故の災害共済給付制度に係る事務	担当部局・課	教育委員会事務局 学務給食課

#### 1 事業概要

事業概要	学校の管理下の災害について、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入により、法令に従い医療費、死亡見舞金、障害見舞金を支給する。
事業の対象	八尾市立各学校の児童・生徒
事業の目的	学校管理下における災害について、その給付により、円滑な学校運営と安心な教育環境の確保を図る。

#### 2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○学校の管理下の災害について、法令に従い医療費、死亡見舞金、障害見舞金を支給	令和6年度 実施内容	○学校管理下での災害にかかる医療費等、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度による災害給付を実施
計画額(千円)	17,152	実績額(千円)	16,774

#### 3 活動指標又は成果指標

活動指標又は成果指標					
	指標	単位	令和6年度		意味・算式等
			計画値	実績値	
1	災害給付件数	件	2400	1642	日本スポーツ振興センターに対して行った災害給付請求件数

#### 4 総合評価

評価の観点			評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。		A	対象者のほとんどが制度に加入しており市民ニーズは非常に高い。法令に基づく制度であるため市の関与は必須である。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。		A	学校管理下で発生した災害に対し比較的安価な掛金で給付が受けられる制度であり、児童生徒等が安心・安全に学校生活を送るうえで有効な事業である。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか。 ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか		A	受益者である保護者と学校設置者である市とで掛金を原則半額ずつ負担することが法令で定められており、コスト節減・実施手法は適正である。
総合評価			A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、八尾市立各学校の児童・生徒を対象として、学校管理下における災害発生時に日本スポーツ振興センター災害共済給付制度を活用し、医療費や死亡見舞金、障害見舞金を支給するものである。事業の目的は、災害発生時の迅速かつ適切な給付を通じて、円滑な学校運営と安心な教育環境の確保を図る点にある。

しかしながら、現行の評価指標は「災害給付件数」のみが設定されている。災害給付件数は事務処理の量的把握には有用であるが、事業の本来の目的である「安心な教育環境の確保」や「学校運営の円滑化」といった定性的な成果を十分に反映していない。加えて、給付件数の計画値と実績値の乖離や達成率のみでは、事業の有効性や効率性、市民ニーズへの対応状況を評価するには限界がある。

事業目的（学校管理下における災害への迅速な対応、円滑な学校運営、安心な教育環境の確保）に直結する指標を導入し、定量的な成果（処理日数・達成率）と定性的な成果（保護者や学校関係者の満足度・制度周知度）をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

- 災害共済給付制度の利用に係る事務処理の効率性に関する指標
  - ・給付申請から支給までの平均処理日数
- 制度周知・申請支援に関する指標
  - ・制度説明会実施回数
- 満足度・質的成果に関する指標
  - ・学校現場の事務負担軽減度

### 【意見】効率性評価について

本事業の効率性評価については、「受益者である保護者と学校設置者である市とで掛金を原則半額ずつ負担することが法令で定められており、コスト節減・実施手法は適正である」とされ、A評価となっている。しかしながら、具体的な数値や成果指標が明示されていないため、効率性の評価根拠が不明瞭である。

効率性評価においては、例えばオンライン請求システムの活用や事務処理の効率化によるコスト削減や資源の有効活用の具体的な取り組みなど、定量的な分析

や根拠が必要である。

今後は、事業費の状況と事業成果を多面的に分析し、効率性評価の透明性を高め、業務改善につなげることが期待される。

## 【16】学校 ICT 活用事業

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	教育センター		
事業の概要	個別最適な学びや協働的な学びを実現するために機器や教育用ソフトウェアをはじめとした ICT 環境を整備する。ICT を活用したわかりやすい授業づくり・教員の指導力向上を通じて、Society5.0 社会に対応できる児童生徒の情報モラルを含む情報活用能力の向上を図る。ICT を活用した学習を支える教育情報ネットワーク等のインフラの維持、管理を行う。校務や教務へのシステム導入の推進により、教職員の働き方改革を推進する。		
事業の対象	市立学校の児童生徒及び教職員		
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT を最大限に活用した個別最適な学びや協働的な学びの実現</li> <li>・ ICT 機器を円滑に利用し、わかりやすい授業を展開できる教員の育成</li> <li>・ 児童生徒の情報活用能力の育成</li> </ul>		
令和 6 年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小中学校校務支援システムの運用</li> <li>● 教育情報ネットワークその他情報機器の維持管理や更新</li> <li>● 情報機器等の障害対応体制の強化</li> <li>● 家庭にインターネット環境の無い児童生徒に対する、家庭での ICT 活用学習支援</li> <li>● 学校図書館システムの維持</li> </ul>		
予算決算の状況 (千円)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
予算	98,822	161,084	173,249
決算	227,521	155,542	153,610
財源内訳		支出内訳	
令和 6 年度 財源及び支出の内訳 (千円)	国補助金	-	委託料 72,026
	府補助金	-	使用料及び賃借料 64,188
	一般財源	153,610	需用費 5,802
	その他	-	報償費 25
			役務費 11,569

(出典：市提供資料より監査人が作成)

## （2）学校 ICT 活用事業について

近年の情報化社会の進展や学習指導要領の改訂を背景に、市では児童生徒の情報活用能力の育成、教育の質の向上、教職員の働き方改革を目的として、学校 ICT 活用事業を推進している。令和 3 年度から令和 6 年度までを計画期間とし、国の GIGA スクール構想に基づき、児童生徒 1 人 1 台の学習用タブレット端末の整備や高速大容量ネットワークの導入を進めてきた。現在は、これまでの事業の成果と課題を検証し、さらなる教育の質向上に向けた取り組みを進めている。

具体的には、学校 ICT 事業では、児童生徒が ICT 機器を活用して主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、情報モラル教育やプログラミング教育の充実を図っている。また、特別支援教育やオンライン学習環境の整備にも取り組み、個別最適化された学習機会の提供を推進している。さらに、教職員に対しては、ICT 活用指導力向上のための研修・研究体制を充実させ、デジタル教材の導入を進めている。

今後も、教職員の指導力向上や ICT 環境の持続的な運用、教育現場の課題に対応しながら、児童生徒が新しい時代を生き抜くための資質・能力の育成と教育の質のさらなる向上をめざし、事業の充実を図っていく。

## 2. 監査の結果及び意見

### (1) (意見 22) 事務事業評価について

#### 【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み			
事務事業名	学校ICT活用事業	担当部局・課	教育委員会事務局 教育センター

#### 1 事業概要

事業概要	個別最適な学びや協働的な学びを実現するために機器や教育用ソフトウェアをはじめとしたICT環境を整備する。ICTを活用したわかりやすい授業づくり・教員の指導力向上を通じて、Society5.0社会に対応できる児童生徒の情報モラルを含む情報活用能力の向上を図る。ICTを活用した学習を支える教育情報ネットワーク等のインフラの維持、管理を行う。校務や教務へのシステム導入の推進により、教職員の働き方改革を推進する。
事業の対象	市立学校の児童生徒及び教職員
事業の目的	・ICTを最大限に活用した個別最適な学びや協働的な学びの実現 ・ICT機器を円滑に利用し、わかりやすい授業を展開できる教員の育成 ・児童生徒の情報活用能力の育成

#### 2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○小中学校校務支援システムの運用 ○教育情報ネットワークその他情報機器の維持管理や更新 ○情報機器等の障害対応体制の強化 ○家庭にインターネット環境の無い児童生徒に対する、家庭でのICT活用学習支援 ○学校図書館システムの維持	令和6年度 実施内容	○小中学校校務支援システムの運用 ○教育情報ネットワークその他情報機器の維持管理や更新 ○情報機器等の障害対応体制の強化 ○家庭にインターネット環境の無い児童生徒に対する、家庭でのICT活用学習支援 ○学校図書館システムの維持
計画額(千円)	173,249	実績額(千円)	153,610

#### 3 活動指標又は成果指標

活動指標又は成果指標				
	指標	単位	令和6年度	
			計画値	実績値
1	児童・生徒のICT活用を指導できる教員の割合	%	70	80.8
				学校における教育の情報化の実態に関する調査 教職員アンケート

#### 4 総合評価

評価の観点			評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。		A	ICTで社会が変わっていく中、これから社会に出て活躍する世代にはICT活用力は必須である。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。		A	ICTを活用した学習環境の整備及び研修等による効果的な活用支援により児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合が目標値を上回っている。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか		A	機器や設備の導入にあたっては可能な限り入札による適切な調達を行い、情報インフラの維持においても経費削減に努めている。
総合評価			A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、学校ICT活用事業として、市立学校の児童生徒及び教職員を対象に、ICT機器や教育用ソフトウェアの整備、教育情報ネットワーク等のインフラ維持管理、教職員の働き方改革を推進することを目的としている。

しかしながら、現状の事後評価における指標については、「児童・生徒のICT活用を指導できる教員の割合」のみが設定されており、ICT環境の整備状況、児童生徒の情報活用能力の向上といった事業目的に対する指標が十分に網羅されていない。

本事業の目的（ICTを最大限に活用した個別最適な学びや協働的な学びの実現、教員の育成、児童生徒の情報活用能力の育成）に直結する指標を導入し、定量的な成果（教員の指導力向上率や児童生徒のICT活用能力の向上度）と定性的な成果（授業の質的変化や教職員・児童生徒の満足度）をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

- 教員・ICT支援員の研修・連携に関する指標
  - ・ICT活用指導力向上研修回数
- 満足度・質的成果に関する指標
  - ・児童生徒のICT活用満足度
  - ・教職員のICT環境満足度

### 【意見】有効性評価について

本事業の有効性評価については、「ICTを活用した学習環境の整備及び研修等による効果的な活用支援により児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合が目標値を上回っている」とされ、A評価となっている。しかしながら、評価の根拠が教員の指導力向上に限定されており、有効性の評価根拠が十分とはいえない。

有効性評価においては、事業目的との関連性を明確にした多面的な指標の設定が必要である。

## 【17】小規模特認校における特色ある教育推進事業

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	学校教育推進課		
事業の概要	桂中学校、桂小学校、北山本小学校、高安小中学校における小規模化対策として、各校を小規模特認校に指定し、特色ある教育を推進する。		
事業の対象	学校、児童生徒		
事業の目的	該当校における小規模化対策として、活性化を図る。		
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小規模特認校事業の実施</li> <li>● 事業実施状況の検証と検証結果の次年度事業への反映</li> </ul>		
予算決算の状況(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	13,454	44,149	38,626
決算	12,741	36,723	35,079
令和6年度 財源及び支出の内訳 (千円)	財源内訳	支出内訳	
	国補助金	-	委託料 17,900
	府補助金	-	使用料及び賃借料 2,862
	一般財源	33,779	需用費 523
	その他	1,300	報酬 7,585
			報償費 3,884
			役務費 1,929
			旅費 396

(出典：市提供資料より監査人が作成)

## （2）小規模特認校制度について

平成 22 年 7 月に八尾市立小・中学校適正規模等審議会からの答申を受けて令和 5 年度から導入された制度である。具体的には、桂中学校区の 3 校（桂小学校、北山本小学校、桂中学校）と高安小中学校の計 4 校を特別認定校と位置づけ、市内全域から児童生徒の入学を認めている。

魅力ある学校づくりを推進して児童生徒数を増やし、学校規模の小規模化に歯止めをかけ複数学級をめざすことを目的としており、各学校で以下のような「特色ある教育活動」を実施している。

### 【八尾市立小・中学校適正規模等審議会答申の概要】

#### 【諮問の背景】

少子化の進行による児童生徒数の減少や、児童生徒数の地域による偏りなどにより、学校規模に著しい差異が生じたため、平成 20 年 11 月 25 日に八尾市教育委員会より、市立小・中学校においてよりよい教育環境を整備し、充実した学校教育を実現させるために、「市立小・中学校の学校規模等の適正化についての基本的な考え方に関すること」及び「市立小・中学校の学校規模等の適正化についての方策に関すること」の 2 項目について諮問した。

#### 【答申の概要】

- ・学校規模等の適正化は、児童生徒の最善の利益を優先し、より良い教育環境の整備をめざす視点で検討することが重要である。
- ・学校規模の定義を明確化し、小学校は 12~24 学級、中学校は 12~18 学級を望ましい規模とし、これを基準に大規模校・小規模校への方策を検討することが必要である。
- ・大規模校には分離新設や通学区域の変更、施設・管理運営面の充実などを提言し、保護者や地域住民の意見を十分に聴取しながら進めるべきである。
- ・小規模校には通学区域の変更や学校統廃合、施設一体型の小中一貫校や小規模特認校制度の導入など、多様な方策を検討し、地域活動への影響にも配慮することが求められる。
- ・適正化の実施にあたっては、通学距離や安全性、地域活動、人権尊重、個別学校計画の作成、取り組みの検証、市全体でのまちづくりとの連携など、総合的な配慮が必要である。

【特色ある教育活動の内容】

＜桂小学校＞

専門家と連携した体育授業	各学年の体育授業に専門的な外部指導者が加わり、教員とのチームティーチングで授業を実施。
放課後スポーツ教室	スポーツ・健康教育の充実の一環として、放課後に週1回、陸上教室とダンス教室を実施。
プログラミング教室	ICT 活用に向けて、4～6年生を対象にプログラミングの出前授業を実施。
人権みらい探究科	地域の方をはじめ、全学年を対象に様々な方をゲストティーチャーとして迎えた出前授業や体験学習を実施。
プロのダンスコーチによるダンス指導	プロのダンスコーチによるダンス指導を実施。

＜北山本小学校＞

放課後のおもしろ活動	放課後のおもしろ活動として、専門的な外部指導者の指導によるスポーツ教室、外国語教室、絵画教室、学習教室などを開催。
専門的な外部指導者による教科学習	理科と体育の授業で専門的な外部指導者と連携した取り組みを実施。
人権みらい探究科	全学年を対象にゲストティーチャーを招いた出前授業や、体験学習を実施。
プロのダンスコーチによるダンス指導	プロのダンスコーチによるダンス指導を実施。

＜桂中学校＞

専門的な外部指導者による部活動指導	サッカーチーム、バスケットボール部、バドミントン部、バレー部とソフトテニス部に専門的な外部指導者を迎え、教員と協力した部活動指導を実施。
プロのダンスコーチによるダンス指導	プロのダンスコーチによるダンス指導を実施。
放課後学習教室の実施	放課後や長期休業中の外部指導者による学習教室の実施や英検・漢検の全員実施。

人権みらい探究科	フィールドワークや外部講師を招いた出前授業、体験学習等を実施。
----------	---------------------------------

＜高安小中学校＞

Takayasu English Village 英語検定・英語授業	ALT を有効活用し、授業時間や休み時間を使いながら、英語によるコミュニケーション活動を中心とした Takayasu English Village を実施（前期課程では、歌やゲームなどを取り入れた英語に親しむ活動を中心に、後期課程では ALT へのプレゼンや会話を中心とした活動に取り組み）。
河内木綿体験・防災学習プロジェクト・ニッポンバラタナゴ特別授業	河内木綿を題材にした体験活動や地域に生息するニッポンバラタナゴの生態についての学習を実施。
ICT を活用した学習活動	ICT を活用した学習活動について、授業の中で積極的に学習者用端末を活用するとともに、高安タイピング検定を実施。

## 2. 監査の結果及び意見

### (1) (意見 23) 小規模特認校制度の効果検証について

#### 【現状】

小規模特認校制度の対象となっている各学校の児童生徒数の推移は以下のとおりである。

#### 【桂小学校】

単位:児童(人)、学級(学級)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	児童	学級								
1年	13	1	11	1	15(6)	1	13(2)	1	9(3)	1
2年	8	1	12	1	11	1	14(5)	1	13(2)	1
3年	20	1	7	1	13	1	11	1	14(5)	1
4年	10	1	19	1	6	1	11	1	11	1
5年	16	1	10	1	19	1	6	1	11	1
6年	12	1	16	1	10	1	19	1	6	1
合計	79	6	75	6	74	6	74	6	64	6

※( )書きは、小規模特認校制度による入学者数

#### 【北山本小学校】

単位:児童(人)、学級(学級)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	児童	学級								
1年	28	1	15	1	22(0)	1	17(0)	1	28(1)	1
2年	18	1	29	1	16	1	22(0)	1	17(0)	1
3年	15	1	18	1	29	1	16	1	22(0)	1
4年	33	1	15	1	18	1	31	1	16	1
5年	27	1	33	1	16	1	18	1	32	1
6年	27	1	27	1	34	1	16	1	18	1
合計	148	6	137	6	135	6	120	6	133	6

※( )書きは、小規模特認校制度による入学者数

(出典: 小規模特認校制度の効果検証 (中間報告) 八尾市教育委員会事務局)

【桂中学校】

単位:生徒(人)、学級(学級)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級
1年	44	2	38	1	40(1)		1	39(1)	1	32(0)
2年	47	2	44	2	39		1	43(1)	1	38(1)
3年	46	2	45	2	44		2	39	1	44(1)
合計	137	6	127	5	123		4	121	3	114
										4

※( )書きは、小規模特認校制度による入学者数

【高安小中学校(前期課程)】

単位:児童(人)、学級(学級)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級
1年	33	1	39	2	41(8)		2	41(6)	2	38(8)
2年	35	1	36	1	40		2	44(8)	2	39(6)
3年	48	2	35	1	38		2	40	2	46(8)
4年	47	2	48	2	36		1	39	2	41
5年	46	2	47	2	47		2	37	1	39
6年	61	2	47	2	48		2	49	2	38
合計	270	10	252	10	250		11	250	11	241
										11

※( )書きは、小規模特認校制度による入学者数

【高安小中学校(後期課程)】

単位:生徒(人)、学級(学級)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級
1年	53	2	56	2	39(0)		2	48(2)	2	48(2)
2年	35	1	53	2	55		2	42(0)	2	47(1)
3年	50	2	36	1	55		2	58	2	41(0)
合計	138	5	145	5	149		6	148	6	136
										6

※( )書きは、小規模特認校制度による入学者数

(出典：小規模特認校制度の効果検証（中間報告）八尾市教育委員会事務局)

令和7年度においては、小規模特認校制度の導入により3年経過し、以下のよ  
うな成果と課題が生じている。

＜小規模特認校制度の成果＞

定量的成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、制度を利用した入学者があった（桂小学校）。</li> <li>・令和5年度と令和6年度の第1学年において、制度を利用した入学者により複数学級となった（高安小中学校前期課程）。</li> </ul>
定性的成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特色である英語教育が高い評価を得ており、保護者の関心も高まっている（高安小中学校）。</li> <li>・児童生徒、保護者のニーズに応じた学校選択の機会を提供できている（すべての対象校）。</li> <li>・入学した児童生徒は、特色ある教育活動により、楽しく安心して学校生活を送ることができている（すべての対象校）。</li> </ul>

（出典：小規模特認校制度の効果検証（中間報告）八尾市教育委員会事務局）

＜小規模特認校制度の課題＞

定量的課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年間で制度を利用した入学者数は、桂小学校では11人、北山本小学校では1人、桂中学校では2人であり、いずれの学校も複数学級に必要な入学者数には至っていない。</li> <li>・3年間で制度を利用した入学者数は4人であり、学級増に必要な入学者数には至っていない（高安小中学校後期課程）。</li> </ul>
定性的課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度への関心がある保護者は一定数いるが、特認校への入学へつながっていない。</li> <li>・小規模特認校を選択する理由に「少人数であること」を挙げている保護者がいる。</li> <li>・アンケート結果や既入学者の保護者の意見から、小規模特認校の選択にあたっては、教育内容よりも、通学の距離・時間・安全が重視されることが分かった。また、登下校の送迎などの通学手段や、保護者の行事参加時の交通手段の確保に関して課題があることが分かった。</li> </ul>

（出典：小規模特認校制度の効果検証（中間報告）八尾市教育委員会事務局）

なお、令和4年度から令和6年度までの各年度の事業費はそれぞれ19,937千円、36,873千円、35,703千円であり、その内訳は以下のとおりである。

＜小規模特認校制度の事業費内訳＞

(単位：千円)

年度	内訳	決算額
令和 4 年度	広報周知のためのチラシ・リーフレットの作成や翻訳、動画作成等の費用	992
	北山本小学校の駐車場整備費用	6, 203
	小規模特認校導入に向けたコーディネーター配置の費用	6, 312
	小規模特認校導入に向けた特色ある教育活動に係る費用	6, 430
	計	19, 937
令和 5 年度	広報・周知のためのチラシの作成や翻訳等の費用	149
	小規模特認校における特色ある教育の推進のための活動費用	29, 133
	小規模特認校における特色ある教育の推進のための講師配置費用	7, 591
	計	36, 873
令和 6 年度	広報・周知のためのチラシ・リーフレットの作成や翻訳等の費用	624
	小規模特認校における特色ある教育の推進のための活動費用	27, 098
	小規模特認校における特色ある教育の推進のための講師配置費用	7, 981
	計	35, 703

各年度の事業費を翌事業年度の制度利用入学者数で単純に除した場合、入学者1人を獲得するための経費は令和4年度が1,329千円、令和5年度が3,352千円、令和6年度が2,550千円となっている。

＜入学者 1 人あたり事業費＞

(単位 : 千円、人)

支出年度	事業費	支出翌年度の制度利用入学者数	入学者 1 人あたり事業費
令和 4 年度	19,937	15	1,329
令和 5 年度	36,873	11	3,352
令和 6 年度	35,703	14	2,550

### 【意見】

本制度は、複数学級の実現による学校規模の適正化を目的として導入されたものであるが、現状では制度利用入学者数が十分に増加しておらず、目的達成に至っていない。

学校規模等の適正化について検討する際の視点として、八尾市立小・中学校適正規模等審議会答申において、以下の 3 点が確認されている。

- 子どもの育ちにとってより良い教育環境を作るという視点
- 学校の設立経過、校区の歴史、地域との関わり等に留意する視点
- 教育行政の効率的な運営を図る視点

1 点目の、子どもの育ちにとってより良い教育環境を作るという視点は、学習活動や学校行事、集団づくりなどの教育活動に関わることをはじめ、体育館や運動場、特別教室などの学校施設に関わること、児童生徒の安全確保に関わることなど、多面的に捉えるべきものであることは答申に示されているとおりである。

この点について、包括外部監査の枠組みで適切に評価することは難しい側面があるが、学校施設に関する点については、現地視察を行った桂小学校や高安小中学校をはじめとして、市内の平均的な規模の学校を比較すると、十分な学習スペースや特別教室のスペースはあった。しかし、集団づくりに関する点については、十分な人数が確保できない状況で引き続き課題がある。

2 点目の、学校の設立経過、校区の歴史、地域との関わり等に留意する視点については、文部科学省においても、小規模特認校制度について、単なる規模維持の手段としてではなく、「特色ある教育活動の展開を通じて、地域の実情に応じた魅力ある学校づくりを推進すること」を求めている。

小規模特認校には、児童生徒や保護者の多様なニーズに対応し、個性や創造性を伸ばす教育環境の提供をめざすとともに、地域の教育資源を活用した「地域に根ざした新たな学びの場」としての効果も期待されており、この趣旨を踏まえると、市においても、単に複数学級の維持・増加を目的とするだけでなく、特色あ

る教育活動が児童生徒の成長や地域社会への貢献にどのような効果をもたらしているか、定性的な成果についても検証する必要がある。

3点目の教育行政の効率的な運営を図る視点については、答申に示されているとおり、「市の財政が悪化している中では、市の財政事情を勘案しながら、限られた予算、財産の有効活用により実現可能な方策について検討する必要がある。また、将来的に財政上、大きな負担がかからないようにする必要があり、最少の経費で最大の効果を挙げる方策」への対応が求められる。

この点については市全体の視点に立って、小規模特認校における学校運営に係るコストとその他の学校における管理運営コスト、また、将来の学校施設の維持管理、建替えに関するコストなどをもとに多面的に判断する必要がある。しかしながら、現時点では財政的な側面からの分析は十分にできていないため、今後の判断に資するような現状分析を進めるべきである。

市は、小規模特認校制度の効果検証（中間報告）を行う中で、「制度導入後3年～5年で効果検証する」として令和9年度までの入学状況を見ていく必要があるとしている。しかし、少子化の進行により児童生徒数の大幅な減少が見込まれる中、複数学級の実現という当該事業の目的を将来にわたって継続的に達成することは極めて困難である。

今後は、定量的な入学者数のみならず、定性的な教育効果や地域への波及効果、そして学校ごとの経費の状況や将来的な学校施設の建替え・維持管理コストの観点も含めて検証を行い、制度の趣旨に沿った有効な運用となるよう、事業内容の改善・展開を図ることが求められる。

したがって、できる限り速やかに事業の効果検証を実施し、事業の有効性・教育機会の公平性の観点から、今後の事業の在り方について再検討することが望ましい。

(1) (意見 24) 事務事業評価について

【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み	○				
事務事業名	小規模特認校における特色ある教育推進事業		担当部局・課 教育委員会事務局 学校教育推進課		
1 事業概要					
事業概要	桂中学校、桂小学校、北山本小学校、高安小中学校における小規模化対策として、各校を小規模特認校に指定し、特色ある教育を推進する。				
事業の対象	学校、児童生徒				
事業の目的	該当校における小規模化対策として、活性化を図る。				
2 取り組み実績					
令和6年度 計画内容	○小規模特認校事業の実施 ○事業実施状況の検証と検証結果の次年度事業への反映		令和6年度 実績内容 ○小規模特認校事業の実施 ○事業実施状況の検証と検証結果の次年度事業への反映		
計画額(千円)	38,626		実績額(千円) 35,079		
3 活動指標又は成果指標					
活動指標又は成果指標					
	指標	単位	令和6年度 意味・算式等		
		計画値 実績値			
1	「学校に行くのが楽しい」の肯定的回答率	% 85 81.2	小規模特認校における、児童・生徒を対象とした学校生活アンケートの質問項目「学校に行くのが楽しい」の1~3学期分の肯定的回答(A+B)の平均値		
2	小規模特認校に関する連絡会議の開催回数	回 3 3	連絡会議を開催し、当該校長と協議及び調整等を行うことにより、特色ある教育活動の充実につなげる。		
4 総合評価					
評価の観点		評価	評価内容		
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。	A	該当校における小規模化対策とともに、市民にとって就学の選択肢の一つとなっている。		
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。	A	小規模特認校制度を活用した就学者を獲得することができた。		
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか	A	各小規模特認校の実態に応じた特色ある教育活動を推進するために、様々な専門的な事業者等との連携や支援が必要であり、その手法は適切である。		
総合 評価		A			

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、桂小学校、北山本小学校、桂中学校、高安小中学校における小規模化対策として、各校を小規模特認校に指定し、特色ある教育を推進するものである。

しかしながら、現状の事後評価における指標については「学校に行くのが楽しい」の1～3学期分の肯定的回数（A・B）の平均値」「小規模特認校に関する連絡会議の開催回数」など一部の定量的指標のみが設定されており、事業の主要な活動に対する指標が十分に網羅されていない。

事業目的（該当校における小規模化対策として活性化を図る）に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より評価の実効性を高め、今後の事業改善につなげることが重要である。具体的な指標設定については前述の意見も踏まえて検討されたい。

### 【意見】有効性・効率性評価について

本事業の有効性評価については「小規模特認校制度を活用した就学者を獲得することができた」、効率性評価については、「様々な専門的な事業者等との連携や支援が必要であり、その手法は適切である」といった定性的な記述にとどまっており、具体的な数値や根拠が十分に示されていない。また、前述のとおり監査人の分析では事業の効率性や有効性に課題があると考えている。

効率性評価においては、

- ・事業成果（就学者数、学級数等）と経費の関係
  - ・人的配置や運営体制の工夫によるコスト削減の具体的な取り組み
- など、定量的な分析や根拠が必要である。

今後は、事業費の状況と事業成果を関連付けて分析し、効率性評価の透明性を高め、改善につなげることが期待される。

## 【18】学校適正規模等推進事業

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	教育政策課		
事業の概要	平成 22 年（2010 年）7 月の八尾市立小・中学校適正規模等審議会答申に基づき、市立学校の規模等の適正化を推進する。		
事業の対象	市立小・中学校、義務教育学校		
事業の目的	<p>八尾市の児童・生徒数は、全体的には減少し続けているが、地域によっては小規模な学校がある一方、大規模な学校ができるなど、学校規模に著しい差異が生じている。</p> <p>このような状況に対し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るとともに、教育行政の効率的運用を図る観点から、市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するため、市立学校の規模の適正化をはかる。</p>		
令和 6 年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小規模校、大規模校の対策検討</li> <li>● 大規模校対策事業（亀井小学校）</li> <li>● 小規模特認校の教育内容や制度等の周知</li> </ul>		
予算決算の状況（千円）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
予算	11,903	1,651	2,755
決算	8,694	1,596	2,497
令和 6 年度 財源及び支出の内訳 (千円)	財源内訳	支出内訳	
	国補助金	- 委託料 994	
	府補助金	- 需用費 798	
	一般財源	2,497	備品購入費 683
	その他	-	役務費 22

（出典：市提供資料より監査人が作成）

## (2) 学校規模等の適正化について

### ① 市の小中学校の現状

市の児童生徒数は、昭和 60 年の小学校 25,710 人、中学校 15,303 人をピークに、令和 7 年には小学校 12,166 人・中学校 5,954 人と半数以下に減少している。これは、全国平均の減少率（約 40%）を上回るペースであり、今後も児童生徒数の減少が続く見込みである（令和 32 年には児童数約 9,018 人、生徒数約 4,809 人まで減少すると推計されている）。

	これまでの推移										将来推計			
	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
児童数	25,710	19,634	16,955	15,550	16,216	15,719	13,888	13,043	12,166	11,050	10,436	10,216	9,760	9,018
R7年比	211.3%	161.4%	139.4%	127.8%	133.3%	129.2%	114.2%	107.2%	100%	90.8%	85.8%	84.0%	80.2%	74.1%
生徒数	15,303	11,380	8,578	7,597	7,089	7,412	7,132	6,230	5,954	6,027	5,316	5,208	5,100	4,809
R7年比	257.0%	191.1%	144.1%	127.6%	119.1%	124.5%	119.8%	104.6%	100%	101.2%	89.3%	87.5%	85.7%	80.8%

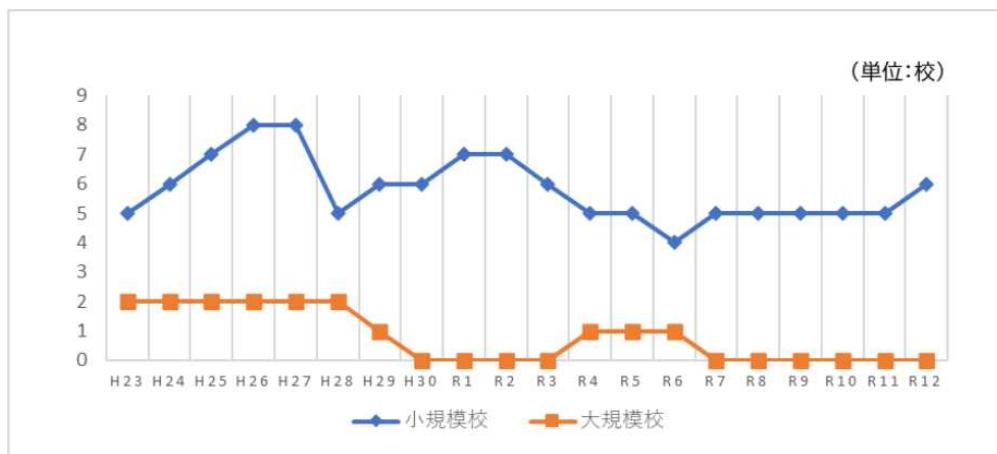
※ R7年までは、学校基本調査(各年5月1日現在)の児童数、生徒数

※ R12年以降の将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所が公表する「日本の地域別将来推計人口(R5年推計)」  
市区町村別推計を用いて算出

(出典：「小・中学校の適正規模等について」 八尾市教育委員会事務局)

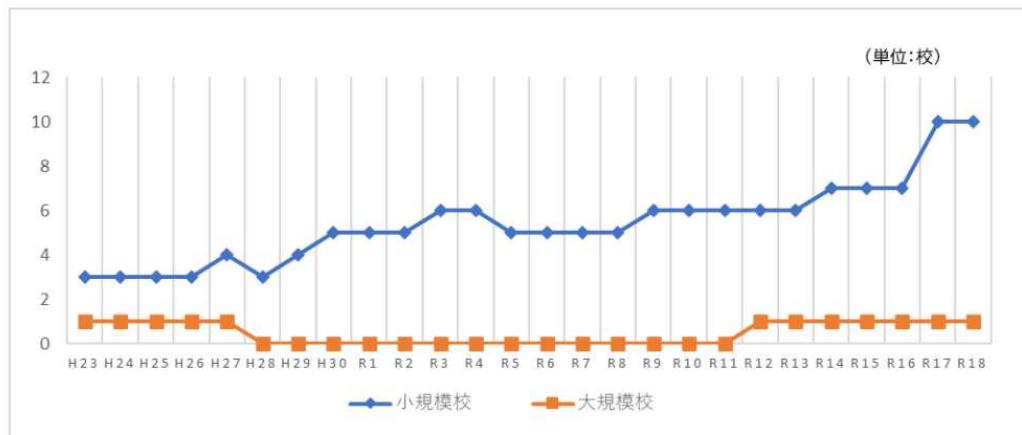
現在、小学校 27 校、中学校 14 校、義務教育学校 1 校の計 42 校が設置されているが、各学校の学級数は以下のとおりである。平成 22 年の審議会答申によると、望ましい学校規模は、小学校が「12 学級以上 24 学級以下」、中学校は「12 学級以上 18 学級以下」とされており、基準に満たない小規模校が令和 6 年には小学校が 4 校、中学校が 5 校あり、令和 12 年には小学校 6 校、中学校 6 校が小規模校となる見込みである。逆に基準を超過している大規模校は令和 6 年に小学校 1 校あるものの減少傾向となっている。

【学校規模の推移と推計(小学校)】



(出典：「小・中学校の適正規模等について」 八尾市教育委員会事務局)

【学校規模の推移と推計(中学校)】



(出典：「小・中学校の適正規模等について」 八尾市教育委員会事務局)

## ② 市において整理されている小規模校、大規模校で想定される課題

平成 22 年の審議会答申において、小規模、大規模校で想定される課題として、次の点が挙げられている。

教育面の課題として、小規模校においては、クラス替えができないため人間関係が固定化しやすく、児童生徒同士の集団的な相互作用による競い合いや切磋琢磨の機会が限られてしまうことが挙げられる。また、学校行事やクラブ活動などの教育活動が活発化しにくく、集団の中で多様な価値観に触れる機会が少なくなることで、社会性や協調性の育成に影響が及ぶ可能性が指摘されている。なお、令和 5 年度全国学力・学習状況調査において、小規模校では「集団的な学習活動の機会が限られ、児童生徒の社会性育成や協調性の面で課題が見られる」と報告

されている。

一方、大規模校では、児童生徒数の多さから教室や施設が不足し、特別教室や運動場の利用に制約が生じるほか、一人ひとりへのきめ細かな指導が難しくなるという課題がある。さらに、学校行事やクラブ活動の時間や場所の確保が難しく、児童生徒の活躍の場が限定されることなどが挙げられている。

また、学校運営上の課題として、小規模校では、教職員数が限られているため、教職員一人ひとりの負担が大きくなりがちである。教材研究や校務分掌（学校運営に必要な業務分担）が多岐にわたり、担任業務に加えて生活指導や進路指導、部活動、学校だよりの発行など、幅広い業務を少人数で担う必要があるため、教職員の負担増が顕著になることも課題であるとされている。

一方、大規模校では、教職員数が多いため教職員間の意思疎通がとりにくく、学校運営の調和が損なわれることや、児童生徒の安全確保に時間がかかるなど、運営面での課題が複雑化することが指摘されている。

### ③ 規模適正化に関する文部科学省の見解

学校規模適正化の検討は「児童生徒の教育条件の改善」を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきとしている。また、学校は教育施設であると同時に地域コミュニティの核としての役割も持つため、教育的観点だけでなく地域の事情も総合的に考慮し、保護者や地域住民等の関係者と合意形成を図りながら丁寧な議論を行うことが必要であるとしている。

### ④ 市の対応状況

平成 22 年の審議会答申で示された方策のうち、「①施設一体型の小中一貫校」を高安小中学校区で導入するとともに、「②小規模特認校制度」を高安小中学校区及び桂中学校区で実施している。

#### ＜答申で示された学校規模等の適正化の方策＞

方策	具体的な内容
① 施設一体型の小中一貫校	小学校と中学校の施設を一体的に設置した上で、小・中学校 9 年間を一貫した教育目標や教育課程に基づいて教育する学校を設置すること
② 小規模特認校制度	特定の学校を特別認定校として位置づけ、当該の学校に限って、市内全域からの児童生徒の入学を認める制度
③ 通学区域の変更	通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に編入し、大規模校の通学区域を縮小させる（小規模校）

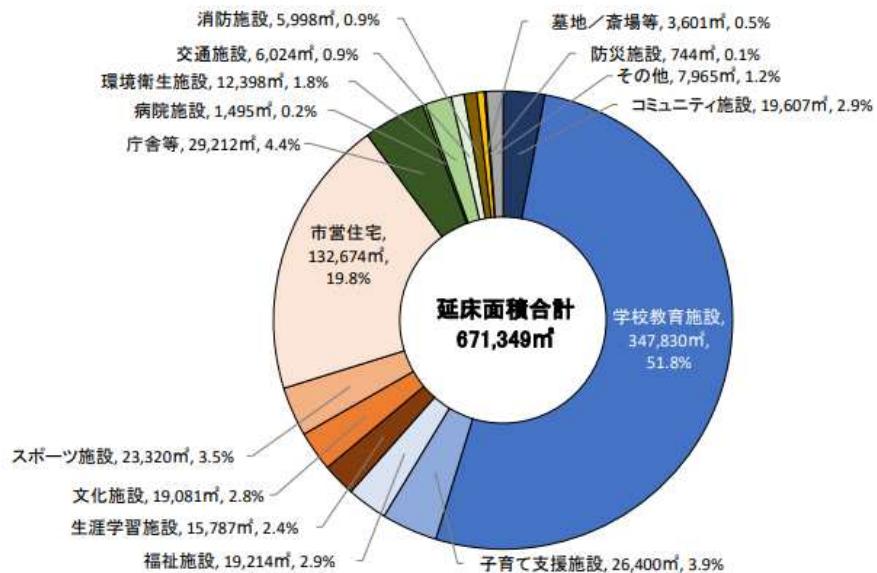
方策	具体的な内容
	の通学区域を拡大させる）こと
④ 学校の統廃合	小規模校を廃校として隣接する学校に統合したり、小規模校及び隣接校の両校を廃校とし、新たに学校を設置すること

### （3）公共施設マネジメントの観点からの学校施設の状況について

八尾市公共施設マネジメント実施計画（令和6年3月発行）によると、市が保有する公共施設（建物施設）の延床面積総計の約52%を学校教育施設（小・中学校施設等）が占めている。

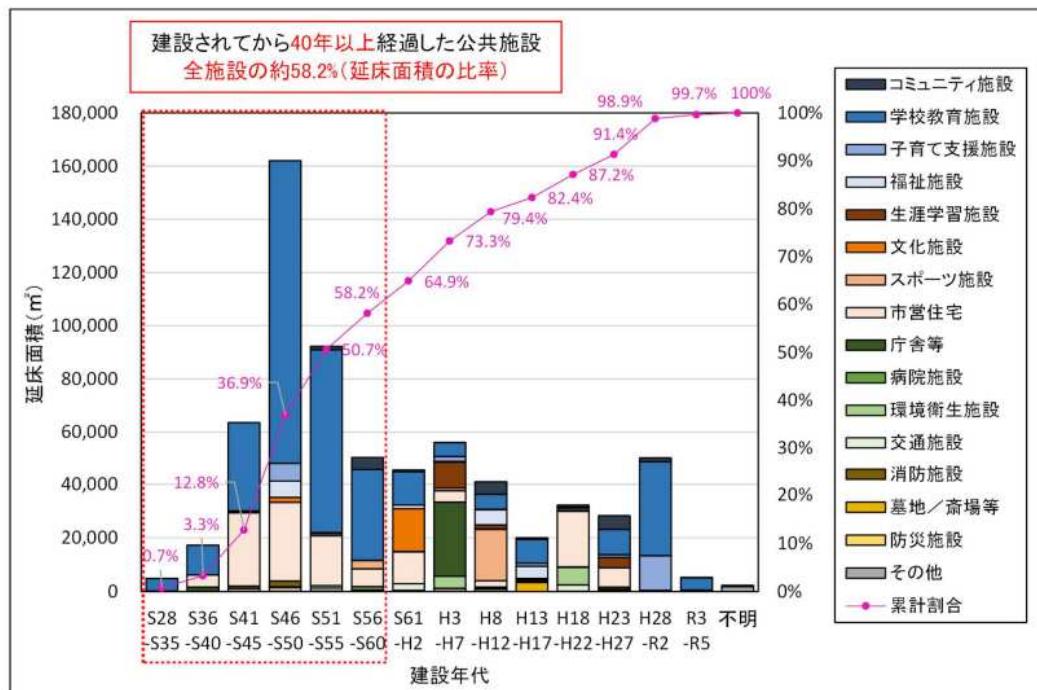
その多くが昭和46年（1971年）以降の5年間に整備されているが、これらの建物は建設から40年以上経過しているため、今後、老朽化の進行とともに大規模修繕・更新費の増大が危惧されている。

#### ＜八尾市の公共施設分類別延床面積＞



（出典：八尾市公共施設マネジメント実施計画）

＜八尾市の公共施設建築年別施設整備状況＞



（出典：八尾市公共施設マネジメント実施計画）

また、八尾市公共施設マネジメント実施計画において整理されている、建物の劣化状況調査結果は次のとおりである。劣化状況について、「D:最重要部材に重度の劣化がある状態」が42校中10校である。建物の目標使用年数80年とし、概ね建築後40年目に大規模改修、60年目には長寿命化改修を行う方針であるが、学校施設において建築後40年～60年を迎える施設がかなり多い。

表 4-3 総合評価一覧（小・中学校施設）

施設名	棟	建設年	築年数	構造	延床面積 (m <sup>2</sup> )	評価		総合 評価点
						屋根	外装	
南山本小学校	6-1, 6-2 教室棟	1959	64	RC	1,175	D	D	123.4
志紀中学校	5-2 教室棟	1960	63	RC	249	D	D	123.3
志紀中学校	5-1 教室棟	1961	62	RC	175	D	D	122.0
曙川中学校	5-1, 5-2 教室棟	1961	62	RC	538	D	D	118.5
龍華小学校	10 教室棟	1968	55	RC	877	D	D	115.1
南山本小学校	6-3, 6-4 教室棟	1967	56	RC	1,127	D	D	115.0
曙川中学校	8 特別教室棟	1968	55	RC	1,150	D	D	114.4
曙川中学校	6-1, 6-2 教室棟, 16-1, 2WC	1964	59	RC	572	D	D	110.7
高美南小学校	4 機械室	1974	49	RC	192	D	D	108.7
龍華小学校	34 教室棟	1979	44	RC	1,806	D	D	103.9
龍華小学校	41-1, 41-2 管理教室棟	1981	42	RC	2,368	D	D	103.8
龍華小学校	35 教室棟	1980	43	RC	1,718	D	D	102.8
竹瀬小学校	19 教室棟	1983	40	RC	1,422	D	D	100.7
成法中学校	24 機械室	1982	41	RC	140	D	D	100.2
成法中学校	32 特別教室棟	1984	39	RC	1,540	D	D	98.9
大正中学校	36-1, 36-2 特別教室棟	1983	40	RC	758	D	D	98.8
成法中学校	31 管理教室棟	1983	40	RC	2,267	D	D	98.8
志紀中学校	22 特別教室	1985	38	RC	728	D	D	98.5
曙川小学校	2 屋内運動場	1970	53	RC	665	D	B	93.7
高美中学校	3-1, 3-2 屋内運動場	1974	49	RC	2,267	D	B	90.0
成法中学校	42 屋内運動場	1988	35	RC	1,098	D	C	84.2
竹瀬小学校	17 給食棟	1983	40	RC	250	D	B	82.1

※小・中学校の棟の欄に記載している数字は学校施設台帳で管理している棟番号

表 4-2 劣化状況の判定基準

判定	劣化状況	劣化度(点)
A	健全	0~0.9
B	軽微な劣化がある状態	1~1.9
C	重度の劣化がある状態	2~2.9
D	最重要部材に重度の劣化がある状態	3~3.9

(出典：八尾市公共施設マネジメント実施計画)

## 2. 監査の結果及び意見

### (1) (意見 25) 学校規模等の適正化に向けた取り組みの促進について

#### 【現状】

各自治体は、地域ごとの実情や課題を踏まえ、保護者・児童生徒・教職員・地域住民等の関係者と合意形成を図りながら、学校規模等の適正化の検討を進めることが期待されている。具体的には、規模等の適正化の必要性や方向性について関係者が共通認識するための基盤として、現状の教育活動や課題の可視化・共有が求められる。

この点につき市では、児童生徒数や学校規模（学級数）の推移・将来推計、学

校施設の老朽化状況など、定量的なデータをもとに小規模校・大規模校の現状と課題を整理するとともに、児童生徒数の減少や、学級数が望ましい規模から外れている学校の数、施設の築年数分布などをグラフや表で示し、現状を可視化している。また、学校規模等の適正化の方策である小規模特認校について、保護者や地域団体への説明会（PTA総会、まちづくり協議会等）を実施し、現状や制度内容、課題を直接説明するとともに、市政だよりやチラシ、リーフレット、冊子、学校紹介動画などの紙媒体・デジタル媒体を活用し、情報を広く周知するよう努めている。

今後の取り組みについては、令和7年度に実施している全校の校舎、体育館等の学校施設を対象とした構造躯体健全性調査結果や、小規模特認校制度の効果検証結果、これまでの学校の変遷、地域活動の状況等、様々な事情を総合的に考慮し、市の実情に適した学校規模等の適正化の在り方について慎重に検討を進めていくとしている。

また、学校規模等の適正化は市全体の公共施設の在り方という観点でも非常に関連性が強い。現在の八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版（八尾市公共施設等総合管理計画）令和4年3月一部改訂では、計画期間においてどの程度の施設面積の縮減等が必要かという数値目標は示されていないが、総務省が発出している「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（令和5年10月10日改訂）によれば、「計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標、トータルコストの縮減・平準化に関する目標等について、数値目標を記載することが望ましいこと。」が示されている。

今後、市において数値目標を検討する場合には、学校施設の影響も受けることになると考えられる。

### 【意見】

現在実施している方策（①施設一体型の小中一貫校、②小規模特認校制度）のみでは学校規模等の適正化を十分に実現することは困難であり、審議会答申で示された残りの方策（③通学区域の変更、④学校の統廃合）への着手は避けられないと考えられる。

令和5年度に市が実施した保護者アンケートでは「現状の小規模校に不安を感じる」との回答もあるが、市の学校規模の推計によれば、令和12年には小規模校が全体の約30%を占める見込みである。通学区域の変更や学校の統廃合などの合意形成には相当の時間を要することが見込まれるため、学校規模等の適正化に向けた取り組みを速やかに進める必要がある。

また、学校規模等の適正化の推進にあたっては、将来の児童生徒数や通学条件、施設の老朽化状況に加え、財務的な視点から学校施設ごとのコスト情報（支

出のみならず、減価償却費等を含むもの）を整理し、そうした情報も十分に考慮することも重要である。

なお、市全体の公共施設マネジメントに関する基本方針は、市民サービスの維持・向上を図るために、以下の方針に沿って全市的に公共施設マネジメントを進めるとされている。

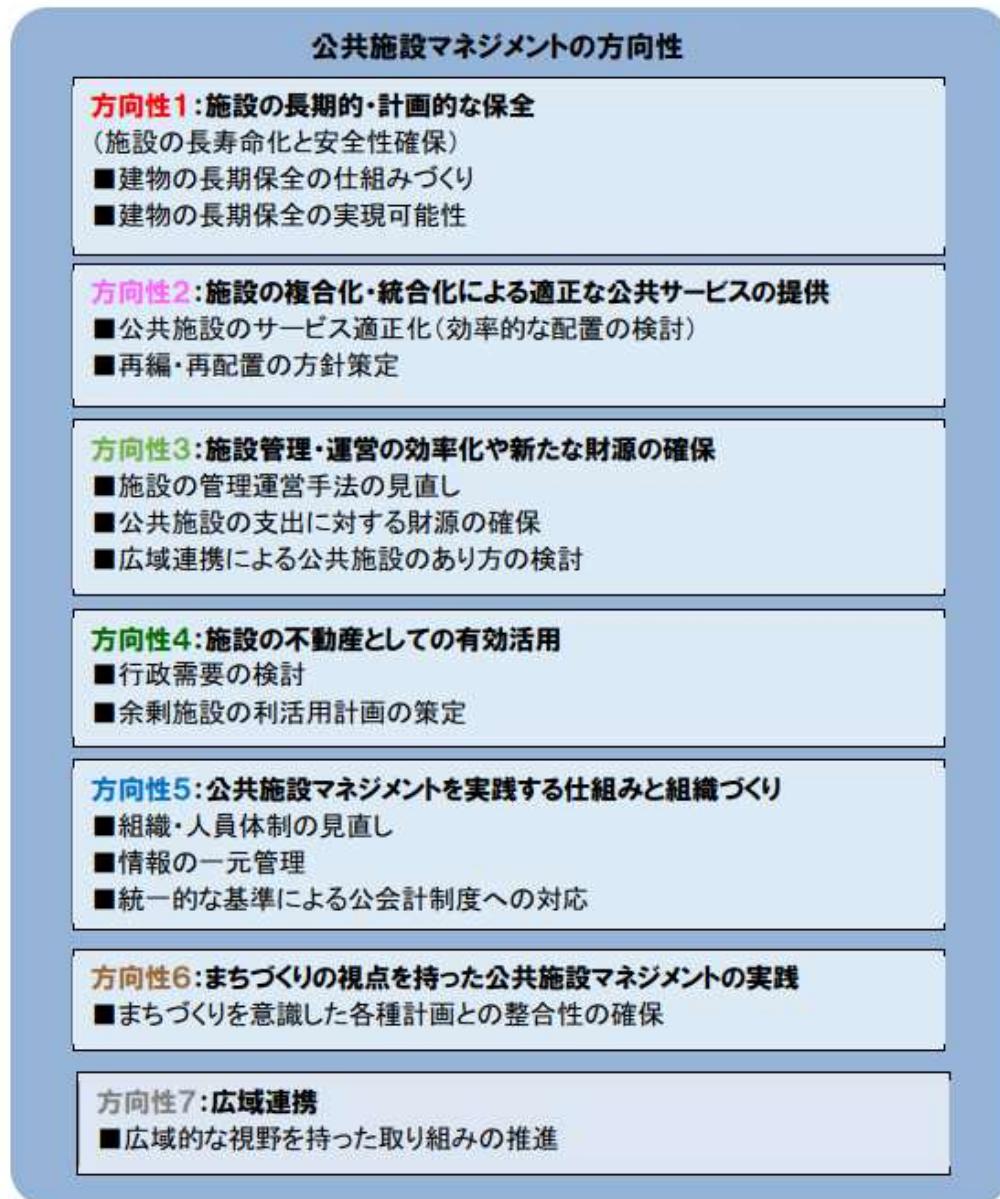


図 3-1 今後のマネジメントの方向性のイメージ

(出典：八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版)

7つの方向性が示されているが、相互の関係性は強く、例えば【方向性1】に示される施設の長期的・計画的な保全については、【方向性2】の施設の複合化・

統合化による適正な公共サービスの視点も見据えなければ計画的で効果的かつ経済性を持った対応はできないと考えられる。この点について、学校規模等の適正化の検討や学校施設の長期的・計画的な保全を行うにおいても、将来を見据えた複合化や統合化の視点も重要となる。

また、市の子どもをどのように育てるのかという教育ビジョンに関わる学校規模等の適正化の検討は、教育委員会が中心となり進めるべき課題である。しかしながら、学校規模等の適正化の推進にあたっては、地域社会との連携や、取り組みの中で必要となる財源調整など、教育委員会のみでは対応が困難な課題も存在する。そのため、市長部局の関連部署も適切に協力し、市全体としてより良い教育環境の整備に向けた取り組みを進める必要がある点にも留意すべきである。

(1) (意見 26) 事務事業評価について

【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み			
事務事業名	学校適正規模等推進事業	担当部局・課	教育委員会事務局 教育政策課

1 事業概要

事業概要	平成22年(2010年)7月の八尾市立小・中学校適正規模等審議会答申に基づき、市立学校の規模等の適正化を推進する。
事業の対象	市立小・中学校、義務教育学校
事業の目的	八尾市の児童・生徒数は、全体的には減少し続けているが、地域によっては小規模な学校がある一方、大規模な学校ができるなど、学校規模に著しい差異が生じている。 このような状況に対し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るとともに、教育行政の効率的運用を図る観点から、市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するため、市立学校の規模の適正化をはかる。

2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○小規模校、大規模校の対策検討 ○大規模校対策事業(亀井小学校) ○小規模特認校の教育内容や制度等の周知	令和6年度 実施内容	○小規模校、大規模校の対策検討 ○大規模校対策事業(亀井小学校) ○小規模特認校の教育内容や制度等の周知
計画額(千円)	2,755	実績額(千円)	2,497

3 活動指標又は成果指標

指標	単位	活動指標又は成果指標		意味・算式等
		令和6年度 計画値	令和6年度 実績値	
1 適正化の方策を講じた学校数	校	1	1	適正化を実施した学校の数。

4 総合評価

評価の観点		評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。	A	より良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するための事業である。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。	A	着実に業務を進め有効な事務事業であった。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか	A	業務の執行体制を整え、効率的に業務を進めることができた。
総合評価		A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、平成22年7月の八尾市小・中学校適正規模等審議会答申に基づき、市立学校の規模等の適正化を推進するものである。

しかしながら、現状の事後評価における指標については「適正化の方策を講じた学校数」といった定量的指標のみが設定されており、事業の主要な活動に対する指標が十分に網羅されていない。

事業目的（教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るとともに、教育行政の効率的運用を図る観点から、市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するため、市立学校の規模の適正化を図る）に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より評価の実効性を高め、今後の事業改善につなげることが重要である。具体的な指標設定については前述の意見も踏まえて検討されたい。

### 【意見】有効性・効率性評価について

本事業の有効性評価については「着実に業務を進め有効な事務事業であった」、効率性評価については、「業務の執行体制を整え、効率的に業務を進めることができた」といった定性的な記述にとどまっており、具体的な数値や根拠が十分に示されていない。また、前述のとおり監査人の分析では事業の効率性や有効性に課題があると考えている。

効率性評価においては、

- ・事業成果（小規模特認校制度における入学者数、学級数等）と経費の関係
  - ・業務執行体制の工夫によるコスト削減の具体的な取り組み
- など、定量的な分析や根拠が必要である。

今後は、事業費の状況と事業成果を関連付けて分析し、効率性評価の透明性を高め、改善につなげることが期待される。

## 【19】小学校給食施設整備事業

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	学務給食課		
事業の概要	既設給食調理場のドライ化や設備、機能の更新により給食の安全衛生の向上を図るとともに、労働の安全衛生の確保を図る。		
事業の対象	給食関連施設及び設備		
事業の目的	既設学校給食調理場の施設整備を行うことにより、安全・安心な学校給食の提供を行うことを目的とする。		
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学校給食調理場施設改築（刑部小の改築工事）</li> <li>● リフト改修、調理設備・機器の更新、排気設備などの更新</li> <li>● その他機器の更新</li> </ul>		
予算決算の状況（千円）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	121,415	329,569	198,319
決算	96,733	327,415	64,250
令和6年度財源及び支出の内訳（千円）	財源内訳	支出内訳	
	国補助金 8,513	委託料 495	
	府補助金 -	工事請負費 45,362	
	一般財源 55,737	備品購入費 18,393	
	その他 -		

(出典：市提供資料より監査人が作成)

#### (2) 小学校給食施設整備事業について

本事業は、八尾市立小学校の給食関連施設及び設備を対象として、安全・安心な学校給食の提供と調理従事者の労働安全衛生の向上を目的としている。学校給食法に基づき、既設給食調理場のドライ化や設備・機能の更新、施設の改築、機器の維持管理を計画的に進めている。事業推進にあたっては、長期的な施設使用を見据えた機能更新や衛生管理面からのドライ化を図るため、増改築を計画的に行う必要がある。また、調理従事者の労働環境向上のため、空調設備の導入を早期に進めている。今後も調理施設・設備の機能更新を着実に進めることで、衛生的な環境整備と労働安全衛生の確保を図り、学校給食の安全・確実な提供体制の維持向上をめざすものである。

## 2. 監査の結果及び意見

### (1) (意見 27) 事務事業評価について

#### 【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み			
事務事業名	小学校給食施設整備事業	担当部局・課	教育委員会事務局 学務給食課

#### 1 事業概要

事業概要	既設給食調理場のドライ化や設備、機能の更新により給食の安全衛生の向上を図るとともに、労働の安全衛生の確保を図る。
事業の対象	給食関連施設及び設備
事業の目的	既設学校給食調理場の施設整備を行うことにより、安全・安心な学校給食の提供を行うことを目的とする。

#### 2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○小学校給食調理場施設改築(刑部小の改築工事) ○リフト改修、調理設備・機器の更新、排気設備などの更新 ○その他機器の更新	令和6年度 実施内容	○小学校給食調理場施設改築(刑部小の改築工事) ○調理設備・機器などの更新
計画額(千円)	198,319	実績額(千円)	64,250

#### 3 活動指標又は成果指標

活動指標又は成果指標					
	指標	単位	令和6年度		意味・算式等
			計画値	実績値	
1	給食調理場のドライ化率	%	57.1	57.1	施設改修により給食調理場をドライ化した率
2	修理要求に対する改善率	%	100	100	
3	施設・設備更新達成度	%	88.9	16.1	令和3年度から6年度までに計画した施設・設備更新件数のうち、更新達成した件数の各年度累積割合

#### 4 総合評価

評価の観点			評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。		A	安全・安心な給食の提供に向け、市の責務として直接関与が必要である。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあつたか。目標(予測)に実績値が近づいているか。		A	施設修繕・備品更新等により、一層安全・安心な学校給食の提供が可能となった。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか		A	事業実施の際には、一般競争入札を導入し、経費節減を図っている。
総合評価			A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、既設学校給食調理場のドライ化や設備・機能の更新を目的として、市内の給食関連施設及び設備を対象に事業を展開している。事業の実施にあたっては、教育委員会内部で精査したうえで、調理場建物自体の更新や給食調理場の施設・設備・備品の維持管理及び更新を計画的に進めている。

しかしながら、現状の事後評価における指標については、「給食調理場のドライ化率」「修理要求に対する改善率」「施設・設備更新達成度」など、主に事業の進捗や物理的な更新状況に関する定量的な指標が中心となっており、事業の主要な活動（給食の安全衛生の向上、労働環境の改善、学校給食の質的向上等）に対する指標が十分に網羅されていない。

事業目的（安全・安心な学校給食の提供、調理従事者の労働安全衛生の確保）に直結する指標を導入し、定量的な成果（衛生検査結果や事故発生件数、労働環境の改善率など）と定性的な成果（児童・保護者・調理従事者の満足度や安全・安心感の質的変化）をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

- 衛生管理・安全性に関する指標
  - ・衛生検査合格率
- 労働環境・従事者の安全衛生に関する指標
  - ・労働環境改善率：調理従事者へのアンケートによる肯定的回数率

### 【意見】評価点付与方法について

本事業の事後評価では、有効性についてA評価が付与されているが、評価点付与方法に以下の課題がある。

#### ●定量的指標の達成度と評価点が連動していない

例えば、「施設・設備更新達成度」については令和6年度の単年度達成率は16.1%と低い水準であるにもかかわらず、有効性評価はAとされており、指標の達成度が評価点に十分反映されていない。これは、評価点の根拠が曖昧であり、客觀性・透明性に欠ける状況である。

#### ●定性的な記述に偏った評価

評価内容が「施設修繕・備品更新等により、一層安全・安心な学校給食の提

供が可能となった」など定性的な記述に偏っており、実績値や達成率などの定量的データに基づく評価が十分に行われていない。このため、事業の実態や課題が評価点に反映されにくく、改善につながりにくい。

今後は、設定した指標の達成度や事業の実態・課題に基づき、より客観的かつ透明性の高い評価点付与方法へと見直すことが望まれる。

## 【20】学校施設計画推進事業

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	教育政策課 学校運営室（現教育施設課）		
事業の概要	安全で良好な教育環境のため、計画的な機能更新及び老朽化対策に伴う施設整備等を計画する。		
事業の対象	市立小・中学校、義務教育学校、旧幼稚園施設		
事業の目的	よりよい教育環境を実現する。		
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校施設計画の進行管理、時点修正</li> <li>● 学校施設整備の進行管理</li> </ul>		
予算決算の状況（千円）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	-	-	-
決算	-	-	-
令和6年度 財源及び支出の内訳 (千円)	財源内訳	支出内訳	
	国補助金	-	-
	府補助金	-	
	一般財源	-	
	その他	-	

(出典：市提供資料より監査人が作成)

## （2）学校施設計画推進事業について

学校施設の老朽化や機能面の課題への対応は、児童生徒が安全・快適に学校生活を送るための基盤であり、教育環境の充実に直結している。市では、こうした課題に計画的に対応するため、小学校、中学校、義務教育学校の施設について「学校施設計画」を策定し、現場の状況や各種報告、国や市の施策方針等を踏まえて計画を隨時見直している。

本事業では、教育委員会や関係部局が連携し、学校施設の点検や営繕業務の情報をもとに課題を把握し、計画に反映させるとともに、予算編成や実施計画を策定して、施設の機能更新や老朽化対策を推進している。なお、施設状況の把握や点検業務の報告内容の検討を行う場として定例会議を開催し、関係者間で情報共有と課題の協議を行っている。また、各学校の個別具体的な施設整備事業については、進行管理を徹底し、必要な改修等を計画的に実施することで、児童生徒・教職員が安心して学校生活を送ることができる環境づくりをめざしている。

## 2. 監査の結果及び意見

### （1）（意見 28）臨時会議の記録管理について

#### 【現状】

定例会議は、教育政策課学校運営室長及び公共建築課教育施設営繕室長（いずれも課長補佐級）を必須出席者として開催している。これら 2 名の室長に加え、教育政策課からは参事、係長、主査が、公共建築課からは係長及び担当者が出席している。市では月次で定例会議を開催する方針であるが、令和 6 年度は 5 回の開催にとどまっている。一方、定例会議の代替として案件ごとに臨時会議を隨時開催し、関係者間で課題を共有している。しかしながら、臨時会議については議事録等の記録が作成されておらず、会議内容の証跡が残されていない状況である。

#### 【意見】

定例会議の代替である臨時会議の記録が残されていない場合、事業の進捗状況や課題対応の履歴が不明確となり、意思決定や事務の正確性・効率性に支障をきたすおそれがある。また、会議内容の記録がないことで、不参加者への情報共有が適切に行われず、後日、課題や対応策を検証する際に必要な情報が不足し、組織運営の透明性や説明責任が損なわれるリスクも生じる。

したがって、臨時会議についても議事録等の記録を適切に作成し、会議内容や課題対応の履歴を体系的に管理する体制を整備すべきである。

(2) (意見 29) 事務事業評価について

【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み			
事務事業名	学校施設計画推進事業	担当部局・課	教育委員会事務局 教育政策課

1 事業概要

事業概要	安全で良好な教育環境のため、計画的な機能更新及び老朽化対策に伴う施設整備等を計画する。
事業の対象	市立小・中学校、義務教育学校、旧幼稚園施設
事業の目的	よりよい教育環境を実現する。

2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○学校施設計画の進行管理、時点修正 ○学校施設整備の進行管理	令和6年度 実施内容	○学校施設計画の進行管理、時点修正 ○学校施設整備の進行管理
計画額(千円)	0	実績額(千円)	0

3 活動指標又は成果指標

	指標	単位	活動指標又は成果指標		意味・算式等
			令和6年度 計画値	令和6年度 実績値	
1	学校施設営繕定例会議の実施回数	回	12	5	学校施設の営繕担当所管と月次で定例会議を開き、施設の老朽化状況、機能的課題を抽出し、対応策を検討することにより、学校施設計画に基づく事業の効果測定と評価を得ることで、学校施設計画の時点修正につなげる。

4 総合評価

	評価の観点	評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。	A	市立学校の施設・設備を計画的に整備していくために必要である。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。	B	安全で安心できる教育環境を整備するうえで有効な事務である。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか	A	効果的な計画を策定した。
総合評価		A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、学校施設の計画的な機能更新及び老朽化対策に伴う施設整備を目的として、市立小・中学校、義務教育学校、旧幼稚園施設を対象に事業を展開している。

しかしながら、現状の事後評価における指標については、「学校施設営繕定例会議の実施回数」のみが評価指標として設定されており、事業の主要な活動（施設整備の進捗、老朽化対策の実施状況、教育環境の質的向上等）に対する指標が十分に網羅されていない。

事業目的（安全で良好な教育環境の実現、施設の計画的整備、迅速な課題対応等）に直結する指標を導入し、定量的な成果（件数・率）と定性的な成果（満足度・質的変化）をバランスよく設定することで、より評価の実効性を高め、今後の事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

##### ■施設整備・老朽化対策に関する指標

- ・校舎等学校施設の大規模改修工事等実施校数
- ・営繕工事実施校数

### 【意見】評価点付与方法について

本事業の事後評価では、妥当性・有効性・効率性の各項目について A 又は B 評価が付与されているが、評価点付与方法に以下の課題がある。

##### ●定量的指標の達成度と評価点が連動していない

例えば、「学校施設営繕定例会議の実施回数」は、令和6年度の計画値12回に対し実績回数5回と、計画値に対して大きく未達である。しかし、効率性評価は A とされており、指標の達成度が評価点に十分反映されていない。これは、評価点の根拠が曖昧であり、客觀性・透明性に欠ける状況である。

##### ●定性的な記述に偏った評価

評価内容が「効果的な計画を策定した」「必要である」など定性的な記述に偏っており、実績値や達成率などの定量的データに基づく評価が十分に行われていない。このため、事業の実態や課題が評価点に反映されにくく、改善につながりにくい。

今後は、設定した指標の達成度や事業の実態・課題に基づき、より客観的かつ透明性の高い評価点付与方法へと見直すことが望まれる。

## 【21】人事管理業務

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	教育政策課		
事業の概要	事務局職員及び市立学校に配属する市費職員の適正配置等の人事管理を実施する。市立学校教職員（府費負担教職員）の服務監督を実施する。学校における働き方改革を推進する。		
事業の対象	教育委員会事務局の職員及び市立教育機関の教職員		
事業の目的	適材適所の人員配置による公務能率の向上、研修等による職員の資質向上により適正・効率的な行財政運営に寄与する。働き方改革の推進により教職員の事務負担等の軽減、指導の充実等、より効果的な教育活動が期待できる。		
令和6年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適材適所の人員配置による公務能率の向上、職員の資質向上による適正、効率的な行財政運営</li> <li>● 教職員の出退勤（勤怠）管理システムの運用</li> <li>● 小学校6年生における通常学級での密を回避するための市費講師配置</li> <li>● 教職員の負担を軽減しより一層教育の充実を図るための取り組み推進</li> <li>● 教頭等の管理職のマネジメント支援</li> <li>● 教職員の働き方改革の推進に係るアンケートの実施</li> </ul>		
予算決算の状況（千円）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	67,396	105,396	20,350
決算	67,921	82,161	10,752
令和6年度 財源及び支出の内訳 (千円)	財源内訳	支出内訳	
	国補助金	-	給料 5,256
	府補助金	1,411	共済費 240
	一般財源	9,341	委託料 924
	その他	-	需用費 445
			負担金、補助及び交付金 4
			報償費 2,975
			役務費 30
			旅費 878

(出典：市提供資料より監査人が作成)

## （2）人事管理業務について

市では、教育現場の効率的な運営と教職員・職員の働き方改革を推進するため、府費人事と市費人事の両面から人事管理業務に取り組んでいる。

府費人事では、教職員の働き方改革の推進を目的として、令和3年度より教職員にICカードを貸与し、出退勤管理や休暇申請等をシステム内で一括管理する仕組みを導入している。また、令和6年度には小学校1校に市費講師を配置し、通常学級での密回避を図るとともに、管理職経験者を教頭マネジメント支援員として配置し、教頭の職務を支援している。さらに、各校でノークラブデーや一斉退庁日、学校閉校日の実施など、教職員の勤務時間短縮に向けた取り組みも進めている。加えて、教職員の働き方改革に関するアンケートを実施し、集計結果を関係委員会や校長会に報告するなど、現場の意見を反映した取り組みも行っている。

市費人事では、事務局職員及び市立学校に配属する市費職員の適正配置を通じて、公務能率の向上と職員の資質向上をめざしている。また、職員のワークライフバランス実現のため、各所属で業務の平準化や時差出勤の推奨などを行い、超過勤務の削減に努めている。さらに、職員の資質向上を目的とした研修も積極的に実施しており、令和6年度には校務員を対象にタイムマネジメント研修、剪定研修、ロープワーク研修、体幹トレーニング研修など、計4回の全体研修を実施している。これらの研修を通じて、業務効率化や安全対策、健康管理など多角的なスキル向上を図り、適正かつ効率的な行財政運営に寄与している。

このように、市では府費・市費双方の人事管理業務を通じて、教育現場の働き方改革と職員の資質向上、業務効率化に継続的に取り組んでいる。

## 2. 監査の結果及び意見

### (1) (意見 30) 事務事業評価について

#### 【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み			
事務事業名	人事管理業務	担当部局・課	教育委員会事務局 教育政策課

#### 1 事業概要

事業概要	事務局職員及び市立学校に配属する市費職員の適正配置等の人事管理を実施する。 市立学校教職員(府費負担教職員)の服務監督を実施する。 学校における働き方改革を推進する。
事業の対象	教育委員会事務局の職員及び市立教育機関の教職員
事業の目的	適材適所の人員配置による公務能率の向上、研修等による職員の資質向上により適正・効率的な行財政運営に寄与する。 働き方改革の推進により教職員の事務負担等の軽減、指導の充実等、より効果的な教育活動が期待できる。

#### 2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○適材適所の人員配置による公務能率の向上、職員の資質向上による適正・効率的な行財政運営 ○教職員の出退勤(勤怠)管理システムの運用 ○小学校6年生における通常学級での密回避するための市費講師配置 ○教職員の負担を軽減しより一層教育の充実を図るための取り組み推進 ○望ましい就学環境の構築のための市費講師配置 ○教頭等の管理職のマネジメント支援	令和6年度 実施内容	○適材適所の人員配置による公務能率の向上、職員の資質向上による適正・効率的な行財政運営 ○教職員の出退勤(勤怠)管理システムの運用 ○小学校6年生における通常学級での密回避するための市費講師配置 ○教職員の負担を軽減しより一層教育の充実を図るための取り組み推進 ○教頭等のマネジメント支援 ○教職員の働き方改革の推進に係るアンケートの実施
計画額(千円)	20,350	実績額(千円)	10,752

#### 3 活動指標又は成果指標

	指標	単位	活動指標又は成果指標		意味・算式等
			令和6年度 計画値	令和6年度 実績値	
1	実務能力の向上に重点をおいた研修の実施	回	4	4	1年間に実施する校務員研修の回数を指標とする。
2	労務管理に向けた研修の実施	回	3	3	1年間に実施する労務管理等にかかる研修の回数を指標とする。

#### 4 総合評価

評価の観点			評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。		A	公務能率の向上を図り、円滑な行財政運営を行うには、職員の適正配置や能力開発等による資質向上必要不可欠であり実施は妥当である。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。		A	実務能力の向上に向けた研修を実施し、職員の能力開発による資質向上や適正な人事配置等により公務能率の向上が図られることから有効性は高い。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか。 ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか		A	適材適所の人員配置や研修の実施等による能力開発等、教職員の資質向上を図るとともに、多様な人材活用等により効率的な行財政運営に寄与した。
総合評価			A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】評価指標の見直し

本事業は、教育委員会事務局及び市立教育機関における人事管理業務の充実を目的として、人事給与システムの効率的な運用、実務能力向上に重点を置いた研修の実施、教職員の評価・育成システムの運用、超勤時間の把握とノーカー残業データの実施、市費講師の配置や管理職のマネジメント支援などを通じて、教職員の資質向上や公務能率の向上、学校現場の働き方改革の推進を図るものである。

しかしながら、現行の評価指標は「実務能力の向上に重点をおいた研修の実施回数」や「労務管理に向けた研修の実施の回数」など、主に活動量や実施件数に限定されており、事業の主要な活動（働き方改革の推進、教職員の負担軽減）に対する指標が十分に網羅されていない。

本事業の目的（教職員の資質向上、公務能率の向上、働き方改革の推進による教育環境の充実）に直結する指標を導入し、定量的な成果（超勤時間の削減率・研修実施回数）と定性的な成果（教職員の満足度・教育現場の質的变化）をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。具体的な指標としては次に一例を示すが、実際にどのような指標を用いるかについては、事業の多面的な成果を把握し、より的確な評価と改善につなげることを踏まえて検討することが望まれる。

#### ＜指標例（参考）＞

- 働き方改革・負担軽減に関する指標
  - ・超勤時間時間数
- 教育環境・成果に関する指標
  - ・教職員満足度

### 【意見】有効性評価について

本事業の有効性評価については、「実務能力の向上に向けた研修を実施し、職員の能力開発による資質向上や適正な人事配置等により公務能率の向上が図られることから有効性は高い」とされ、A評価となっている。しかしながら、評価の根拠が研修の実施や能力開発に限定されており、事業目的に直結する成果についての具体的な指標や分析が十分に示されていないため、有効性の評価根拠が十分とはいえない。

有効性評価においては、

- ・研修の実施回数や能力開発だけでなく、教職員の資質向上が教育現場にどのような効果をもたらしたか
- ・働き方改革の推進による教職員の負担軽減や教育活動の充実といった定性的

な成果

- ・事業目的との関連性を明確にした多面的な指標の設定など、定量的・定性的な分析や根拠が必要である。
- 今後は、事業目的に直結する成果指標を用いて分析し、有効性評価の透明性を高め、事業改善につなげることが期待される。

## 【22】通学路の安全確保事業

### 1. 実施事業の概要

#### (1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	学校教育推進課		
事業の概要	警察官 OB 等に八尾市スクールガード・リーダーを委嘱し、登下校時の巡回指導及び子ども安全見守り隊に対する指導助言を実施する。また、通学路の危険箇所に対して、学校及び地域と連携して対策を検討、実施するほか、車両に対し通学児童生徒への注意喚起を促すため路面標示（スクールゾーン（白））・通学路巻看板の設置・補修等を行い、子どもが安全に通学できる地域環境を確立する。		
事業の対象	市内全域		
事業の目的	子どもが安全に通学できる地域環境を確立する。		
令和 6 年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スクールガード・リーダーによる市内巡回等</li> <li>● 通学路の危険箇所について、学校及び地域と協議</li> <li>● 車両通行量の多い箇所への路面標示（スクールゾーン（白））、通学路（カラー）、通学路巻看板の新設・補修</li> <li>● 曙川小学校区の都塚北地区在住児童の通学安全確保のため、安全対策事業を実施</li> </ul>		
予算決算の状況（千円）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
予算	8,015	6,908	57,192
決算	4,671	6,863	53,481
財源及び支出の内訳（千円）	財源内訳	支出内訳	
令和 6 年度	国補助金 4,308	委託料 739	
	府補助金 -	工事請負費 50,399	
	一般財源 49,173	需用費 638	
	その他 -	報償費 1,677	
		役務費 28	

(出典：市提供資料より監査人が作成)

#### (2) 通学路の安全確保事業について

本事業は、子どもが安全に通学できる地域環境の確立を目的としている。警察

官OBなどを「八尾市スクールガード・リーダー」に委嘱し、登下校時の巡回指導や、子ども安全見守り隊への指導助言を実施する。また、通学路の危険箇所については、学校や地域と連携して対策を検討・実施し、路面標示や通学路巻看板の設置・補修を行うことで、車両運転者への注意喚起を図っている。現状、通学路を通行する車両に対する規制がなく、また大都市圏では新たに歩道の拡幅等を進めることは困難であるため、通学路を通行する車両や児童への周知、啓発等で登下校時の安全確保を進めている。

具体的な取り組みは、以下のとおりである。

- ・スクールガード・リーダー（警察官OB）による、市内全28校区の巡回指導（週2回、午前・午後）、及び子ども安全見守り隊への指導助言
- ・通学路の危険箇所の点検、関係機関・地域・学校との協議による安全対策の検討・実施
- ・車両通行量の多い箇所への路面標示（スクールゾーン・カラー）や通学路巻看板の新設・補修

## 2. 監査の結果及び意見

### (1) (意見 31) 事務事業評価について

#### 【現状】

当事務事業の事後評価は次のとおり実施されている。

重点取り組み			
事務事業名	通学路の安全確保事業	担当部局・課	教育委員会事務局 学校教育推進課

#### 1 事業概要

事業概要	警察官OB等に八尾市スクールガード・リーダーを委嘱し、登下校時の巡回指導及び子ども安全見守り隊に対する指導助言を実施する。また、通学路の危険箇所に対して、学校及び地域と連携して対策を検討、実施するほか、車両に対し通学児童生徒への注意喚起を促すため路面標示(スクールゾーン(白))・通学路巻看板の設置・補修等を行い、子どもが安全に通学できる地域環境を確立する。
事業の対象	市内全域
事業の目的	子どもが安全に通学できる地域環境を確立する。

#### 2 取り組み実績

令和6年度 計画内容	○スクールガード・リーダーによる市内巡回等 ○通学路の危険箇所について、学校及び地域と協議 ○車両通行量の多い箇所への路面標示(スクールゾーン(白)、通学路(カラー))・通学路巻看板の新設・補修 ○曙川小学校区の都塚北地区在住児童の通学安全確保のため、安全対策事業を実施	令和6年度 実施内容	○スクールガード・リーダーによる市内巡回等 ○通学路の危険箇所について、学校及び地域と協議 ○車両通行量の多い箇所への路面標示(スクールゾーン(白)、通学路(カラー))・通学路巻看板の新設・補修 ○曙川小学校区の都塚北地区在住児童の通学安全確保のため、安全対策事業を実施
計画額(千円)	57,192	実績額(千円)	53,481

#### 3 活動指標又は成果指標

	指標	単位	活動指標又は成果指標		意味・算式等
			令和6年度 計画値	実績値	
1	1校あたりのスクールガードリーダーの巡回回数	回	22	22.18	スクールガードリーダーの巡回回数／全小学校数 最大1人78日×2回(午前・午後)×4人 ÷ 全小学校数
2	スクールゾーン標示新設・補修数及び通学路標識撤去数	箇所	20	52	スクールゾーン標示の新設・補修及び通学路標識の撤去を行った箇所数

#### 4 総合評価

	評価の観点	評価	評価内容
妥当性	・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。 ・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。	A	通学路の安全確保事業は、国からの通知もあり喫緊の全国的な課題として各自治体で取り組んでいる。
有効性	・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。 ・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標(予測)に実績値が近づいているか。	A	子どもたちが安心して学校生活を過ごせるよう、学校、地域とも協力しながら進めることができた。
効率性	・投入資源(人件費を含めたフルコスト)に見合った効果を得られたか ・フルコストにおける受益者負担(補助)割合は適正か ・実施の手法は最適か ・業務の執行体制は効率的か ・同種・同類の事務事業を行っていないか	A	スクールガード・リーダーを警察OBが担うことで、地域全体の安全意識を高めた。また、路面等での注意喚起を行い、通学路の安全確保を行った。
総合評価		A	

(出典：事業評価シート)

### 【意見】効率性評価について

本事業の効率性評価については、「スクールガード・リーダーを警察OBが担うことで、地域全体の安全意識を高めた。また、路面等での注意喚起を行い、通学路の安全確保を行った。」とされ、A評価となっている。

しかしながら、令和6年度に予算・決算額が前年度比で大幅に増加しており（予算：6,908千円→57,192千円、決算：6,863千円→53,481千円）、主な内容が工事請負費であるにもかかわらず、効率性評価において工事費用の増加やその費用対効果について具体的な言及がなされていない。

効率性評価においては、

- ・事業成果（スクールガード・リーダーの巡回回数、スクールゾーン標示新設・補修数等）と事業経費との関係
- ・警察OBの活用によるコスト削減や資源の有効活用の具体的な取り組み
- ・工事請負費の増加に伴う物理的対策の効果と費用対効果の検証

など、定量的な分析や根拠が必要である。

今後は、事業費の状況と事業成果を関連付けて分析し、効率性評価の透明性を高め、改善につなげることが期待される。